

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 本 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国管区 警察局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国 財 務 局 (山口財務事務所)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 	中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 本 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設(削除)に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国管区 警察局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国 財 務 局 (山口財務事務所)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設(削除)に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 	中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設 	中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う追加</p> <p>表現の適正化</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 																															
中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 																															
(略)																																
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設(削除)に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。 																															
中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設 																															
中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。 																															
(略)																																
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。 																															

現 行		修 正 案		備 考
5 指定公共機関（1-1-10）		5 指定公共機関（1-1-10）		
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱	
<u>西日本電信電話株式会社</u> (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。	<u>N T T 西日本株式会社</u> (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。	社名変更
株式会社 N T T ドコモ (中国支社 <u>山口支店</u>)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。	株式会社 N T T ドコモ (中国支社 <u>(削除)</u>)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。	表現の適正化

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）

県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。

第4章 自然災害に強い県土の形成

第1節 県土の現況と保全対策

第1項 治山（2-4-2）

1 現況

本県の森林面積は437千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。

このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林107千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。

第5章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保（2-5-3）

5 電気通信事業者の対策

【西日本電信電話株】

(1) 電気通信設備の防災計画

- ア 被災地に対する通信の途絶防止対策
- (7) 伝送路のループ化を推進する。
- (4) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県（2-6-2）

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置

配備基準		配備体制		本 庁		出先機関及び市町	職員配備基準
				配備課	人数		
風水害 対策	大雨 洪水 注意報	第1警戒 体制	情報班 体制	防災危機管理課 ・消防保安課	3	○関係市町	あらかじめ所属 長が指名した 職員
	河川課 道路整備課 砂防課			1 1 1			
	大雨 洪水 注意報		警戒配 備体制	防災危機管理課 ・消防保安課	3	○関係市町を所管する 出先機関	
				河川課 道路整備課 砂防課	1 1 1	・土木建築事務所 ・ダム管理事務所 ・東部発電事務所 ・西部利水事務所 ・厚東川工業用水道事務所 ○関係市町	

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）

県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。

第4章 自然災害に強い県土の形成

第1節 県土の現況と保全対策

第1項 治山（2-4-2）

1 現況

本県の森林面積は436千haで、総土地面積611千haの71%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。

このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林107千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。

第5章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保（2-5-3）

5 電気通信事業者の対策

【NTT西日本株】

(1) 電気通信設備の防災計画

- ア 被災地に対する通信の途絶防止対策
- (7) 伝送路のループ化を推進する。
- (4) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 災害時用公衆電話の設置を行う。

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県（2-6-2）

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置

配備基準		配備体制		本 庁		出先機関及び市町	職員配備基準
				配備課	人数		
風水害 対策	<u>レベル 2 氾濫 注意報</u> <u>レベル 2 大雨 注意報</u>	第1警戒 体制	情報班 体制	防災危機管理課 ・消防保安課	3	○関係市町	あらかじめ所属 長が指名した 職員
				河川課 道路整備課 砂防課	1 1 1		
			警戒配 備体制	防災危機管理課 ・消防保安課	3	○関係市町を所管する 出先機関	
				河川課 道路整備課 砂防課	1 1 1	・土木建築事務所 ・ダム管理事務所 ・東部発電事務所 ・西部利水事務所 ・厚東川工業用水道事務所 ○関係市町	

防災基本計画
に準拠

時点修正

社名変更

名称変更

防災気象情報
の体系整理に
伴う変更

現 行				修 正 案				備 考		
暴 風 暴 風 雪 波 浪 警 報		学校運営・施設整備室 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 * 2 森林整備課 2 * 建築指導課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2								
		防災危機管理課 6 ・ 消防保安課 生活衛生課 2 農産物・リサイクル課 2 厚 政 課 2 農 林 水 産 政 策 課 2 農 村 整 備 課 2 漁 港 漁 場 整 備 課 2 監 理 課 2 技 術 管 理 課 2 道 路 整 備 課 2 道 路 建 設 課 2 都 市 計 画 課 2 砂 防 課 2 河 川 課 2 港 湾 課 2 住 宅 課 2 教育政策課・ 学校運営・施設整備室 2 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 * 2 森林整備課 2 * 建築指導課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2	○関係市町を所管する 出先機関 ・ 土木建築事務所 ・ 港湾管理事務所 ・ 山口宇部空港事務所 ・ 農林水産事務所 ・ 下関農林事務所 ・ 下関水産局 * 健康福祉センター * ダム管理事務所 (波浪警報を除く) * 西部利水事務所 * 東部発電事務所 * 工業用水道事務所 * 県立学校 (県立大学を除く) ○関係市町	主管部長の判断により、適正な配備体制を確立する						
雪 害 対 策		防災危機管理課 6 ・ 消防保安課 厚 政 課 2 道 路 整 備 課 2 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 生活衛生課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 * 2 農 林 水 産 政 策 課 2	○関係市町を所管する 関係出先機関 ○関係市町	災害の規模に応じ、主管部長の判断により、適正な配備体制を確立する						
					暴 風 暴 風 雪 波 浪 警 報	防災危機管理課 6 ・ 消防保安課 厚 政 課 2 道 路 整 備 課 2 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 生活衛生課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 2 * 森林整備課 2 * 建築指導課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2	○関係市町を所管する 出先機関 ・ 土木建築事務所 ・ 港湾管理事務所 ・ 山口宇部空港事務所 ・ 農林水産事務所 ・ 下関農林事務所 ・ 下関水産局 * 健康福祉センター * ダム管理事務所 (波浪警報を除く) * 西部利水事務所 * 東部発電事務所 * 工業用水道事務所 * 県立学校 (県立大学を除く) ○関係市町	主管部長の判断により、適正な配備体制を確立する		
					雪 害 対 策	防災危機管理課 6 ・ 消防保安課 厚 政 課 2 道 路 整 備 課 2 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 生活衛生課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 2 * 農林水産政策課 2	○関係市町を所管する 関係出先機関 ○関係市町	災害の規模に応じ、主管部長の判断により、適正な配備体制を確立する		

配 備 基 準	配 備 体 制	本 庁		出先機関及び市町	職 員 配 備 基 準
		配 備 課	人 数		
雪 害 対 策	第 2 警 戒 体 制	* 農村整備課 2 * 森林整備課 2 * 漁港漁場整備課 2 * 監 理 課 2 * 技術管理課 2 * 道路建設課 2 * 都市計画課 2 * 砂 防 課 2 * 河 川 課 2 * 港 湾 課 2 * 建築指導課 2 * 住 宅 課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2 * 教育政策課・ 学校運営・施設整備室 2			
大規模な火災、		防災危機管理課 6		○関係市町を所管する	

配 備 基 準	配 備 体 制	本 庁		出先機関及び市町	職 員 配 備 基 準
		配 備 課	人 数		
雪 害 対 策	第 2 警 戒 体 制	* 農村整備課 2 * 森林整備課 2 * 漁港漁場整備課 2 * 監 理 課 2 * 技術管理課 2 * 道路建設課 2 * 都市計画課 2 * 砂 防 課 2 * 河 川 課 2 * 港 湾 課 2 * 建築指導課 2 * 住 宅 課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2 * 教育政策課・ 学校運営・施設整備室 2			
大規模な火災、 交通災害、産業		防災危機管理課 6 ・ 消防保安課		○関係市町を所管する 関係出先機関	

現 行				修 正 案				備 考				
交通災害、産業 災害に係る対策		<ul style="list-style-type: none"> * 消防保安課 2 * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 生活衛生課 2 * 厚 政 課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 2 * 農林水産政策課 2 * 農村整備課 2 * 森林整備課 2 * 漁港漁場整備課 2 * 監 理 課 2 * 技術管理課 2 * 道路整備課 2 * 道路建設課 2 * 都市計画課 2 * 砂 防 課 2 * 河 川 課 2 * 港 湾 課 2 * 建築指導課 2 * 住 宅 課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2 * 教育政策課・ 学校運営・施設整備室 2 	関係出先機関 ○関係市町			災害等に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> * 広報広聴課 2 * 県民生活課 2 * 生活衛生課 2 * 厚 政 課 2 * 医療政策課 2 ・ 医務保険課 * 産業政策課 2 * 交通政策課 2 * 農林水産政策課 2 * 農村整備課 2 * 森林整備課 2 * 漁港漁場整備課 2 * 監 理 課 2 * 技術管理課 2 * 道路整備課 2 * 道路建設課 2 * 都市計画課 2 * 砂 防 課 2 * 河 川 課 2 * 港 湾 課 2 * 建築指導課 2 * 住 宅 課 2 * 物品管理課 2 * 企業局総務課 2 * 電気工水課 2 * 教育政策課・ 学校運営・施設整備室 2 	○関係市町				
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による</p>						<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別の事故災害対策において別途定めている場合は、その基準による</p>						
<p style="color: red;">土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき</p>	特別警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課 6 ・ 消防保安課広報広聴課 2 県民生活課 2 生活衛生課 2 廃棄物・リサイクル対策課厚政課 2 医療政策課 2 ・ 医務保険課 産業政策課 2 交通政策課 2 農林水産政策課農村整備課 2 森林整備課 2 漁港漁場整備課監理課 2 技術管理課 2 道路整備課 2 道路建設課 2 都市計画課 2 砂防課 2 河川課 2 港湾課 2 建築指導課 2 住宅課 2 物品管理課 2 企業局総務課 2 電気工水課 2 教育政策課 2 ・ 学校運営・施設整備室 * 人事課 2 * 政策企画課 2 * 観光政策課 2 * 会計課 2 	○関係市町を所管する関係出先機関 ○関係市町	あらかじめ所属長が指名した職員	<p style="color: red;">レベル4 氾濫危険警報</p> <p style="color: red;">レベル4 大雨危険警報</p> <p style="color: red;">レベル4 土砂災害危険警報</p> <p style="color: red;">気象防災速報（記録的短時間大雨）、本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき</p>	特別警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課 6 ・ 消防保安課広報広聴課 2 県民生活課 2 生活衛生課 2 廃棄物・リサイクル対策課厚政課 2 医療政策課 2 ・ 医務保険課 産業政策課 2 交通政策課 2 農林水産政策課農村整備課 2 森林整備課 2 漁港漁場整備課監理課 2 技術管理課 2 道路整備課 2 道路建設課 2 都市計画課 2 砂防課 2 河川課 2 港湾課 2 建築指導課 2 住宅課 2 物品管理課 2 企業局総務課 2 電気工水課 2 教育政策課 2 ・ 学校運営・施設整備室 * 人事課 2 * 政策企画課 2 * 観光政策課 2 * 会計課 2 	○関係市町を所管する関係出先機関 ○関係市町	あらかじめ所属長が指名した職員			

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結（2-6-6）</p> <p>1 県における協定の締結</p> <p>(5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定</p> <p>ウ <u>県乗用自動車協会</u>との協定</p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="157 457 1181 667"> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> </table>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217		第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157		中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	<p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結（2-6-6）</p> <p>1 県における協定の締結</p> <p>(5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定</p> <p>ウ <u>県タクシー協会</u>との協定</p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="1469 499 2493 709"> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山口市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第13旅団</td> <td>広島県</td> <td>082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部方面総監部</td> <td>兵庫県</td> <td>072-782-0001</td> </tr> </table>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01		第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157		中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001	<p>名称変更</p> <p>番号変更</p>
陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217																							
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157																							
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																							
陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01																							
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157																							
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001																							
<p>第4節 海上保安部署との連携体制（2-6-9）</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県（防災危機管理課）</div> <p>↓</p> <table border="1" data-bbox="172 955 1077 1495"> <tr> <td> 広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99-<u>159</u> </td> <td> 徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225-<u>2</u> " FAX 19-225 </td> <td> 門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226-<u>2</u> " FAX 19-226 </td> <td> 仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227-<u>2</u> " FAX 19-227 </td> </tr> <tr> <td> 岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999 </td> <td> 下松分室 0833-41-3022 </td> <td> 宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999 </td> <td> 萩海上保安署 0838-22-4999 </td> </tr> <tr> <td> 柳井海上保安署 0820-23-2250 </td> <td> 三田尻中関分室 0835-23-9898 </td> <td> 下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999 </td> <td> ※ 上段は代表電話 下段は緊急電話 </td> </tr> </table> </div>	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225- <u>2</u> " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226- <u>2</u> " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227- <u>2</u> " FAX 19-227	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>第4節 海上保安部署との連携体制（2-6-9）</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県（防災危機管理課）</div> <p>↓</p> <table border="1" data-bbox="1484 997 2389 1537"> <tr> <td> 広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99-<u>157</u> </td> <td> 徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-225-2-3</u> " FAX <u>7-19-225</u> </td> <td> 門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-226-2-3</u> " FAX <u>7-19-226</u> </td> <td> 仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-227-2-3</u> " FAX <u>7-19-227</u> </td> </tr> <tr> <td> 岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999 </td> <td> 下松分室 0833-41-3022 </td> <td> 宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999 </td> <td> 萩海上保安署 0838-22-4999 </td> </tr> <tr> <td> 柳井海上保安署 0820-23-2250 </td> <td> 三田尻中関分室 0835-23-9898 </td> <td> 下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999 </td> <td> ※ 上段は代表電話 下段は緊急電話 </td> </tr> </table> </div>	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>157</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-225-2-3</u> " FAX <u>7-19-225</u>	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-226-2-3</u> " FAX <u>7-19-226</u>	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-227-2-3</u> " FAX <u>7-19-227</u>	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>番号変更</p> <p>番号変更</p>
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225- <u>2</u> " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226- <u>2</u> " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227- <u>2</u> " FAX 19-227																							
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																							
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																							
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>157</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-225-2-3</u> " FAX <u>7-19-225</u>	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-226-2-3</u> " FAX <u>7-19-226</u>	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <u>7-10-227-2-3</u> " FAX <u>7-19-227</u>																							
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																							
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																							
<p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5）</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p>感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-7-7）</p> <p>2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、<u>県立学校等</u>の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用し</p>	<p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5）</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p>感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-7-7）</p> <p>2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、<u>(削除)</u> 県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場</p>	<p>表現の適正化</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルとの整合性を図る</p>																								

現 行

て、広域調整を行う。

第8章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

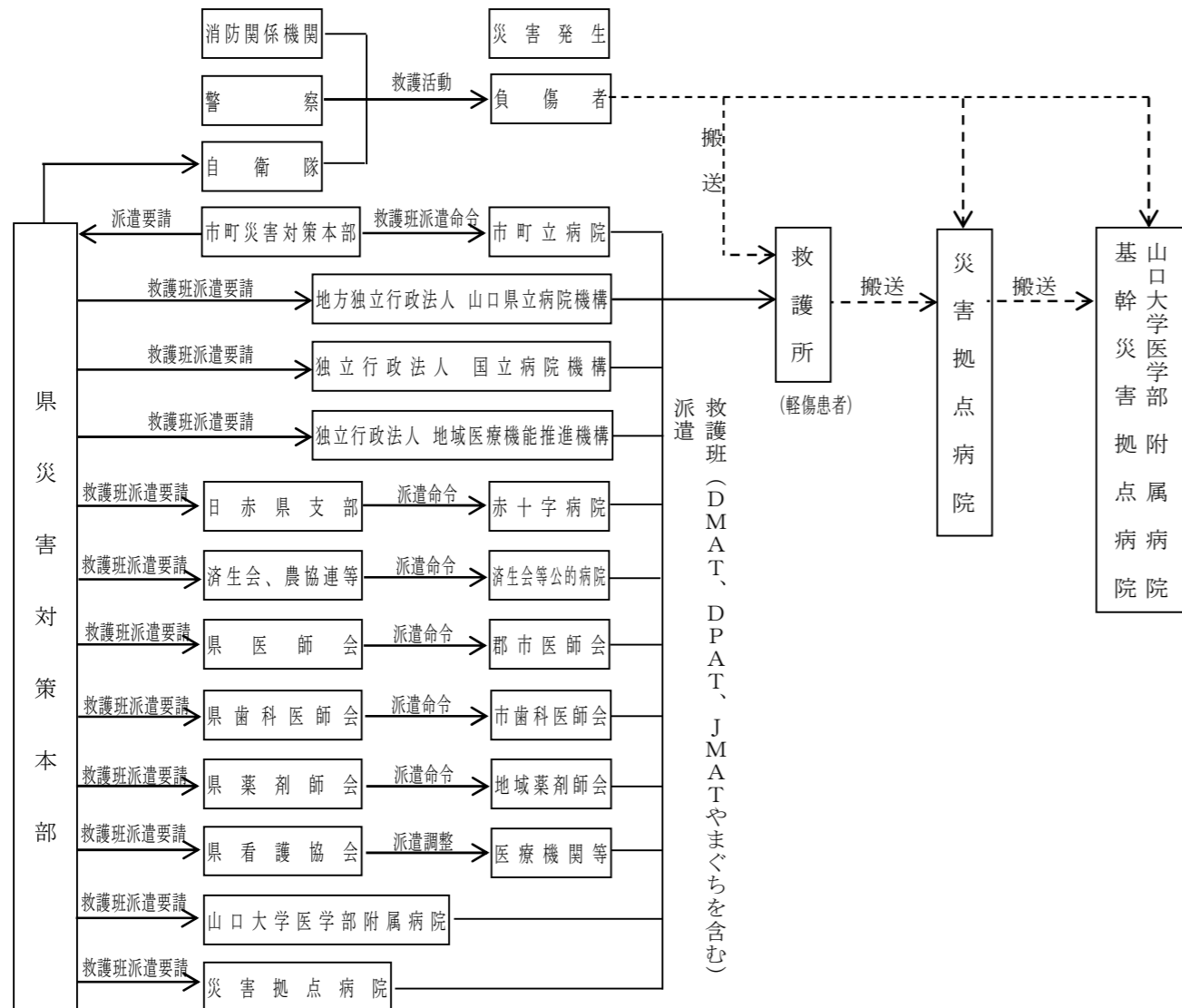
第1項 県（2-8-2）

4 県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-8-3）

[医療救護活動体系図]



第9章 要配慮者対策

第5節 避難所対策（2-9-4）

4 県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の充実に努める。

修 正 案

所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。

第8章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

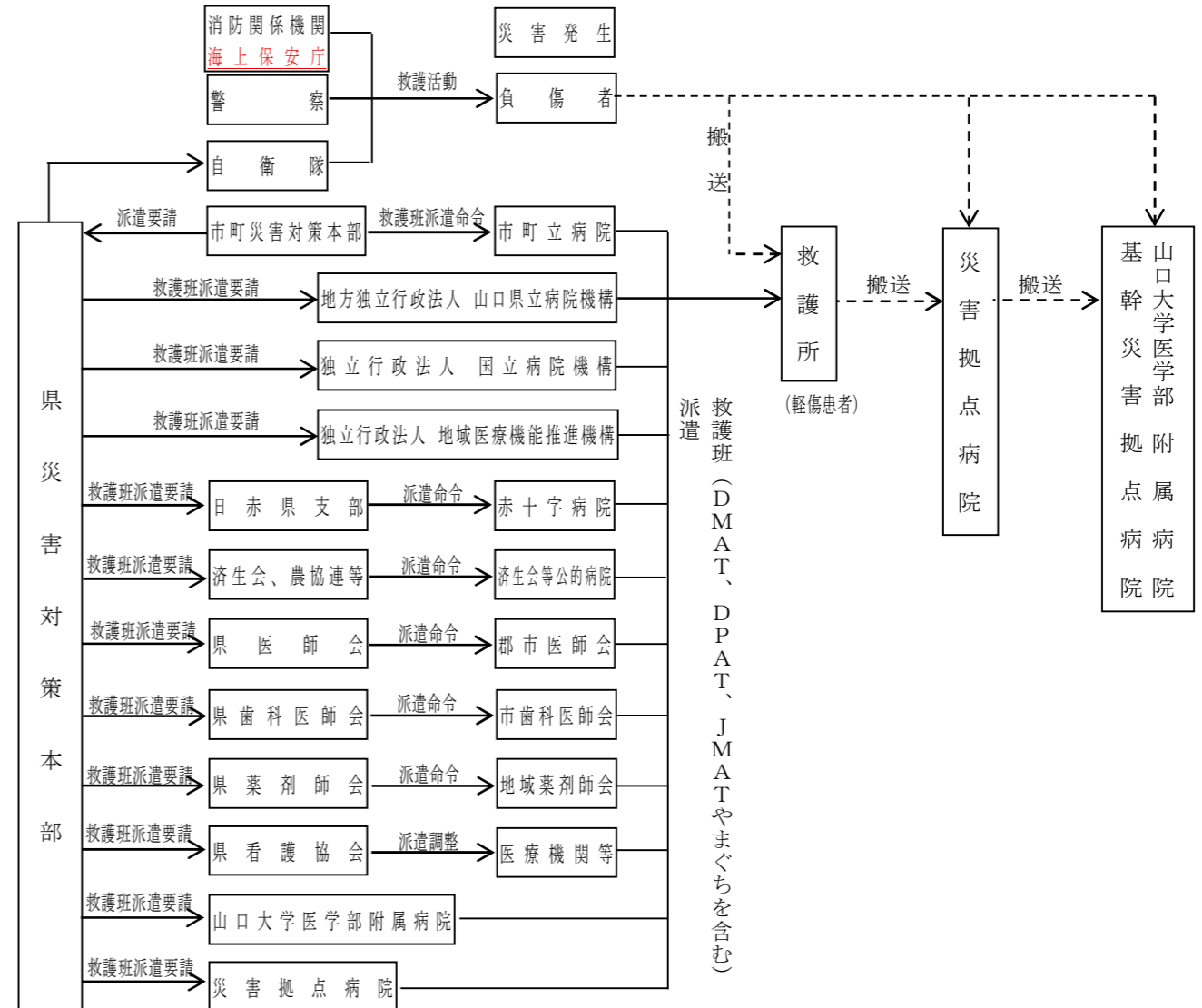
第1項 県（2-8-2）

4 県警察、消防機関及び海上保安庁との連携体制の確立を図る。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-8-3）

[医療救護活動体系図]



第9章 要配慮者対策

第5節 避難所対策（2-9-4）

4 県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所等において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の充実に努める。

備 考

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第1項 水道事業者（2-13-2）</p> <p>災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また</u>、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p> <p>第2項 下水道事業者（2-13-2）</p> <p>下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また</u>、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p> <p>第14章 危険家屋移転促進対策</p> <p>第1節 防災のための集団移転促進計画</p> <p>第3項 移転促進区域（2-14-2）</p> <p>2 災害危険区域</p> <p>建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域</p>	<p>第13章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第1項 水道事業者（2-13-2）</p> <p>災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p> <p><u>さらに</u>、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p> <p>第2項 下水道事業者（2-13-2）</p> <p>下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p> <p><u>さらに</u>、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p> <p>第14章 危険家屋移転促進対策</p> <p>第1節 防災のための集団移転促進計画</p> <p>第3項 移転促進区域（2-14-2）</p> <p>2 災害危険区域等</p> <p>建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域</p> <p><u>特定都市河川法に基づく浸水被害防止区域</u></p> <p><u>土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域</u></p> <p><u>急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域</u></p>	<p>防災基本計画に準拠</p> <p>防災基本計画に準拠</p> <p>防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律との整合性を図る</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第15章 火災予防対策（2-15-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 一般火災予防計画 <ul style="list-style-type: none"> 火災予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちの形成 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保 住宅防火対策の推進 地域における防火安全体制の充実 要配慮者の防火安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進 避難協力体制の確立 その他の安全確保対策の推進 建築物防火対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 関係者への指導の強化 消防用設備等の設置・維持の適正化 防火管理の徹底 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 防火管理体制の充実 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用 避難施設・消防設備等の維持管理の徹底 特定違反對象物に対する是正措置の徹底 工場、倉庫等の防火安全対策の推進 火事災害予防のための情報の充実 消防力の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 市町消防計画の整備 消防組織の充実 消防教育・訓練の充実 消防施設等の充実・強化 文化財防火対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 建造物文化財・防火施設の現況 予防対策実施責任者 文化財防火対策の推進 災害復旧への備え 林野火災予防計画 <ul style="list-style-type: none"> 出火防止対策の推進 — 林野火災予防対策の推進 林野消防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立 活動体制の整備 林野火災消火訓練の充実 林野火災に強い地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の作成 防火道等の整備 林野火災消防施設・資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 林野火災消防施設の整備 消火資機材の整備 空中消火資機材の整備 林野火災特別地域対策事業の推進 二次災害の防止活動 	<p>第15章 火災予防対策（2-15-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 一般火災予防計画 <ul style="list-style-type: none"> 火災予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 火災予防思想の普及啓発 災害に強いまちの形成 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保 住宅防火対策の推進 地域における防火安全体制の充実 要配慮者の防火安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進 避難協力体制の確立 その他の安全確保対策の推進 建築物防火対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 関係者への指導の強化 消防用設備等の設置・維持の適正化 防火管理の徹底 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 防火管理体制の充実 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用 避難施設・消防設備等の維持管理の徹底 特定違反對象物に対する是正措置の徹底 工場、倉庫等の防火安全対策の推進 火事災害予防のための情報の充実 消防力の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 市町消防計画の整備 消防組織の充実 消防教育・訓練の充実 消防施設等の充実・強化 文化財防火対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 建造物文化財・防火施設の現況 予防対策実施責任者 文化財防火対策の推進 災害復旧への備え 林野火災予防計画 <ul style="list-style-type: none"> 出火防止対策の推進 — 林野火災予防対策の推進 林野消防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 火災気象通報・林野火災警報等の収集伝達体制の確立 活動体制の整備 林野火災消火訓練の充実 林野火災に強い地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の作成 防火道等の整備 林野火災消防施設・資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 林野火災消防施設の整備 消火資機材の整備 空中消火資機材の整備 林野火災特別地域対策事業の推進 二次災害の防止活動 	<p>火災予防条例の改正に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第6項 消防力の充実・強化（2-15-5）</p> <p>2 消防組織の充実</p> <p>(3) 広域消防応援体制の整備</p> <p>県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市町等は必要な運用体制の確立に努める。</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進（2-15-7）</p> <p>林野火災は<u>2月</u>から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。</p> <p>林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、市町、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。</p> <p>1 林野火災予防対策の推進</p> <p>(1) 防火思想の啓発</p> <p>ア 広報活動の推進</p> <p>林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。</p> <p>そのため、国、県、市町、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。</p> <p>また、林野火災は、空気が乾燥する<u>2月</u>から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力で啓発運動を展開する。</p> <p>(2) 発生原因別対策</p> <p>ウ 火入れ対策</p> <p>火入れに当たって、市町及び消防機関は、火入れに関する条例及び市町火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。</p> <p>林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から<u>2月</u>までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</p> <p>第2項 林野消防対策の推進（2-15-9）</p> <p>1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立</p> <p>(3) 市町長は、<u>気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき</u>又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。</p> <p>2 活動体制の整備</p> <p>(1) 消防体制の確立</p> <p>市町及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。</p>	<p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第6項 消防力の充実・強化（2-15-5）</p> <p>2 消防組織の充実</p> <p>(3) 広域消防応援体制の整備</p> <p>県内の市町、組合消防本部が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市町等は必要な運用体制の確立に努める。</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進（2-15-7）</p> <p>林野火災は<u>1月</u>から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。</p> <p>林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、市町、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努め、<u>林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令を行う</u>とともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。</p> <p>1 林野火災予防対策の推進</p> <p>(1) 防火思想の啓発</p> <p>ア 広報活動の推進</p> <p>林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。</p> <p>そのため、国、県、市町、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。</p> <p>また、林野火災は、空気が乾燥する<u>1月</u>から5月までが多発時期であるため、<u>林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令を行うとともに</u>、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力で啓発運動を展開する。</p> <p>(2) 発生原因別対策</p> <p>ウ 火入れ対策</p> <p>火入れに当たって、市町及び消防機関は、火入れに関する条例及び市町火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。</p> <p>林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から<u>12月</u>までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</p> <p>第2項 林野消防対策の推進（2-15-9）</p> <p>1 火災気象通報・林野火災警報等の収集伝達体制の確立</p> <p>(3) 市町長は、<u>気象の条件が林野火災の予防上注意を要すると認める場合</u>又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に林野火災警報又は林野火災注意報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。</p> <p>2 活動体制の整備</p> <p>(1) 消防体制の確立</p> <p>市町及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、林野火災警報等発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>林野火災予防通知に準拠</p> <p>火災予防条例の改正に伴う修正</p> <p>火災予防条例の改正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>火災予防条例の改正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>火災予防条例の改正に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路（2-16-9）</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 气象台</p> <p>气象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>第2項 鉄道（2-16-10）</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 气象台</p> <p>气象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策（2-17-12）</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（ガス事業法第145条・第146条）</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（2-17-14）</p> <p>4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）</p> <p>(1) 知事又は市長の行う予防対策（法第46条、同法施行令第5条）</p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画</p> <p>第1項 目的（2-17-21）</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>西日本電信電話㈱</u>・工事施工者】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>西日本電信電話㈱</u>・工事施工者】</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>西日本電信電話㈱</u>・工事施工者】</p>	<p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路（2-16-9）</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 气象台</p> <p>气象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、<u>大雪</u>、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>第2項 鉄道（2-16-10）</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 气象台</p> <p>气象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、<u>大雪</u>、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策（2-17-12）</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策<u>策</u>（ガス事業法第145条・第146条）</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（2-17-14）</p> <p>4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）</p> <p>(1) 知事又は市長の行う予防対策（法第46条、同法施行令第9条）</p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画</p> <p>第1項 目的（2-17-21）</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>NTT西日本㈱</u>・工事施工者】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>NTT西日本㈱</u>・工事施工者】</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・<u>NTT西日本㈱</u>・工事施工者】</p>	<p>第12次山口県交通安全計画で追記</p> <p>第12次山口県交通安全計画で追記</p> <p>脱字訂正</p> <p>電気用品安全法施行令改正に伴う修正</p> <p>社名変更</p> <p>社名変更</p> <p>社名変更</p>

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置（3-1-3）</p> <p>1 災害対策本部の設置基準</p> <table border="1" data-bbox="151 340 1305 745"> <thead> <tr> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>そ の 他 の 災 害 の 場 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、</u>県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア～イ (略) (2)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 県本部の運営（3-1-5）</p> <p>2 部</p> <p>(3) 部局横断的チームの設置</p> <p>大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員<u>及び</u>緊急支援物資の受入れが想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。</p> <p><u>ウ (新設)</u></p> <p>第3項 動員配備計画（3-1-7）</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p> <table border="1" data-bbox="151 1266 1305 2005"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th>種 別</th> <th>体 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。</td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。</td> </tr> <tr> <td>1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>3</u> その他状況により、知事が命じたとき。</td> <td>警戒配備体制</td> <td>情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出</td> </tr> </tbody> </table>	気 象 災 害 の 場 合	そ の 他 の 災 害 の 場 合	(1) <u>県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア～イ (略) (2)～(4) (略)	(略)	体制の時期の基準	種 別	体 制 の 内 容	1 <u>県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。	第1警戒体制	1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。	1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>3</u> その他状況により、知事が命じたとき。	警戒配備体制	情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置（3-1-3）</p> <p>1 災害対策本部の設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1469 340 2623 766"> <thead> <tr> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>そ の 他 の 災 害 の 場 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>県内にレベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、暴風警報の一つ以上が発表され、</u>県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ア～イ (略) (2)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 県本部の運営（3-1-5）</p> <p>2 部</p> <p>(3) 部局横断的チームの設置</p> <p>大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員、<u>緊急支援物資の受入れ及び広域避難調整、広域避難所の運営等</u>が想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。</p> <p><u>ウ 広域避難対策支援チーム</u></p> <p><u>総務部を中心に広域避難に係る被災市町、受入先の市町等との調整、広域避難所の運営等を実施するチームを設置する。</u></p> <p>第3項 動員配備計画（3-1-7）</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p> <table border="1" data-bbox="1469 1249 2623 2026"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th>種 別</th> <th>体 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>県内にレベル2氾濫注意報、レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報の一つ以上が発表されたとき</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。</td> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。</td> </tr> <tr> <td>1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき</u> <u>3</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>4</u> その他状況により、知事が命じたとき。</td> <td>警戒配備体制</td> <td>情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出</td> </tr> </tbody> </table>	気 象 災 害 の 場 合	そ の 他 の 災 害 の 場 合	(1) <u>県内にレベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、暴風警報の一つ以上が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ア～イ (略) (2)～(4) (略)	(略)	体制の時期の基準	種 別	体 制 の 内 容	1 <u>県内にレベル2氾濫注意報、レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報の一つ以上が発表されたとき</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。	第1警戒体制	1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。	1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき</u> <u>3</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>4</u> その他状況により、知事が命じたとき。	警戒配備体制	情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出	<p>防災気象情報の体系整理に伴う変更</p> <p>広域避難対策支援チームの追記</p> <p>広域避難対策支援チームの追記</p> <p>防災気象情報の体系整理に伴う変更</p>
気 象 災 害 の 場 合	そ の 他 の 災 害 の 場 合																											
(1) <u>県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア～イ (略) (2)～(4) (略)	(略)																											
体制の時期の基準	種 別	体 制 の 内 容																										
1 <u>県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。	第1警戒体制	1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。																										
1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>3</u> その他状況により、知事が命じたとき。		警戒配備体制	情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出																									
気 象 災 害 の 場 合	そ の 他 の 災 害 の 場 合																											
(1) <u>県内にレベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、暴風警報の一つ以上が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ア～イ (略) (2)～(4) (略)	(略)																											
体制の時期の基準	種 別	体 制 の 内 容																										
1 <u>県内にレベル2氾濫注意報、レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報の一つ以上が発表されたとき</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。	第1警戒体制	1 特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。 2 降雨状況等により警戒配備体制への設置指示を行う。																										
1 先行雨量状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 <u>2 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき</u> <u>3</u> 県内に大雪警報が発表されたとき。 <u>4</u> その他状況により、知事が命じたとき。		警戒配備体制	情報班体制に加え、関係出先機関職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。 (情報班体制からの移行方法) 1 関係出先機関の配備は管轄する市町単位とし、管轄する市町が基準に達した場合に配備する。 2 局地的な降雨時は情報班が特定の出																									

現 行			修 正 案			備 考
		先機関のみに配備を指示することができるものとする。 3 左記の基準に達しない場合において、先行降雨等の気象現象から情報班が必要と判断した場合は特定の出先機関に配備を指示することができるものとし、又特定出先機関の長は独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。			先機関のみに配備を指示することができるものとする。 3 左記の基準に達しない場合において、先行降雨等の気象現象から情報班が必要と判断した場合は特定の出先機関に配備を指示することができるものとし、又特定出先機関の長は独自に関係職員に配備を命ずることができるものとする。	
1 <u>県内に、暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。</u> 2 その他状況により、知事が命じたとき。 例えば局地的豪雨又は豪雪の場合	第2警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	1 <u>県内にレベル3氾濫警報、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報の一つ以上が発表されたとき</u> 2 <u>県内にレベル4高潮危険警報が発表されたとき</u> 3 <u>県内に暴風、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。</u> 4 その他状況により、知事が命じたとき。例えば局地的豪雨又は豪雪の場合	第2警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	
1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。 (1) <u>土砂災害警戒情報</u> (2) <u>記録的短時間大雨情報</u> 2 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 3 その他状況により、知事が命じたとき。	特別警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。	1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。 (1) <u>レベル4氾濫危険警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報</u> (2) <u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> 2 本県への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 3 その他状況により、知事が命じたとき。	特別警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。	
(2) 災害対策本部設置			(2) 災害対策本部設置			
体制の時期の基準	種 別	体制の内容	体制の時期の基準	種 別	体制の内容	防災気象情報の体系整理に伴う変更
1 <u>大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア～イ (略) 2～4 (略)	第1非常体制	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	1 <u>県内にレベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル3土砂災害警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、暴風警報の一つ以上が発表され、</u> 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア～イ (略) 2～4 (略)	第1非常体制	山口県災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制	

現 行				修 正 案				備 考
第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-11）				第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-11）				周防大島高校の設置者の変更に伴う修正
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	
(略)				(略)				組織改編
総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。	総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学 <u>（附属高校を含む）</u> 及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。	
(略)				(略)				防災気象情報の体系整理に伴う変更
総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間地域づくり推進課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間・地域振興課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	
第2章 災害情報の収集・伝達計画				第2章 災害情報の収集・伝達計画				防災気象情報の体系整理に伴う変更
第1節 災害情報計画（3-2-3）				第1節 災害情報計画（3-2-3）				
【県・国（气象台）・市町・警察・防災関係機関】				【県・国（气象台）・市町・警察・防災関係機関】				防災気象情報の体系整理に伴う変更
災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、県、市町をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する気象特別警報・警報・注意報（以下「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。				災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、県、市町をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する気象特別警報・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報（以下「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。				
第1項 気象警報・注意報等				第1項 気象警報・注意報等				防災気象情報の体系整理に伴う変更
<u>雨や強風等</u> の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに <u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて</u> 発表される。				<u>（削除）</u> 気象現象により、災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、 <u>重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要などときには「危険警報」が、</u> 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに <u>（削除）</u> 発表される。 <u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。</u>				
なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。				なお、大雨 <u>（削除）</u> 等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。				防災気象情報の体系整理に伴う変更
気象特別警報・警報・注意報の概要				<u>（削除）</u>				
種 類	概 要							
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報							
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起るおそれがある場合、その旨を警告して行う予報							
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報							

現 行		修 正 案		備 考
気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要		特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）		防災気象情報の体系整理に伴う変更
種 類	概 要	警報等の名称等	概 要	
特別 警報	大雨特別警報	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。	
		レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。	
		レベル5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。	
		レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	レベル4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	
警報	大雨警報	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	
	洪水警報	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	
		レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
			レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。 ※2 洪水予報河川	
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）		
注意報	大雨注意報	警報等の名称等	概 要	
		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	洪水注意報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加		

現 行			修 正 案			備 考
注意報		<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>			えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。	
	<u>高潮注意報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。</u> <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u>		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるとときに発表される。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	<u>着氷(雪)注意報</u>	<u>著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u> <u>具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</u>		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
<u>記録的短時間大雨情報</u>	<u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u>		<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。</u>		
			<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。</u>		
			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表。		
			霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表。		
			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表。		

現 行		修 正 案		備 考										
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>キキクル等の種類と概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1448 226 1774 751"> <p>土砂キキクル</p> </td> <td data-bbox="1774 226 2555 751"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 758 1774 1283"> <p>浸水キキクル</p> </td> <td data-bbox="1774 758 2555 1283"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1289 1774 1856"> <p>洪水キキクル</p> </td> <td data-bbox="1774 1289 2555 1856"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1862 1774 2024"> <p>流域雨量指数の予測値</p> </td> <td data-bbox="1774 1862 2555 2024"> <p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<p>土砂キキクル</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>浸水キキクル</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>洪水キキクル</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時</p>	
種 類	概 要													
<p>土砂キキクル</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 													
<p>浸水キキクル</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 													
<p>洪水キキクル</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 													
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時</p>													

現 行	修 正 案		備 考
		<p><u>間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u></p> <p><u>大雨キキクル</u> <u>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</u></p>	
	<p><u>早期注意情報（警報級の可能性）</u></p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山口県西部など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山口県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p><u>時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u></p> <p><u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町単位で、警報級の現象の発生が予想される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u></p> <p><u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</u></p> <p><u>山口県気象防災速報</u></p> <p><u>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の4つである。</u></p> <p><u>ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）</u></p> <p><u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「山口県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。</u></p> <p><u>イ．気象防災速報（線状降水帯発生）</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「山口県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</u></p> <p><u>※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> <p><u>ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）</u></p> <p><u>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「山口県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</u></p> <p><u>エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u></p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山口県西部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（山口県西部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p>		

全般気象解説情報、九州北部地方（山口県を含む）気象解説情報、山口県気象解説情報
気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。
気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。
また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

土砂災害警戒情報
市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。山口県と下関地方気象台が共同で発表する。佐波川と小瀬川については、山口河川事務所及び太田川河川事務所と下関地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2及び3～5に相当する。

火災気象通報
消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに下関地方気象台が山口県知事に対して通報し、山口県を通じて市町や消防本部・局に伝達される。市町長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。

特別警報発表基準（3-2-5）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯
高潮	低気圧により
波浪	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

特別警報発表基準（3-2-5）

種 類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
土砂災害	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
氾 濫	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
高 潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなる場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度
波 浪	温帯低気圧により
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

防災気象情報の体系整理に伴う変更

現 行				修 正 案								備 考																																																																																																																																																																																																																											
<p>警報・注意報発表基準一覧表 令和4年5月26日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td colspan="7">下関地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td colspan="7">山口県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">西部</td> <td colspan="2">中部</td> <td colspan="2">東部</td> <td colspan="2">北部</td> </tr> <tr> <td>市町等をまとめた地域</td> <td>下関</td> <td>宇部・山陽小野田</td> <td>山口・防府</td> <td>周南・下松</td> <td>岩国</td> <td>柳井・光</td> <td>萩・美祢</td> <td>長門</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風 (平均風速)</td> <td>陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s</td> <td>陸上 20m/s, 海上 20m/s</td> <td colspan="5">陸上 20m/s, 海上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td>陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う</td> <td colspan="5">陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="7">平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪 (有義波高)</td> <td>日本海側 6.0m, 瀬戸内側 3.0m</td> <td>3.0m</td> <td>3.0m</td> <td colspan="4">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注意報</td> <td>大雨</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風 (平均風速)</td> <td>陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s</td> <td>陸上 10m/s, 海上 10m/s</td> <td colspan="5">陸上 10m/s, 海上 10m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪 (平均風速)</td> <td>陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う</td> <td colspan="5">陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="7">平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>波浪 (有義波高)</td> <td>日本海側 3.0m, 瀬戸内側 1.5m</td> <td>1.5m</td> <td>1.5m</td> <td colspan="4">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="7">区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="7">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>濃霧 (視程)</td> <td>陸上 100m, 日本海側 500m, 瀬戸内側 500m</td> <td>陸上 100m, 海上 500m</td> <td colspan="5">陸上 100m, 海上 500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="7">最小湿度40%で、実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="7">積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="7">夏季：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温 - 5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="7">11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="7">大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td colspan="7">大雨警報 (土砂災害) の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)</td> <td colspan="7">100mm</td> </tr> </table>				発表官署	下関地方気象台							府県予報区	山口県							一次細分区域	西部		中部		東部		北部		市町等をまとめた地域	下関	宇部・山陽小野田	山口・防府	周南・下松	岩国	柳井・光	萩・美祢	長門	警報	大雨	区域内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合							洪水	区域内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合							暴風 (平均風速)	陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s					暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm							波浪 (有義波高)	日本海側 6.0m, 瀬戸内側 3.0m	3.0m	3.0m	6.0m				高潮	区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合							注意報	大雨	区域内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合							洪水	区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合							強風 (平均風速)	陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s	陸上 10m/s, 海上 10m/s	陸上 10m/s, 海上 10m/s					風雪 (平均風速)	陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う					大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ15cm							波浪 (有義波高)	日本海側 3.0m, 瀬戸内側 1.5m	1.5m	1.5m	3.0m				高潮	区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合							雷	落雷等により被害が予想される場合							融雪								濃霧 (視程)	陸上 100m, 日本海側 500m, 瀬戸内側 500m	陸上 100m, 海上 500m	陸上 100m, 海上 500m					乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%							なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上							低温	夏季：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温 - 5℃以下							霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下							着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上							土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害) の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。							記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm						
発表官署	下関地方気象台																																																																																																																																																																																																																																						
府県予報区	山口県																																																																																																																																																																																																																																						
一次細分区域	西部		中部		東部		北部																																																																																																																																																																																																																																
市町等をまとめた地域	下関	宇部・山陽小野田	山口・防府	周南・下松	岩国	柳井・光	萩・美祢	長門																																																																																																																																																																																																																															
警報	大雨	区域内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	区域内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																			
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s, 日本海側 20m/s, 瀬戸内側 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																					
	波浪 (有義波高)	日本海側 6.0m, 瀬戸内側 3.0m	3.0m	3.0m	6.0m																																																																																																																																																																																																																																		
	高潮	区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
注意報	大雨	区域内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	洪水	区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	強風 (平均風速)	陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s	陸上 10m/s, 海上 10m/s	陸上 10m/s, 海上 10m/s																																																																																																																																																																																																																																			
	風雪 (平均風速)	陸上 10m/s, 日本海側 10m/s, 瀬戸内側 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s, 海上 10m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																																																																																																																					
	波浪 (有義波高)	日本海側 3.0m, 瀬戸内側 1.5m	1.5m	1.5m	3.0m																																																																																																																																																																																																																																		
	高潮	区域内の市町で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																					
	融雪																																																																																																																																																																																																																																						
	濃霧 (視程)	陸上 100m, 日本海側 500m, 瀬戸内側 500m	陸上 100m, 海上 500m	陸上 100m, 海上 500m																																																																																																																																																																																																																																			
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																					
	なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上																																																																																																																																																																																																																																					
	低温	夏季：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温 - 5℃以下																																																																																																																																																																																																																																					
	霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下																																																																																																																																																																																																																																					
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上																																																																																																																																																																																																																																						
土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害) の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																																																																																																																																																																																																																																						
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm																																																																																																																																																																																																																																						

 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表 令和8年5月28日現在 | | | | | | | | | | | |-------------|------------------------|--|--|------------------------------|----|------|------|----|--| | 発表官署 | 下関地方気象台 | | | | | | | | | | 府県予報区 | 山口県 | | | | | | | | | | 一次細分区域 | 西部 | | 中部 | | 東部 | | 北部 | | | | 市町村等をまとめた地域 | 下関 | 宇部・山陽小野田 | 山口・防府 | 周南・下松 | 岩国 | 柳井・光 | 萩・美祢 | 長門 | | | 特別警報 | レベル5大雨 | 以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
①表面雨量指数がレベル5大雨特別警報の基準値*以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現
②流域雨量指数がレベル5大雨特別警報の基準値*以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現 | | | | | | | | | | レベル5土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが基準値*以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 | | | | | | | | | | レベル5高潮 | 水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位がレベル5高潮特別警報の基準値*に到達することが予想される場合 | | | | | | | | | | 暴風 | 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | 暴風雪 | 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | 大雪 | 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合 | | | | | | | | | | 波浪 | 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 | | | | | | | | | | 危険警報 | レベル4大雨 | 以下の①又は②が予想される場合
①表面雨量指数が対象格子においてレベル4大雨危険警報の基準値*に到達すること
②流域雨量指数が対象河川の格子においてレベル4大雨危険警報の基準値*に到達すること | | | | | | | | | | レベル4土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値*に到達することが予想される場合 (おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表) | | | | | | | | | | レベル4高潮 | 水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位がレベル4高潮危険警報の基準値*に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表) | | | | | | | | 警報 | レベル3大雨 | 表面雨量指数又は流域雨量指数がレベル3大雨警報の基準値*に到達することが予想される場合 | | | | | | | | | | レベル3土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値*に到達することが予想される場合 (おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表) | | | | | | | | | | レベル3高潮 | 水位 (高潮予報区間に限る) 又は潮位がレベル4高潮危険警報の基準値*に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表) | | | | | | | | | | 暴風 (平均風速) | 陸上 20m/s
日本海側 20m/s
瀬戸内側 20m/s | 陸上 20m/s
海上 20m/s | 陸上 20m/s
海上 20m/s | | | | | | | | 暴風雪 (平均風速) | 陸上 20m/s
日本海側 20m/s
瀬戸内側 20m/s
雪を伴う | 陸上 20m/s
海上 20m/s
雪を伴う | 陸上 20m/s
海上 20m/s
雪を伴う | | | | | | | | 大雪 | 平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm | | | | | | | | | 波浪 (有義波高) | 日本海側 6.0m
瀬戸内側 3.0m | 3.0m | 3.0m | 6.0m | | | | | | | 注 | レベル2大雨 | 表面雨量指数又は流域雨量指数がレベル2大雨注意報の基準値*に到達することが予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | 防災気象情報の体系整理に伴う変更 |

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

--	--	--

<u>レベル2 土砂災害</u>	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2 土砂災害注意報の基準値*に到達することが予想される場合		
<u>レベル2 高潮</u>	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値*に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）		
強風（平均風速）	陸上 10m/s 日本海側 10m/s 瀬戸内側 10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s
風雪（平均風速）	陸上 10m/s 日本海側 10m/s 瀬戸内側 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う
大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、山地 12時間降雪の深さ15cm		
波浪（有義波高）	日本海側 3.0m 瀬戸内側 1.5m	1.5m	1.5m 3.0m
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧（視程）	陸上 100m 日本海側 500m 瀬戸内側 500m	陸上 100m 海上 500m	陸上 100m 海上 500m
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上		
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下		
霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下		
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上		
<u>レベル5 氾濫特別警報・レベル4 氾濫危険警報・レベル3 氾濫警報・レベル2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、山口県に關係する河川予報区名及び基準観測所名</u>	<u>厚東川水系厚東川〔持世寺〕、</u> <u>佐波川水系佐波川〔堀〕、佐波川水系佐波川〔漆尾〕、佐波川水系佐波川〔新橋〕、</u> <u>榎野川水系榎野川〔朝田〕、榎野川水系榎野川〔鰐石〕、榎野川水系仁保川〔御堀橋〕、</u> <u>島田川水系島田川〔島田〕、</u> <u>錦川水系錦川下流部〔臥龍橋〕、錦川水系錦川中流部〔南桑〕、</u> <u>小瀬川水系小瀬川〔小川津〕、小瀬川水系小瀬川〔両国橋〕</u>		

* 基準値の詳細は https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/yamaguchi.html を参照。

(削除)

基準値の URL 追加

基準値の URL 追加に伴う削除

別表1 大雨警報基準（3-2-6） 令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	27	134
宇部・山陽小野田	宇部市	27	136
	山陽小野田市	28	137
山口・防府	山口市	27	138

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

周南・下松	<u>防府市</u>	<u>28</u>	<u>142</u>
	<u>下松市</u>	<u>24</u>	<u>146</u>
	<u>周南市</u>	<u>28</u>	<u>140</u>
岩国	<u>岩国市</u>	<u>20</u>	<u>140</u>
	<u>和木町</u>	<u>25</u>	<u>147</u>
柳井・光	<u>光市</u>	<u>23</u>	<u>135</u>
	<u>柳井市</u>	<u>26</u>	<u>133</u>
	<u>周防大島町</u>	<u>15</u>	<u>134</u>
	<u>上関町</u>	<u>21</u>	<u>132</u>
	<u>田布施町</u>	<u>22</u>	<u>137</u>
萩・美祢	<u>平生町</u>	<u>21</u>	<u>135</u>
	<u>萩市</u>	<u>25</u>	<u>129</u>
	<u>美祢市</u>	<u>24</u>	<u>141</u>
長門	<u>阿武町</u>	<u>24</u>	<u>131</u>
	<u>長門市</u>	<u>25</u>	<u>131</u>

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数です。

この表では市町内における土壌雨量指数基準の最低値を示しています。

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。市町の域内において単一の値をとります。

※各基準値の以上は省略しています。

別表2 洪水警報基準 (3-2-8)

令和6年5月23日現在

(削除)

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
下関	下関市	<u>木屋川流域=37.6、田部川流域=11.5、</u> <u>貴飯川流域=5.7、久野川流域=5.4、</u> <u>歌野川流域=8.1、日野川流域=15.7、</u> <u>稲見川流域=6.3、神田川流域=9.7、</u> <u>武久川流域=7.6、綾羅木川流域=15.6、</u> <u>友田川流域=7.9、黒井川流域=10.1、</u> <u>川棚川流域=12.9、栗野川流域=30.6、</u> <u>滑川流域=7.7、大田川流域=12、</u> <u>李路子川流域=11、一ノ俣川流域=8.6</u>	<u>木屋川流域= (10, 37.3) 、</u> <u>田部川流域= (10, 10.3) 、</u> <u>歌野川流域= (10, 7.2) 、</u> <u>日野川流域= (10, 14.1) 、</u> <u>稲見川流域= (10, 5.6) 、</u> <u>栗野川流域= (14, 27.5) 、</u> <u>李路子川流域= (18, 9.9) 、</u> <u>一ノ俣川流域= (10, 7.7)</u>	=
宇部・山陽小野田	宇部市	<u>梅田川流域=6、善和川流域=9.5、</u> <u>甲山川流域=11、雑佐川流域=7、</u> <u>大田川流域=21.3、沢波川流域=6.1、</u> <u>真縮川流域=8.7、有帆川流域=17.2</u>	<u>梅田川流域= (10, 5.4) 、</u> <u>雑佐川流域= (10, 6.3) 、</u> <u>大田川流域= (14, 19.1) 、</u> <u>沢波川流域= (10, 5.4) 、</u> <u>真縮川流域= (10, 8.4)</u> <u>有帆川流域= (20, 13.9)</u>	厚東川水系厚東川 [持世寺]
	山陽小野田市	<u>前場川流域=9.2、厚狭川流域=31.1、</u> <u>有帆川流域=15.5</u>	<u>厚狭川流域= (10, 27.9) 、</u> <u>有帆川流域= (18, 13.5)</u>	=
山口・防府	山口市	<u>阿武川流域=22.1、南若川流域=7.2、</u> <u>沖田川流域=16.5、生雲川流域=17.1、</u> <u>蔵目喜川流域=19.9、篠目川流域=10.5、</u> <u>坂本川流域=10.6、問田川流域=16.4、</u> <u>九田川流域=3.8、吉敷川流域=8.8、</u>	<u>阿武川流域= (11, 19.8) 、</u> <u>南若川流域= (11, 6.8) 、</u> <u>問田川流域= (23, 14.3) 、</u> <u>吉敷川流域= (11, 7.9) 、</u> <u>榎野川流域= (11, 26.4)</u>	佐波川 [漆尾・堀]、 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石]、 榎野川水系仁保川 [御堀橋]

基準値の URL
追加に伴う削除

現 行				修 正 案		備 考
		一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=9.8, 今津川流域=4.2, 井関川流域=9.4, 島地川流域=24.9, 矢井川流域=6, 三谷川流域=12.8, 滑川流域=10.3	今津川流域= (21, 3.6)			
	防府市	横曽根川流域=8.6, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.7, 馬刀川流域=7, 柳川流域=5.7	馬刀川流域= (10, 6.8)	佐波川 [新橋・漆尾]		
周南・下松	下松市	末武川流域=16.8, 平田川流域=9.3, 切戸川流域=14.2	切戸川流域= (9, 12.7)	二		
	周南市	夜市川流域=13.5, 島地川流域=22.9, 富田川流域=19.8, 西光寺川流域=7, 錦川流域=36.3, 須々万川流域=7.1, 渋川流域=17.6, 笠野川流域=6.9, 中村川流域=5.8, 石光川流域=7.6	夜市川流域= (8, 12.1), 西光寺川流域= (26, 6), 島田川流域= (8, 27.9)	島田川水系島田川 [島田]		
岩国	岩国市	生見川流域=13.5, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域=15.4, 野谷川流域=9.1, 根笠川流域=23.4, 保木川流域=13, 御庄川流域=19, 由宇川流域=17.8, 島田川流域=30, 中山川流域=12.7, 東川流域=16.5, 笹見川流域=7.5, 長野川流域=5.6	宇佐川流域= (10, 22.8), 保木川流域= (10, 11.7), 御庄川流域= (10, 17.1), 錦川流域= (12, 53.5), 門前川流域= (10, 6.8), 島田川流域= (10, 29.4)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]		
	和木町		二	小瀬川 [小川津・両国橋]		
柳井・光	光市	東荷川流域=7.4, 田布施川流域=8.5	島田川流域= (9, 31.7)	島田川水系島田川 [島田]		
	柳井市	由宇川流域=9.9, 柳井川流域=10.7, 土穂石川流域=7.7	二	二		
	周防大島町	屋代川流域=11.1, 宮崎川流域=4.4, 三蒲川流域=6.3	三蒲川流域= (7, 5.6)	二		
	上関町		二	二		
	田布施町	田布施川流域=15.1, 灸川流域=4.9	二	二		
	平生町	大内川流域=5.5	二	二		
萩・美祿	萩市	橋本川流域=39.8, 玉江川流域=7.5, 阿武川流域=50, 明木川流域=21.5, 惣田川流域=11.9, 佐々並川流域=18.9, 日南瀬川流域=8.8, 野戸呂川流域=8.1, 蔵目喜川流域=12.5, 立野川流域=9.6, 庄屋川流域=7.8, 大井川流域=22.9, 福井川流域=6.3, 須佐川流域=7.2, 江津川流域=10.2, 田万川流域=23, 鈴野川流域=14.9, 原中川流域=9.4	玉江川流域= (9, 6.6), 蔵目喜川流域= (9, 11.2), 須佐川流域= (9, 6.5), 田万川流域= (9, 17.9), 原中川流域= (9, 8.4)	二		
	美祿市	大田川流域=19.4, 長田川流域=14.1, 湯の上川流域=4.8, 厚東川流域=23.6, 青景川流域=9.7, 河原上川流域=8.1, 本郷川流域=7.7, 麦川流域=7.4, 厚狭川流域=26.6, 原川流域=12.4,	麦川流域= (15, 6.6), 厚狭川流域= (9, 23.9), 原川流域= (9, 11.1)	二		

		<u>伊佐川流域=11.8, 日野川流域=8.5,</u> <u>三隅川流域=6</u>		
	阿武町	大井川流域=19.1, 郷川流域=12.8	大井川流域= (8, 12.6)	二
長門	長門市	泉川流域=8, 掛淵川流域=14.3, 大坊川流域=11.6, 久富川流域=8.1, 深川川流域=19.1, 大河内川流域=7.3, 三隅川流域=17.4, 木屋川流域=7.7	掛淵川流域= (8, 11.9)	二

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 大雨注意報基準 (3-2-9)

令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	104
宇部・山陽小野田	宇部市	13	106
	山陽小野田市	13	106
山口・防府	山口市	14	102
	防府市	13	105
周南・下松	下松市	12	108
	周南市	11	103
岩国	岩国市	13	103
	和木町	16	108
柳井・光	光市	12	99
	柳井市	12	98
	周防大島町	9	99
	上関町	10	97
	田布施町	10	101
萩・美祢	平生町	11	99
	萩市	12	100
	美祢市	12	109
長門	阿武町	10	102
	長門市	11	102

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数です。

この表では市町内における土壌雨量指数基準の最低値を示しています。

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。市町の域内において単一の値をとります。

※各基準値の以上は省略しています。

別表4 洪水注意報基準 (3-2-10)

令和6年5月23日現在

市町等を まとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
下関	下関市	木屋川流域=30, 田部川流域=9.2, 貴飯川流域=4.6, 久野川流域=4.3, 歌野川流域=6.4, 日野川流域=12.5, 稲見川流域=4.9, 神田川流域=7.3,	木屋川流域= (10, 30), 田部川流域= (10, 7.4), 歌野川流域= (10, 5.1), 日野川流域= (10, 12.5),	二

(削除)

(削除)

基準値の URL
追加に伴う削除

基準値の URL
追加に伴う削除

現 行				修 正 案	備 考
		武久川流域=6, 綾羅木川流域=12.4, 友田川流域=6.3, 黒井川流域=8, 川棚川流域=10.3, 粟野川流域=24.4, 滑川流域=6.1, 大田川流域=9.6, 李路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	稲見川流域= (10, 4) , 神田川流域= (6, 7.3) , 粟野川流域= (10, 19.5) , 李路子川流域= (10, 7) , 一ノ俣川流域= (10, 5.4)		
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=4.8, 善和川流域=7.6, 甲山川流域=8.8, 雑佐川流域=5.6, 大田川流域=17, 沢波川流域=4.8, 真締川流域=6.9, 有帆川流域=13.7	梅田川流域= (10, 4.8) , 厚東川流域= (9, 24) , 善和川流域= (10, 6.1) , 甲山川流域= (10, 7) , 雑佐川流域= (10, 4.5) , 大田川流域= (12, 17) , 沢波川流域= (6, 4.6) , 真締川流域= (10, 6.9) , 有帆川流域= (6, 12.5)	厚東川水系厚東川 [持世寺]	
	山陽小野田市	前場川流域=7.3, 厚狭川流域=24.8, 有帆川流域=12.4	前場川流域= (6, 7.3) , 厚狭川流域= (10, 19.8) , 有帆川流域= (8, 11.4)	二	
山口・防府	山口市	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 沖田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.4, 問田川流域=13.1, 九田川流域=3, 吉敷川流域=7, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域=7.8, 今津川流域=3.3, 井関川流域=7.5, 島地川流域=19.9, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.2, 滑川流域=8.2	阿武川流域= (11, 16.3) , 南若川流域= (7, 5.7) , 生雲川流域= (7, 13.6) , 蔵目喜川流域= (7, 15.5) , 問田川流域= (7, 12.9) , 九田川流域= (7, 3) , 吉敷川流域= (11, 7) , 榎野川流域= (11, 18.8) , 今津川流域= (11, 2.6)	佐波川 [漆尾・堀], 榎野川水系榎野川 [朝田・鰐石], 榎野川水系仁保川 [御堀橋]	
	防府市	横曾根川流域=6.8, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=6.9, 馬刀川流域=5.6, 柳川流域=4.4	久兼川流域= (10, 6.9) , 馬刀川流域= (6, 4.4) , 柳川流域= (6, 4.4)	佐波川 [新橋・漆尾]	
周南・下松	下松市	末武川流域=13.4, 平田川流域=7.4, 切戸川流域=11.3	末武川流域= (6, 13.4) , 切戸川流域= (6, 11.3)	二	
	周南市	夜市川流域=10.8, 島地川流域=18.3, 富田川流域=15.8, 西光寺川流域=5.6, 錦川流域=29, 須々万川流域=5.6, 洪川流域=14, 笠野川流域=5.5, 中村川流域=4.6, 石光川流域=6	夜市川流域= (8, 8.6) , 島地川流域= (9, 14.6) , 富田川流域= (5, 15.8) , 西光寺川流域= (9, 5.4) , 錦川流域= (5, 21.6) , 須々万川流域= (5, 5.6) , 洪川流域= (5, 14) , 笠野川流域= (5, 5.5) , 石光川流域= (5, 6) , 島田川流域= (8, 19.8)	島田川水系島田川 [島田]	

現 行					修 正 案					備 考	
岩国	岩国市	生見川流域=10.8, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.3, 野谷川流域=7.2, 根笠川流域=18.5, 保木川流域=10.4, 御庄川流域=15.2, 由宇川流域=14.2, 島田川流域=24, 中山川流域=10.1, 東川流域=13.2, 笹見川流域=6, 長野川流域=4.4	宇佐川流域= (10, 16.2) , 根笠川流域= (9, 18.6) , 保木川流域= (6, 10.4) , 御庄川流域= (6, 15.2) , 錦川流域= (9, 36.5) , 門前川流域= (6, 6.1) , 島田川流域= (6, 24) , 東川流域= (10, 10.6) , 笹見川流域= (6, 6)	小瀬川 [小川津・両国橋], 錦川水系錦川下流部 [臥龍橋], 錦川水系錦川中流部 [南桑]							
	和木町		二	小瀬川 [小川津・両国橋]							
柳井・光	光市	東荷川流域=5.9, 田布施川流域=6.8	島田川流域= (9, 28.2) , 東荷川流域= (10, 4.7)	島田川水系島田川 [島田]							
	柳井市	由宇川流域=7.9, 柳井川流域=8.5, 土穂石川流域=6.1	二	二							
	周防大島町	屋代川流域=8.8, 宮崎川流域=3.5, 三蒲川流域=4.9	三蒲川流域= (5, 4.9)	二							
	上関町		二	二							
	田布施町	田布施川流域=12, 灸川流域=3.9	二	二							
	平生町	大内川流域=4.4	大内川流域= (5, 4.4)	二							
萩・美祿	萩市	橋本川流域=31.8, 玉江川流域=6, 阿武川流域=40, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.1, 日南瀬川流域=7, 野戸呂川流域=6.4, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=4.9, 須佐川流域=5.7, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.5	玉江川流域= (6, 5.9) , 阿武川流域= (10, 35) , 明木川流域= (10, 13.8) , 蔵目喜川流域= (9, 8) , 大井川流域= (6, 15.9) , 須佐川流域= (9, 4.6) , 江津川流域= (6, 8.1) , 田万川流域= (6, 16.1) , 原中川流域= (9, 6)	二							
	美祿市	大田川流域=15.5, 長田川流域=11.2, 湯の上川流域=3.9, 厚狭川流域=18.8 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.4, 本郷川流域=6.1, 麦川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.4, 日野川流域=6.8, 三隅川流域=4.8	麦川流域= (10, 4.7) , 厚狭川流域= (6, 21.2) , 原川流域= (6, 9.9) , 伊佐川流域= (6, 9.4)	二							
	阿武町	大井川流域=15.2, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 11.3)	二							
長門	長門市	泉川流域=6.4, 掛瀬川流域=11.4, 大坊川流域=9.2, 久富川流域=6.4, 深川川流域=15.2, 大河内川流域=5.8, 三隅川流域=13.9, 木屋川流域=6.1	掛瀬川流域= (5, 10.7) , 深川川流域= (9, 12.2) , 木屋川流域= (9, 4.9)	二							

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

現 行

修 正 案

備 考

別表5 高潮警報・注意報発表基準(3-2-12)

平成27年7月9日現在

(削除)

基準値の URL
追加に伴う削除

市町等を まとめた地域	市町等	潮位	
		警報	注意報
下関	下関市	(日本海側)※1 2.1m	1.6m
		(関門海峡)※2 2.0m	1.6m
		(周防灘)※3 2.8m	2.4m
宇部・山陽小野田	宇部市	2.7m	2.2m
	山陽小野田市	2.8m	2.3m
山口・防府	山口市	2.8m	2.3m
	防府市	3.2m	2.7m
周南・下松	下松市	3.0m	2.5m
	周南市	2.7m	2.2m
岩国	岩国市	2.7m	2.4m
	和木町	3.1m	2.6m
柳井・光	光市	2.8m	2.3m
	柳井市	2.5m	2.1m
	周防大島町	2.5m	2.1m
	上関町	2.5m	2.0m
	田布施町	2.5m	2.0m
	平生町	2.5m	2.0m
萩・美祢	萩市	1.5m	1.0m
	美祢市	-	-
	阿武町	1.6m	1.1m
長門	長門市	1.5m	1.0m

※1 日本海側：竹ノ子島西端から長門市との境界線まで

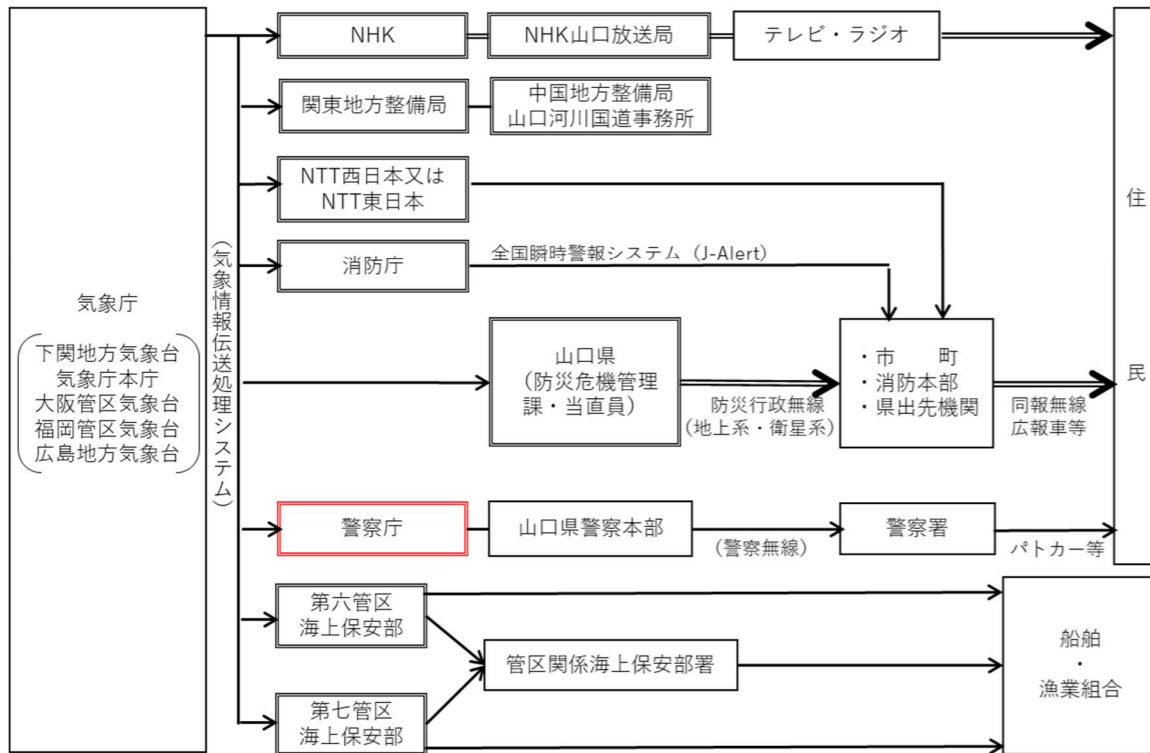
※2 関門海峡：竹ノ子島西端から関門橋(みもすそ川町)まで

※3 周防灘：関門橋(みもすそ川町)から山陽小野田市との境界線まで

現 行

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達（3-2-14）

1 気象台からの伝達系統図

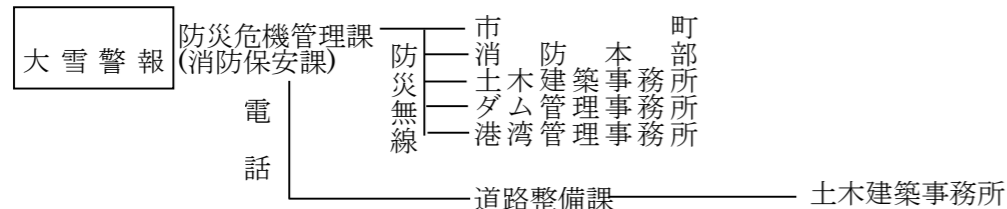
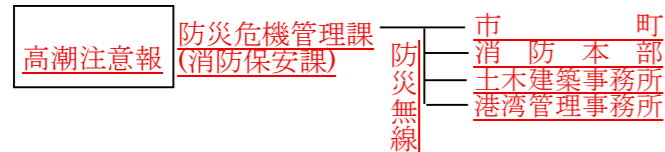
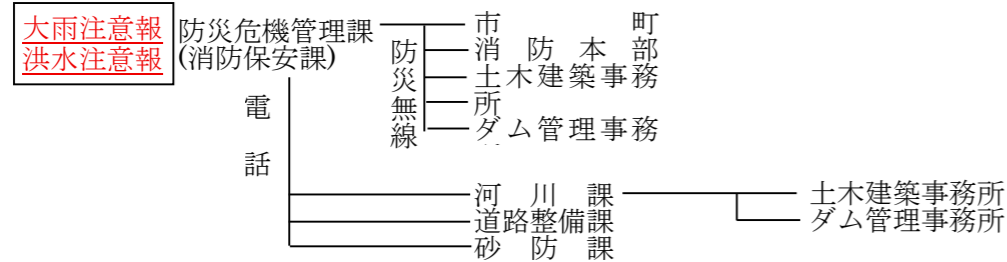


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 県における伝達系統図（3-2-16）

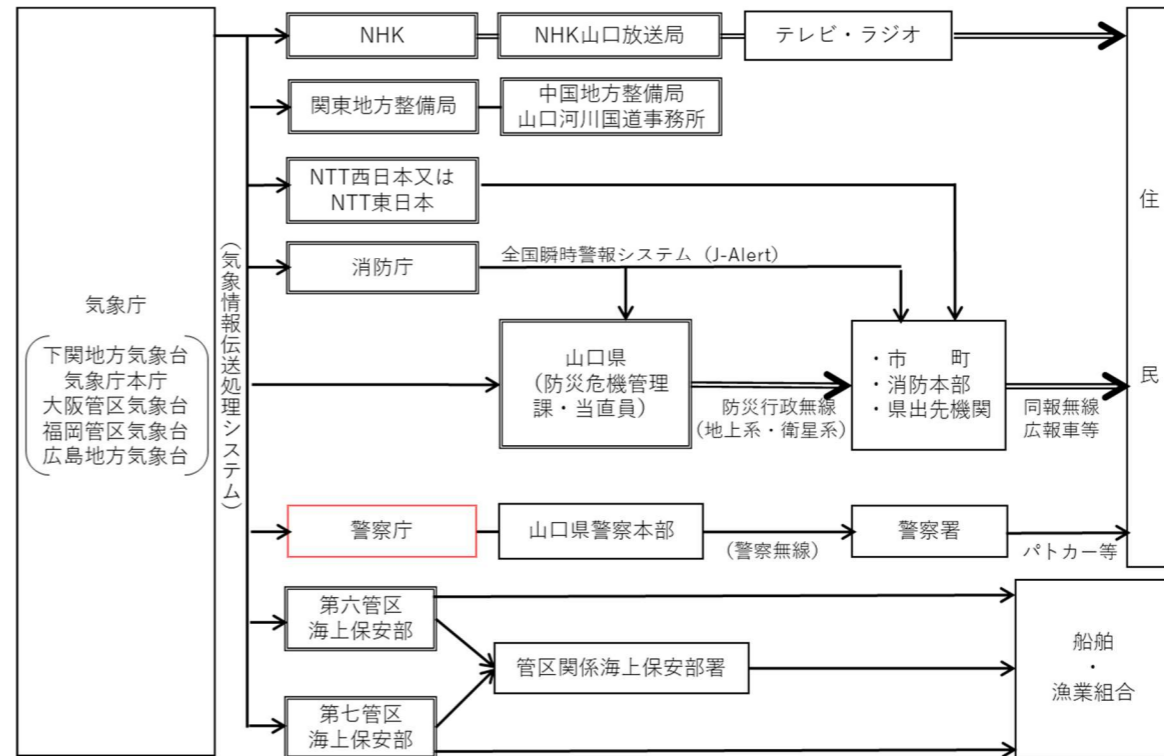
(2) 県庁内の伝達系統図



修 正 案

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達（3-2-14）

1 気象台からの伝達系統図

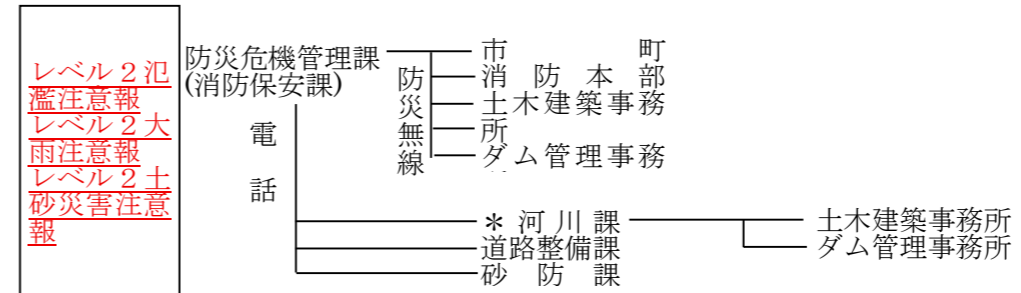


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

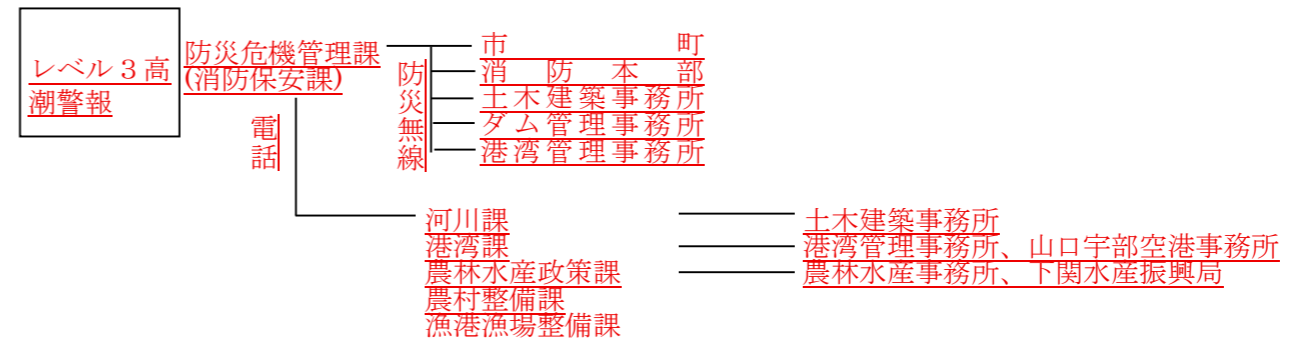
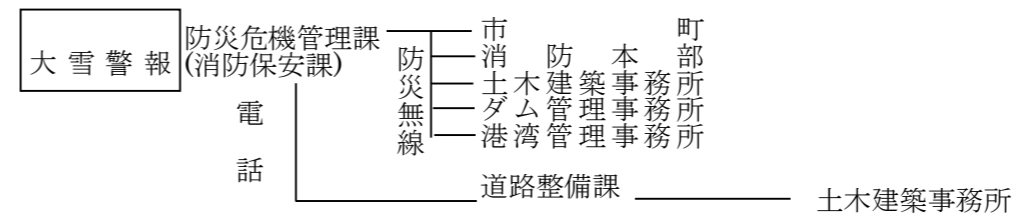
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 県における伝達系統図（3-2-16）

(2) 県庁内の伝達系統図



*レベル2土砂災害注意報のみの場合河川課以下は対象外



備 考

表現の適正化

特別警報の伝達機関が気象業務法施行令第9条に規定されているため。

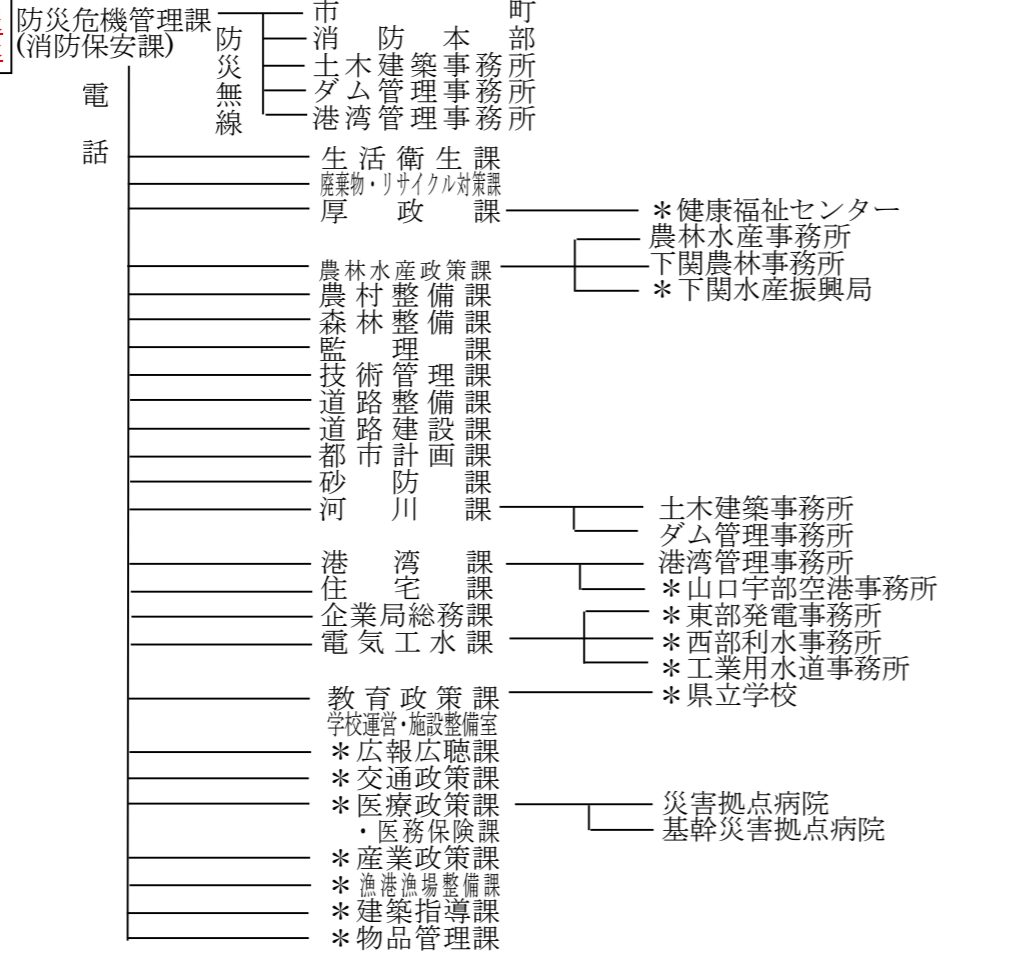
防災気象情報の体系整理に伴う変更

現 行

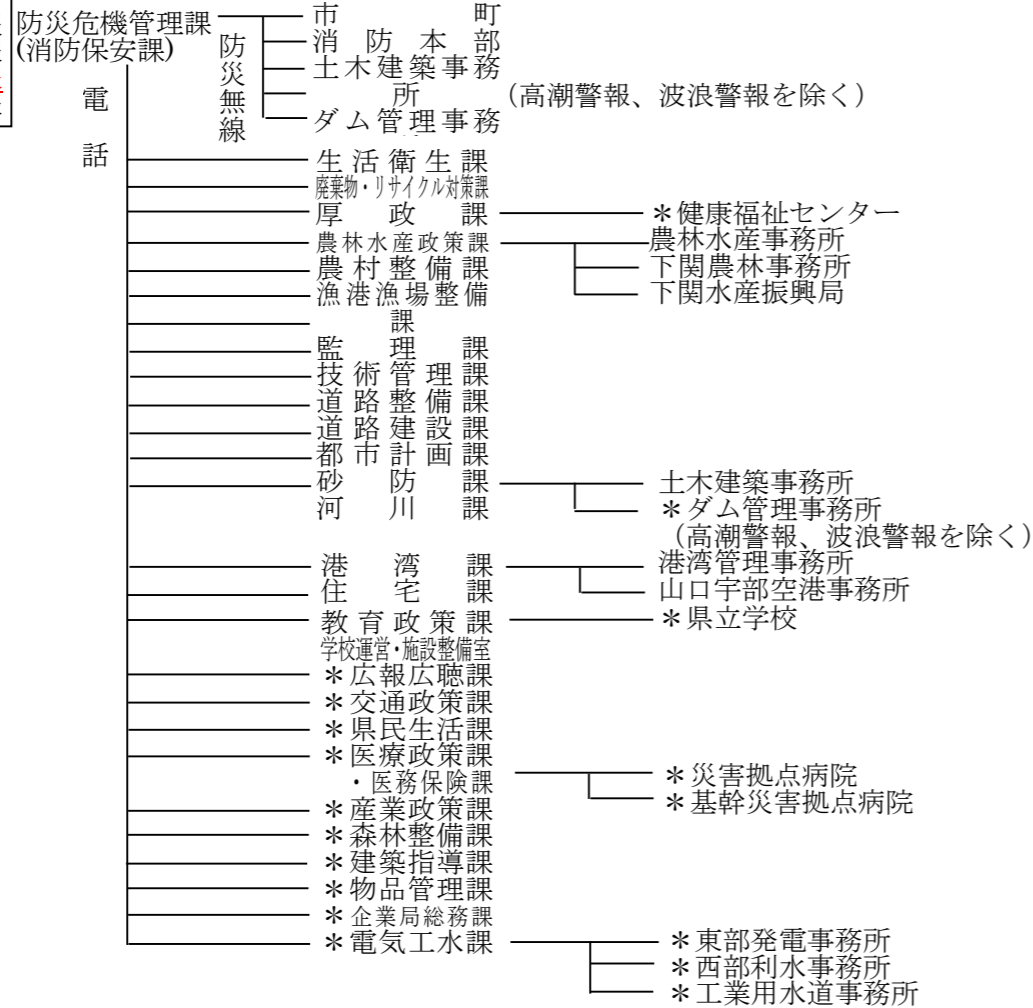
修 正 案

備 考

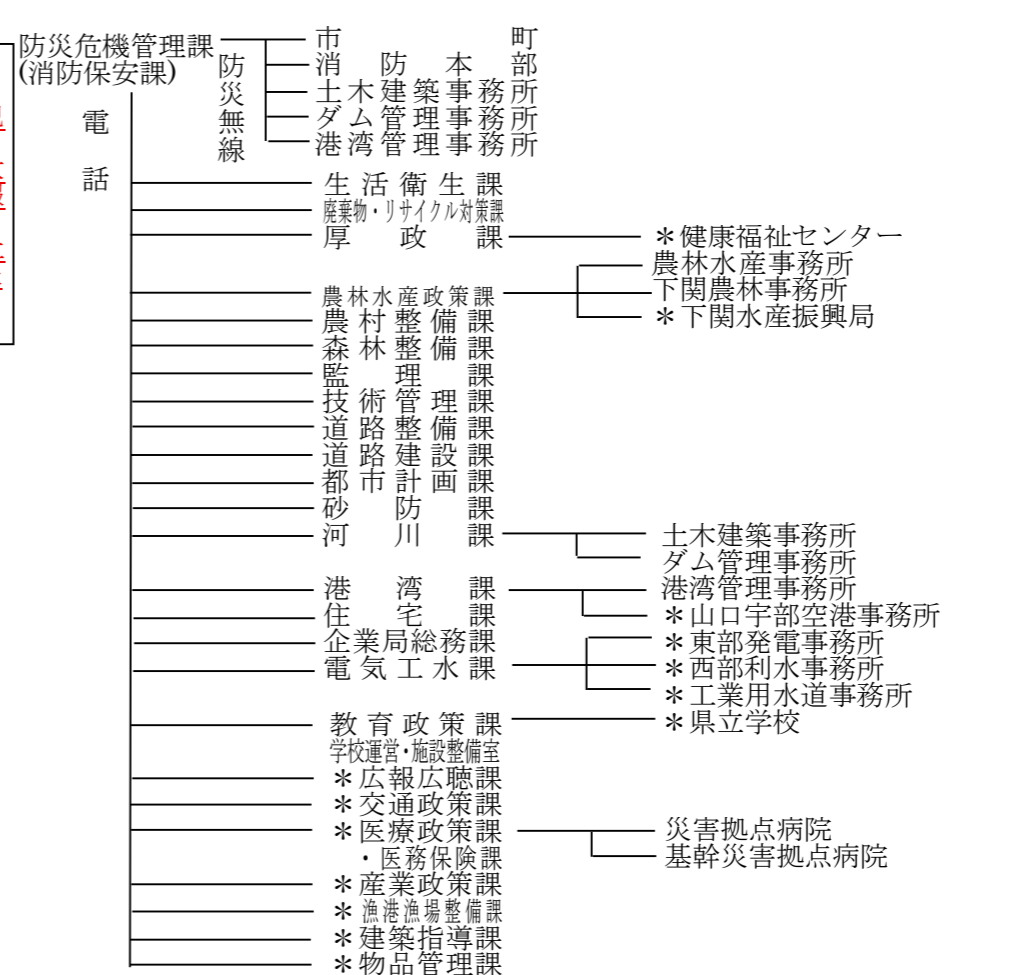
大雨警報
洪水警報



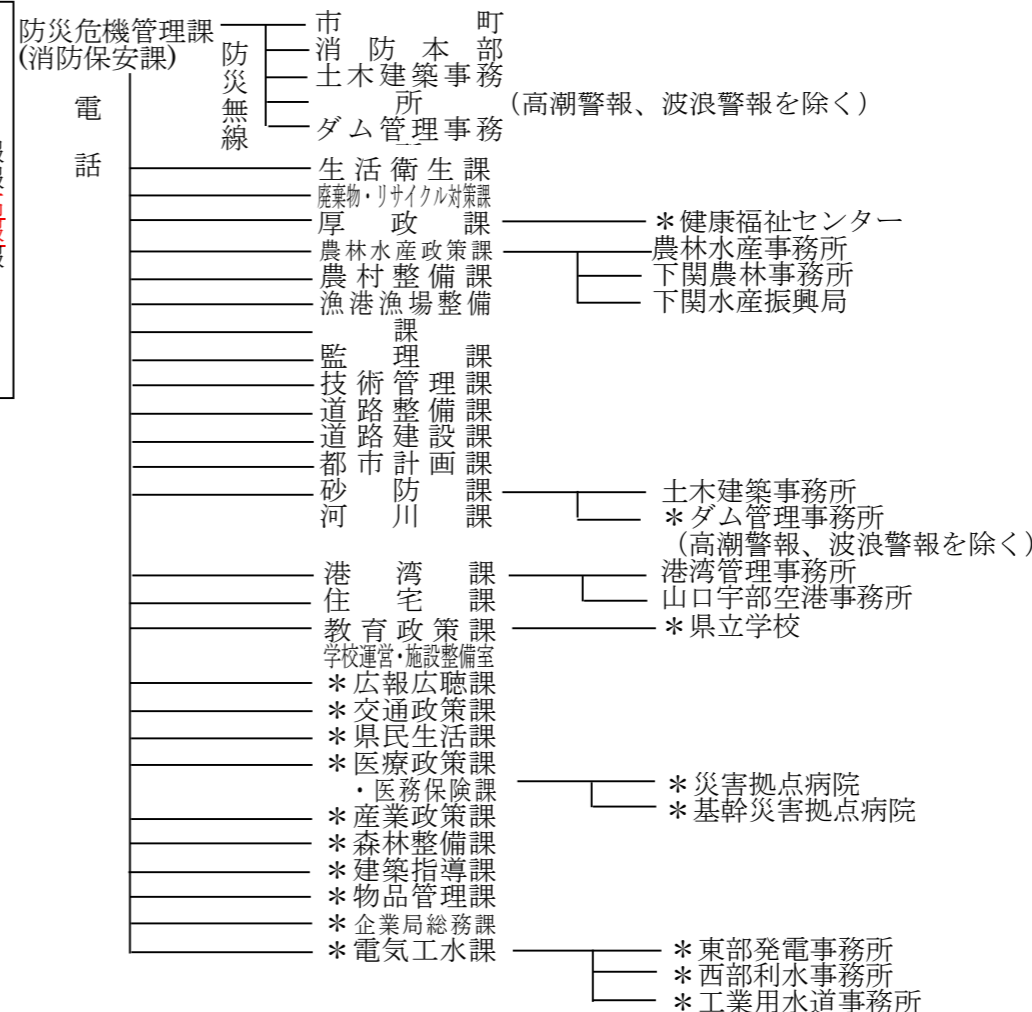
暴風警報
風雪警報
高潮警報
波浪警報



レベル3 氾
濫警報
レベル3 大
雨警報
レベル3 土
砂災害警報



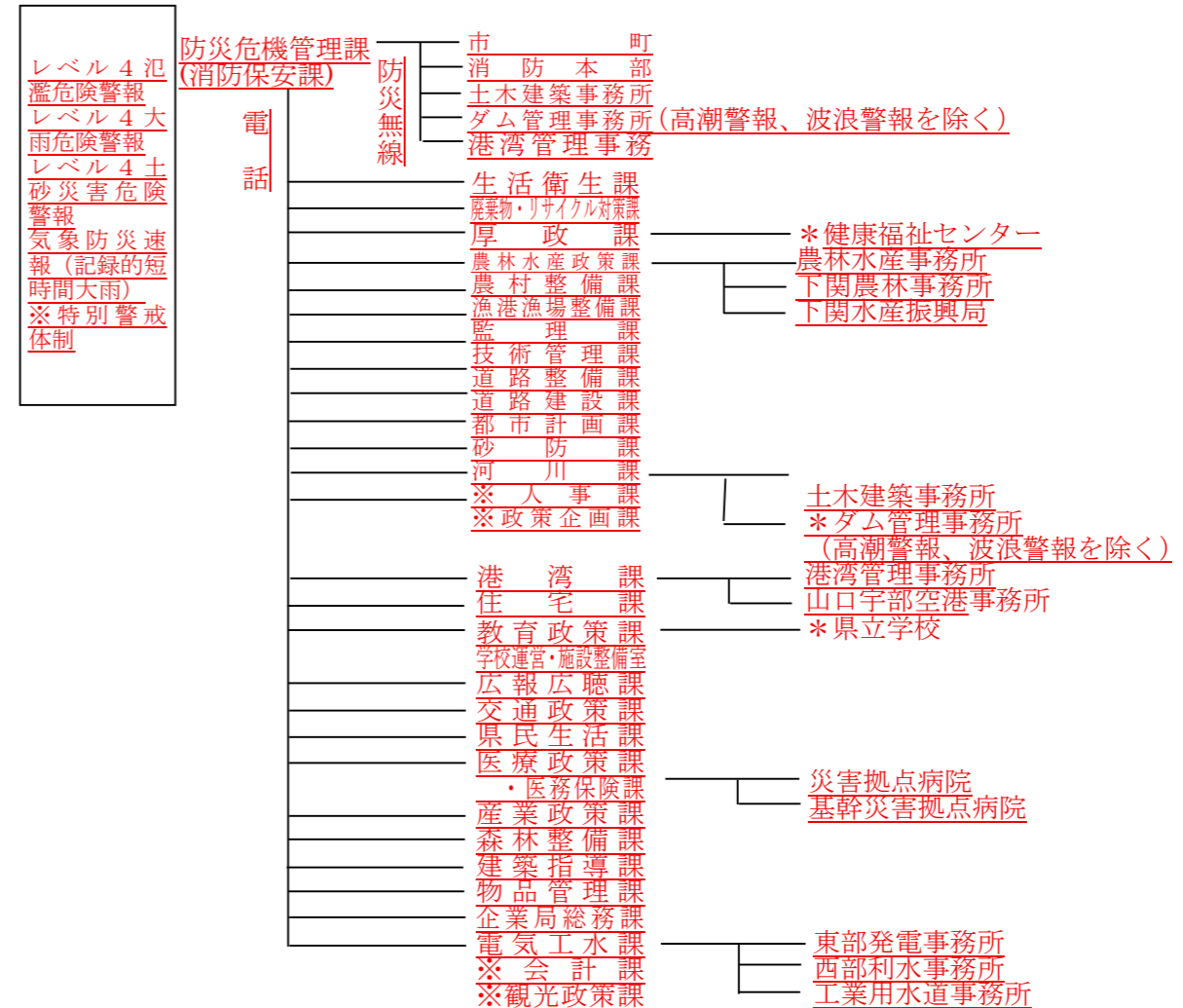
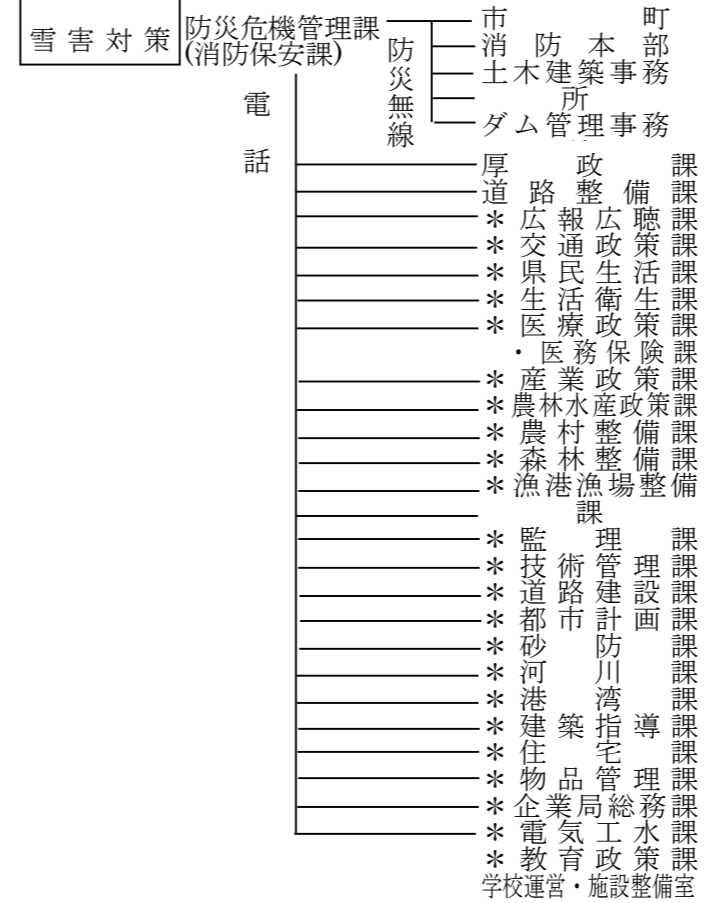
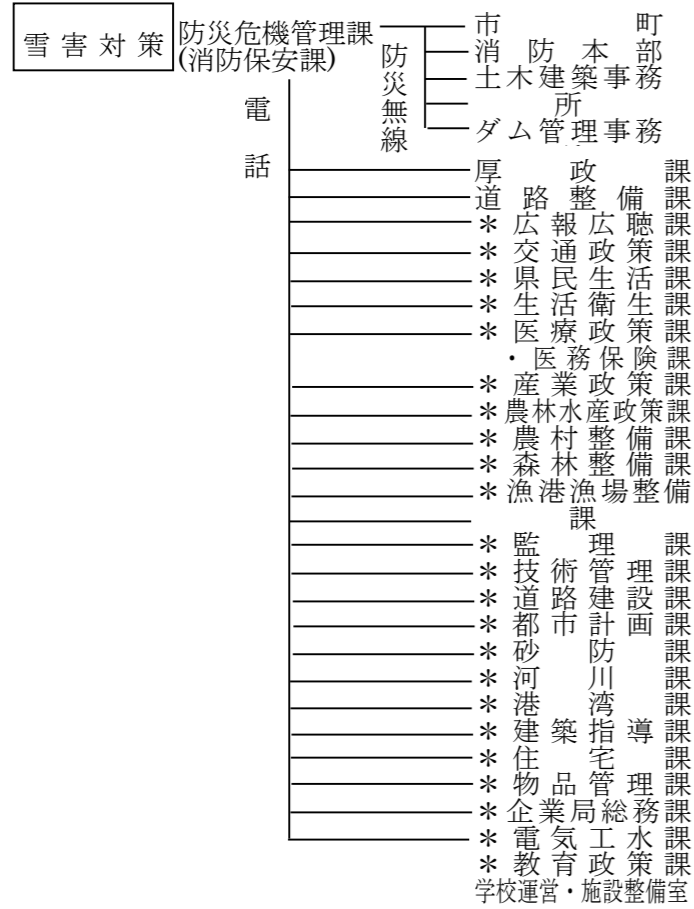
暴風警報
風雪警報
レベル4 高
危険警報
波浪警報



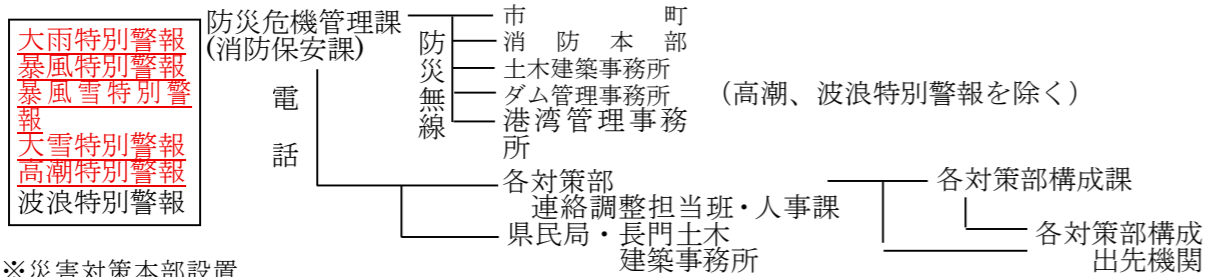
現 行

修 正 案

備 考



現 行



第3項 関係機関による措置事項（3-2-20）

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措 置 内 容
(略)	
県	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報・注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合には、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。</p> <p>2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>
(略)	
西日本電信電話株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。

第4項 土砂災害警戒情報（3-2-21）

（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

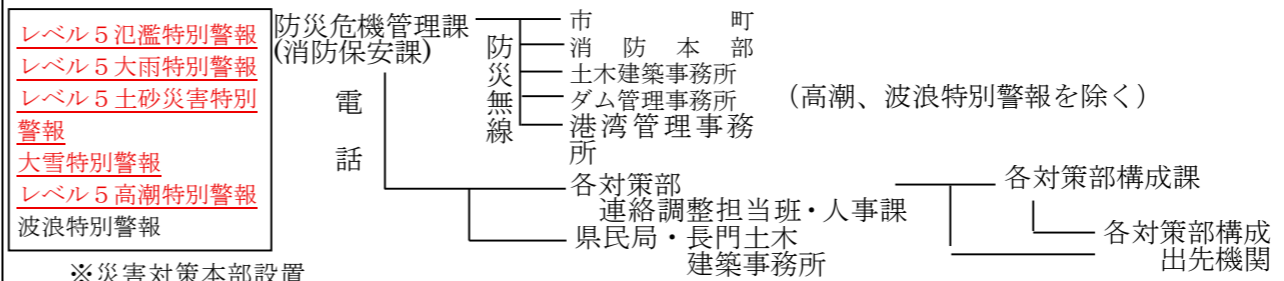
(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

修 正 案



第3項 関係機関による措置事項（3-2-20）

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措 置 内 容
(略)	
県	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報・注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合には、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。</p> <p>2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>
(略)	
NTT西日本株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。

第4項 土砂災害警戒情報（3-2-21）

（気象業務法第11条及び第13条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。なお、土砂災害警戒情報は気象業務法第13条の土砂崩れに関する警報と一体として、レベル4土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

(削除) 気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が (削除) 基準に達したときとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

備 考

脱字訂正

社名変更

防災気象情報の体系整理に伴う変更

防災気象情報の体系整理に伴う変更

防災気象情報の体系整理に伴う変更

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 対象となる事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震を観測した場合 ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合 ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合 <p>第6項 噴火警報等（3-2-25）</p> <p>2 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(2) 火山情報等</p> <p>イ 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。<u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u> 	<p>(1) 対象となる事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震を観測した場合 ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合 ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合 <p><u>・大規模な土砂災害が発生した場合</u></p> <p>第6項 噴火警報等（3-2-25）</p> <p>2 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(2) 火山情報等</p> <p>イ 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している常時観測火山を対象に発表する。<u>なお、常時観測火山以外の活火山については、関係機関からの通報等により噴火の発生が確認できた場合に、噴火発生後間もないなど、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表する。</u></p>	<p>防災気象情報の体系整理に伴う変更</p> <p>表現の適正化</p>

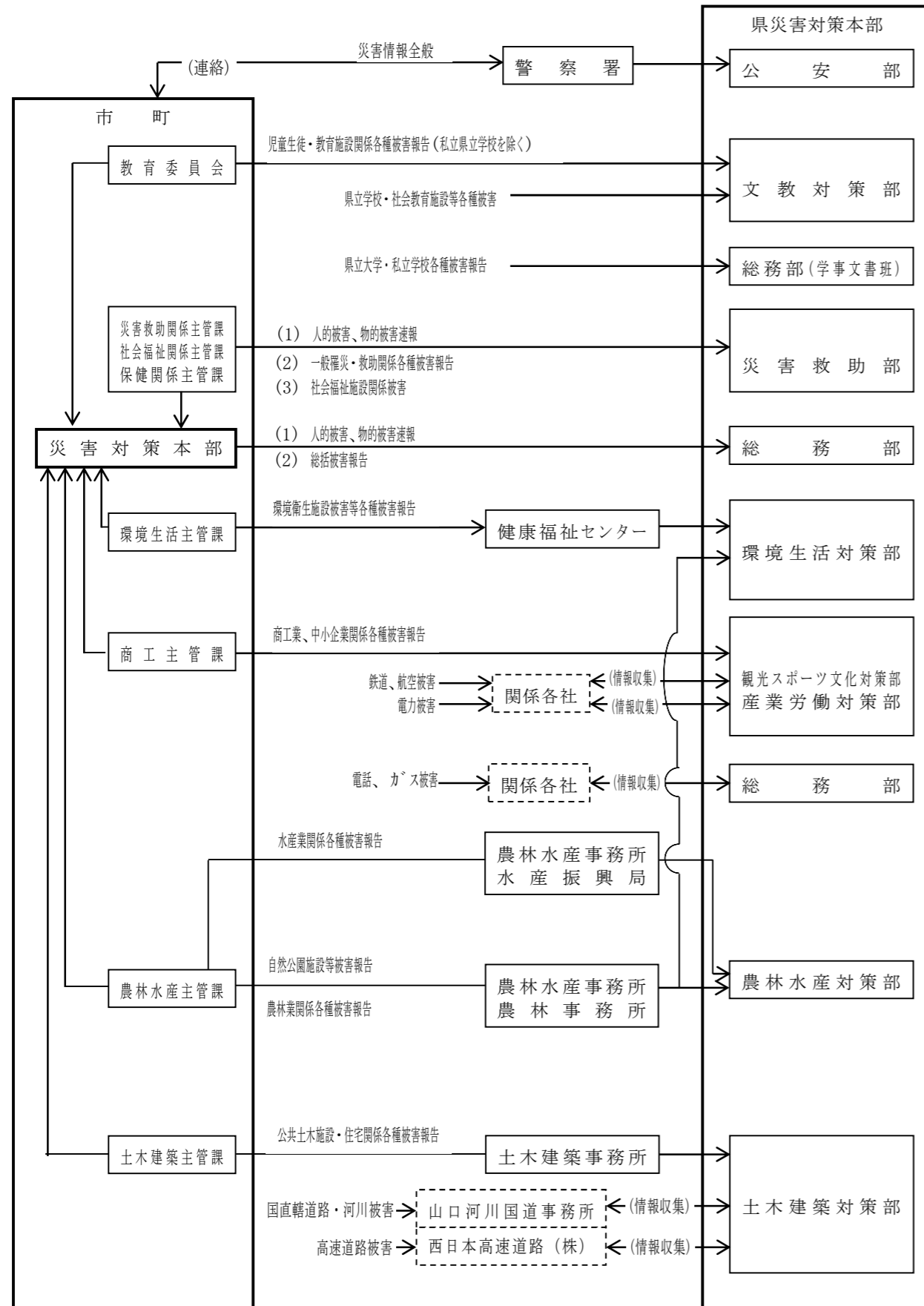
現 行

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-28）

(2) 市町から県への災害情報の報告

市町から県への被害報告は、次による。



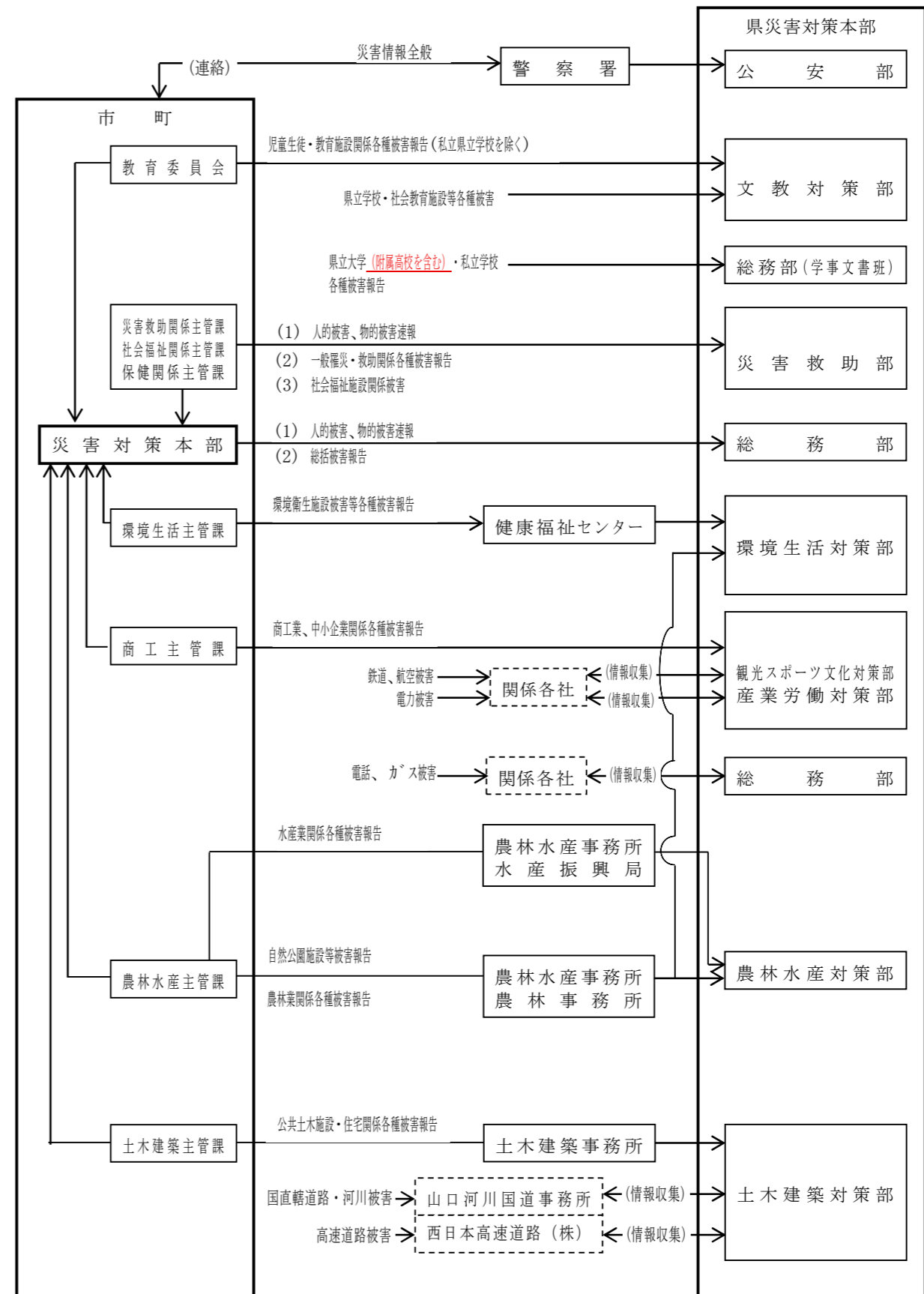
修 正 案

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-28）

(2) 市町から県への災害情報の報告

市町から県への被害報告は、次による。



備 考

周防大島高校
の設置者変更
に伴う修正

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>2 防災関係機関等の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>人的被害</td> <td>死者、行方不明者、重傷者、軽傷者</td> </tr> <tr> <td>家屋被害</td> <td>住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、<u>広範囲</u> <u>な</u>床下浸水 非住家 全壊、半壊 <u>被災者</u></td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</td> </tr> <tr> <td>避難措置</td> <td>市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置状況</td> <td>災害対策本部を設置又は廃止した場合</td> </tr> </table>	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 <u>広範囲</u> <u>な</u> 床下浸水 非住家 全壊、半壊 <u>被災者</u>	その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害	避難措置	市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合	<p>2 防災関係機関等の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>人的被害</td> <td>死者、行方不明者、重傷者、軽傷者</td> </tr> <tr> <td>家屋被害</td> <td>住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水 非住家 全壊、半壊</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</td> </tr> <tr> <td>避難措置</td> <td>市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置状況</td> <td>災害対策本部を設置又は廃止した場合</td> </tr> </table>	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水 非住家 全壊、半壊	その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害	避難措置	市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合	<p>表現の適正化</p>				
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者																									
家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、 <u>広範囲</u> <u>な</u> 床下浸水 非住家 全壊、半壊 <u>被災者</u>																									
その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害																									
避難措置	市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合																									
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合																									
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者																									
家屋被害	住 家 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水 非住家 全壊、半壊																									
その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害																									
避難措置	市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、 水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合																									
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合																									
<p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保（3-2-38）</p> <p>3 通信手段の確保が困難な場合</p> <p>(1) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 非常緊急用 電話の承認</td> <td>各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、<u>西日本電信電話株式会社</u>山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	対 策	1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。	<p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保（3-2-38）</p> <p>3 通信手段の確保が困難な場合</p> <p>(1) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 非常緊急用 電話の承認</td> <td>各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」と <u>NTT西日本株式会社</u>山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	対 策	1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」と <u>NTT西日本株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。	<p>社名変更</p>																
事 項	対 策																									
1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。																									
事 項	対 策																									
1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」と <u>NTT西日本株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。																									
<p>(2) 防災関係機関の無線通信の利用（3-2-42）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害対策用移動 通信機器等の借 用</td> <td> <p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	(略)		5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	(略)		<p>(2) 防災関係機関の無線通信の利用（3-2-42）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害対策用移動 通信機器等の借 用</td> <td> <p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、<u>公共ブロードバンド移動通信システム</u></td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	(略)		5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、<u>公共ブロードバンド移動通信システム</u></td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、 <u>公共ブロードバンド移動通信システム</u>	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	(略)		<p>借用機器更新に伴う修正</p>
事 項	措 置 事 項																									
(略)																										
5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要																					
種 類	貸 与 条 件 等																									
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要																									
(略)																										
事 項	措 置 事 項																									
(略)																										
5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、<u>公共ブロードバンド移動通信システム</u></td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、 <u>公共ブロードバンド移動通信システム</u>	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要																					
種 類	貸 与 条 件 等																									
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、 <u>公共ブロードバンド移動通信システム</u>	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要																									
(略)																										

現 行		修 正 案		備 考																																		
<p>7 <u>災害対策用移動電源車</u>の借用</p>	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に<u>移動電源車</u>を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている<u>移動電源車</u>】</p> <table border="1" data-bbox="412 367 1291 575"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中型移動電源車 1台</u> <u>(発電容量 100kVA)</u></td> <td>車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	<u>中型移動電源車 1台</u> <u>(発電容量 100kVA)</u>	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。	<p>7 <u>発電機等</u>の借用</p>	<p>(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に<u>発電機等</u>を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。</p> <p>【中国総合通信局に配備されている<u>発電機</u>】</p> <table border="1" data-bbox="1727 367 2605 575"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>発電機（LPG、ガソリン）</u>（発電容量<u>2.2～2.8kVA</u>）</td> <td>機器貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	<u>発電機（LPG、ガソリン）</u> （発電容量 <u>2.2～2.8kVA</u> ）	機器貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>機器更新による無線局の種別変更</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加・誤記修正</p> <p>特番追記</p>																										
種 類	貸 与 条 件 等																																					
<u>中型移動電源車 1台</u> <u>(発電容量 100kVA)</u>	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。																																					
種 類	貸 与 条 件 等																																					
<u>発電機（LPG、ガソリン）</u> （発電容量 <u>2.2～2.8kVA</u> ）	機器貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。																																					
<p>第2項 通信施設の整備（3-2-43）</p> <p>【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防】</p> <p>関係機関の対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 防災行政無線地上系<u>固定</u>局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備</p>	<p>第2項 通信施設の整備（3-2-43）</p> <p>【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防】</p> <p>関係機関の対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 防災行政無線地上系<u>携帯</u>局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備</p>	<p>機器更新による無線局の種別変更</p>																																				
<p>第4節 災害時の放送</p> <p>第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-44）</p> <p>2 放送要請取扱要領</p> <p>(2) 放送手続</p> <p>ア 県における放送要請要領</p> <p>(4) 災害放送連絡責任者</p> <p>b 放送機関</p>	<p>第4節 災害時の放送</p> <p>第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-44）</p> <p>2 放送要請取扱要領</p> <p>(1) 放送手続</p> <p>ア 県における放送要請要領</p> <p>(4) 災害放送連絡責任者</p> <p>b 放送機関</p>	<p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加・誤記修正</p> <p>特番追記</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>放 送 機 関</th> <th>連 絡 責 任 者</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK山口放送局</td> <td>放送部長</td> <td>083-921-3707 防災無線（地上系）10-219-3 〃 FAX 19-219</td> </tr> <tr> <td>山口放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>0834-32-1110 防災無線（地上系）10-220-3 〃 FAX 19-220</td> </tr> <tr> <td>テレビ山口株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-923-6113 防災無線（地上系）10-221-3 〃 FAX 19-221</td> </tr> <tr> <td>株式会社エフエム山口</td> <td>編成制作部長</td> <td>083-924-4535 防災無線（地上系）10-223-<u>2</u> 〃 FAX 19-223</td> </tr> <tr> <td>山口朝日放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-933-1111 防災無線（地上系）10-222-3 〃 FAX 19-222</td> </tr> </tbody> </table>	放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系）10-219-3 〃 FAX 19-219	山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系）10-220-3 〃 FAX 19-220	テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系）10-221-3 〃 FAX 19-221	株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系）10-223- <u>2</u> 〃 FAX 19-223	山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系）10-222-3 〃 FAX 19-222	<table border="1"> <thead> <tr> <th>放 送 機 関</th> <th>連 絡 責 任 者</th> <th>連 絡 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK山口放送局</td> <td>放送部長</td> <td>083-921-3707 防災無線（地上系）<u>7-10-219-3</u> 〃 FAX <u>7-19-219</u></td> </tr> <tr> <td>山口放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>0834-32-1110 防災無線（地上系）<u>7-10-220-3</u> 〃 FAX <u>7-19-220</u></td> </tr> <tr> <td>テレビ山口株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-923-6113 防災無線（地上系）<u>7-10-221-3</u> 〃 FAX <u>7-19-221</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社エフエム山口</td> <td>編成制作部長</td> <td>083-924-4535 防災無線（地上系）<u>7-10-223-3</u> 〃 FAX <u>7-19-223</u></td> </tr> <tr> <td>山口朝日放送株式会社</td> <td>報道制作局長</td> <td>083-933-1111 防災無線（地上系）<u>7-10-222-3</u> 〃 FAX <u>7-19-222</u></td> </tr> </tbody> </table>	放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先	NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系） <u>7-10-219-3</u> 〃 FAX <u>7-19-219</u>	山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系） <u>7-10-220-3</u> 〃 FAX <u>7-19-220</u>	テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系） <u>7-10-221-3</u> 〃 FAX <u>7-19-221</u>	株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系） <u>7-10-223-3</u> 〃 FAX <u>7-19-223</u>	山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系） <u>7-10-222-3</u> 〃 FAX <u>7-19-222</u>	<p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加</p> <p>特番追加・誤記修正</p> <p>特番追記</p>
放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先																																				
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系）10-219-3 〃 FAX 19-219																																				
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系）10-220-3 〃 FAX 19-220																																				
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系）10-221-3 〃 FAX 19-221																																				
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系）10-223- <u>2</u> 〃 FAX 19-223																																				
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系）10-222-3 〃 FAX 19-222																																				
放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先																																				
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系） <u>7-10-219-3</u> 〃 FAX <u>7-19-219</u>																																				
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系） <u>7-10-220-3</u> 〃 FAX <u>7-19-220</u>																																				
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系） <u>7-10-221-3</u> 〃 FAX <u>7-19-221</u>																																				
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系） <u>7-10-223-3</u> 〃 FAX <u>7-19-223</u>																																				
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系） <u>7-10-222-3</u> 〃 FAX <u>7-19-222</u>																																				

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第5節 広報計画 第2項 災害時の広報活動（3-2-47） 1 総合企画部広報広聴班の体制</p> <table border="1" data-bbox="142 262 1305 688"> <thead> <tr> <th>担当係名</th> <th>対 応 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報推進班</td> <td>(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	担当係名	対 応 す る 事 項	広報推進班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。	<p>第5節 広報計画 第2項 災害時の広報活動（3-2-47） 1 総合企画部広報広聴班の体制</p> <table border="1" data-bbox="1460 262 2623 688"> <thead> <tr> <th>担当係名</th> <th>対 応 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報推進班</td> <td>(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	担当係名	対 応 す る 事 項	広報推進班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。	脱字修正				
担当係名	対 応 す る 事 項													
広報推進班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。													
担当係名	対 応 す る 事 項													
広報推進班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。													
<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第1項 救助・救急の実施（3-4-2） 1 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="142 919 1314 1144"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警 察</td> <td>(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、<u>負傷者の救出・救助</u>に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 内 容	(略)		警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <u>負傷者の救出・救助</u> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。	<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第1項 救助・救急の実施（3-4-2） 1 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="1460 905 2632 1129"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警 察</td> <td>(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、<u>被災者の救出救助</u>に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 内 容	(略)		警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <u>被災者の救出救助</u> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。	表現の適正化
機 関 名	活 動 内 容													
(略)														
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <u>負傷者の救出・救助</u> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。													
機 関 名	活 動 内 容													
(略)														
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <u>被災者の救出救助</u> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。													
<p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制（3-4-5） 1 医療救護活動 (1) 医療救護班の編成 イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMAT やまぐちを含む。）の編成を要請する。 資料編[6-2]……災害拠点病院等一覧表 [6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表 [6-4]……救急病院及び救急診療所 [6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況 [6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調</p>	<p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制（3-4-5） 1 医療救護活動 (1) 医療救護班の編成 イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMAT やまぐちを含む。）の編成を要請する。 資料編 <u>[2(7)ク-10] ……山口県災害支援ナース派遣協定締結医療機関一覧表</u> [6-2]……災害拠点病院等一覧表 [6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表 [6-4]……救急病院及び救急診療所 [6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況 [6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調</p>	協定締結による資料編の改正に伴う追加												

現 行

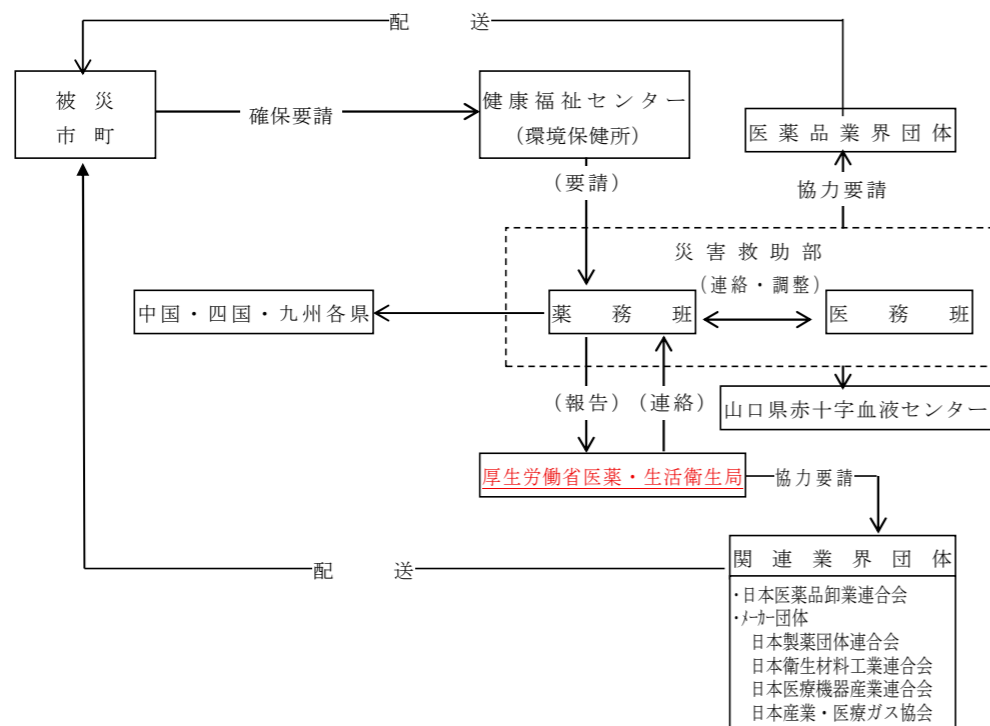
第5項 医薬品・医療資器材の補給（3-4-13）

1 医薬品等の供給体制

【県（健康福祉部）・市町・山口県赤十字血液センター】

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

イ 補給体制



第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第7項 協定（3-4-18）

知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、DMAT指定病院及び災害支援ナース所属医療機関は、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。

- 資料編[2(7)ク-1]……集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [2(7)ク-2]……災害救助またはその実施に関する業務委託契約
- [2(7)ク-4]……山口県DMATの出動に係る協定等
- [2(7)ク-6]……災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定

第8項 医療関係資料

- 資料編[1-17]……山口県赤十字奉仕団一覧表
- [6-2]……災害拠点病院等一覧表
- [6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表
- [6-4]……救急病院及び救急診療所
- [6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況
- [6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調
- [7-9]……救急車保有状況
- [7-14]……第六、第七管区海上保安本部所属船艇の状況
- [7-15]……第六、第七管区海上保安本部所属装備資器材の状況

修 正 案

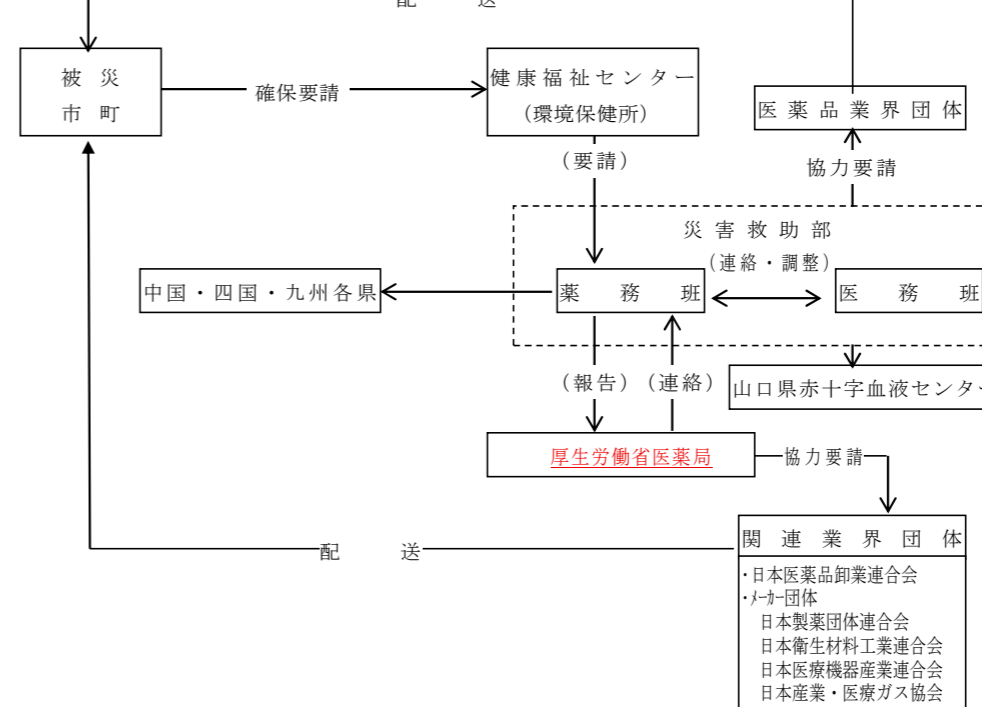
第5項 医薬品・医療資器材の補給（3-4-13）

1 医薬品等の供給体制

【県（健康福祉部）・市町・山口県赤十字血液センター】

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

イ 補給体制



第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第7項 協定（3-4-18）

知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、DMAT指定病院及び災害支援ナース所属医療機関は、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。

- 資料編[2(7)ク-1]……集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [2(7)ク-2]……災害救助またはその実施に関する業務委託契約
- [2(7)ク-4]……山口県DMATの出動に係る協定等
- [2(7)ク-6]……災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定
- [2(7)ク-10]……山口県における災害支援ナースの派遣に関する協定

第8項 医療関係資料

- 資料編[1-17]……山口県赤十字奉仕団一覧表
- [2(7)ク-10]……山口県災害支援ナース派遣協定締結医療機関一覧表
- [6-2]……災害拠点病院等一覧表
- [6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表
- [6-4]……救急病院及び救急診療所
- [6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況
- [6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調
- [7-9]……救急車保有状況
- [7-14]……第六、第七管区海上保安本部所属船艇の状況
- [7-15]……第六、第七管区海上保安本部所属装備資器材の状況

備 考

名称変更

協定締結による資料編の改正に伴う追加

協定締結による資料編の改正に伴う追加

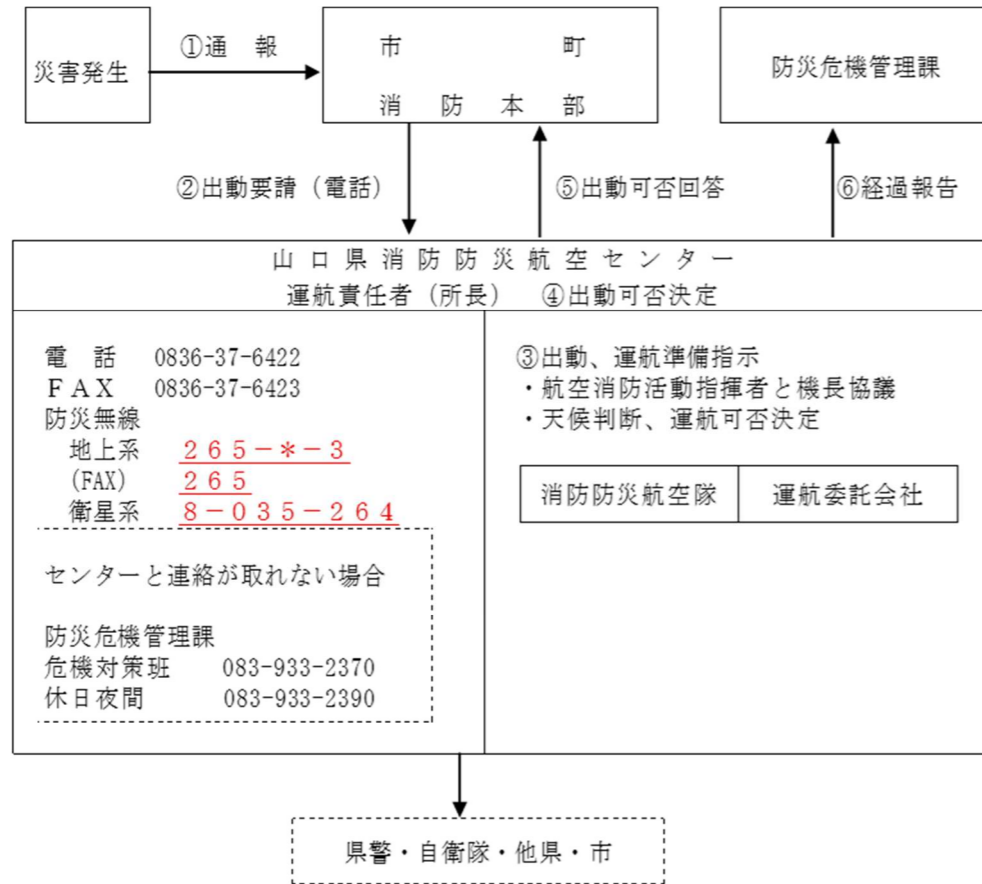
現 行	修 正 案	備 考															
<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-5-7）</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。</p> <p>特に、女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-5-8）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。</p> <p>(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。</p> <p><u>(6)</u> その他必要事項については、市町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-5-7）</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(7) 避難所の運営にあたっては、女性や<u>子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等への配慮や<u>子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする</u>。</p> <p>特に、女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-5-8）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。<u>運営に必要な人員等については、県及び県内市町等が連携して確保・派遣する。</u></p> <p>(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。</p> <p><u>(6) 被災市町は、受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p><u>(7)</u> その他必要事項については、市町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p><u>(4) 県災害対策本部内に、総務部を中心とした「広域避難対策支援チーム」を設置し、広域避難調整や広域避難所の運営等に係る対応を一元的に処理する。</u></p> <p><u>(5) 県は、広域避難調整を行い、被災地の近隣市町での受入が困難な場合には、広域避難所の開設を検討することとし、県が開設・運営する広域避難所について、次のように定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1478 1375 2448 1627"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 山口県立下関武道館</td> <td>下関市大字富任</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(2) 維新百年記念公園</td> <td>山口市維新公園</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(3) 山口県スポーツ交流村</td> <td>光市光井</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(4) 萩ウェルネスパーク</td> <td>萩市大字椿</td> <td>山口県</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 マニュアル</u></p> <p><u>広域避難調整や広域避難所の運営等については、別に定める広域避難調整・広域避難所運営マニュアルによるものとする。</u></p>	施設名称	所在地	管理者	(1) 山口県立下関武道館	下関市大字富任	山口県	(2) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県	(3) 山口県スポーツ交流村	光市光井	山口県	(4) 萩ウェルネスパーク	萩市大字椿	山口県	<p>表現の適正化</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルとの整合性を図る</p> <p>防災基本計画の改正を反映</p> <p>条番号の変更</p> <p>部局横断的チームの追記</p> <p>広域避難所の指定</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルの記載</p>
施設名称	所在地	管理者															
(1) 山口県立下関武道館	下関市大字富任	山口県															
(2) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県															
(3) 山口県スポーツ交流村	光市光井	山口県															
(4) 萩ウェルネスパーク	萩市大字椿	山口県															

現 行

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第4節 応援要請（3-6-3）

2 要請方法



第7章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第3項 応援協定（3-7-6）

2 防災関係機関との協定

【県（関係各課）】

資料編[2(2)-2].....北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針

[2(7)ア-3].....災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定

[2(7)ア-5].....地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

[2(7)オ-1].....災害時における放送要請に関する協定

[2(7)ク-1].....集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

[2(7)ク-2].....災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）

[2(7)ク-4].....山口県DMA Tに係る協定等

[2(7)ク-6].....災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定

[2(7)サ-1].....災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

（警察本部長・西日本旅客鉄道）

[2(7)サ-2].....道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する協定

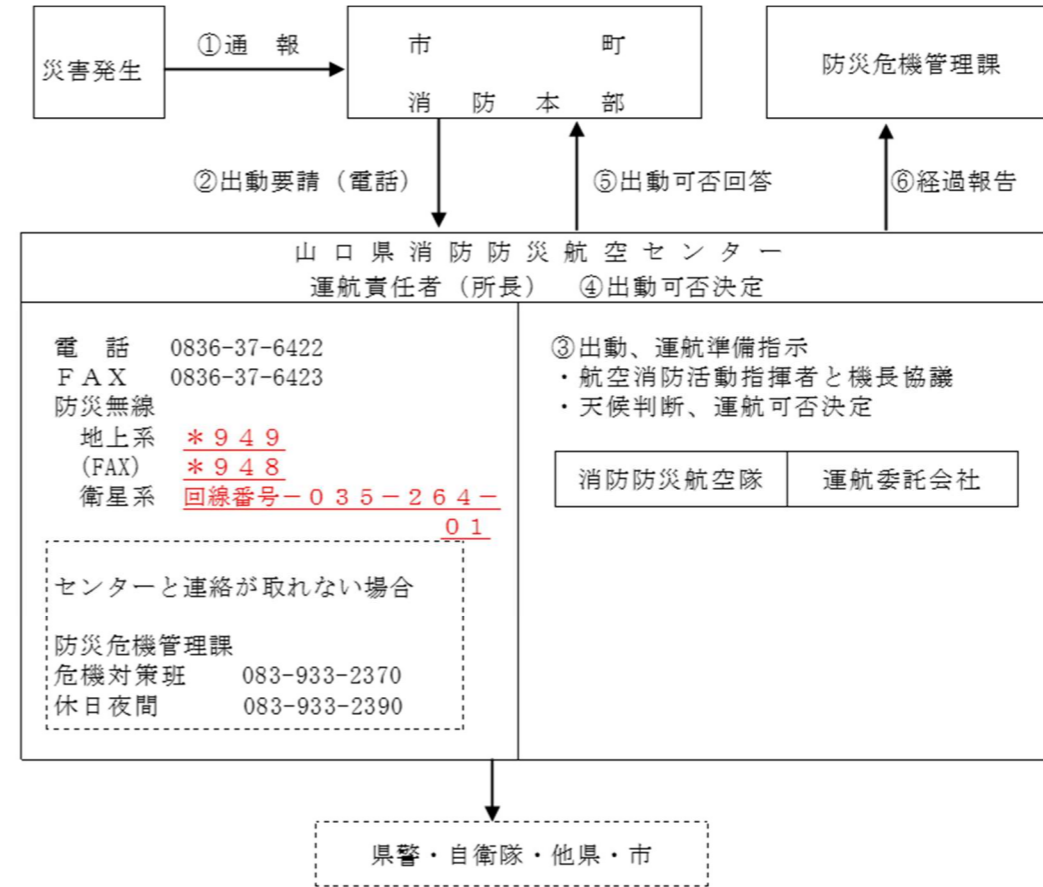
[2(7)サ-6].....大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

修 正 案

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第4節 応援要請（3-6-3）

2 要請方法



第7章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第3項 応援協定（3-7-6）

2 防災関係機関との協定

【県（関係各課）】

資料編[2(2)-2].....北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針

[2(7)ア-3].....災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定

[2(7)ア-5].....地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

[2(7)オ-1].....災害時における放送要請に関する協定

[2(7)ク-1].....集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

[2(7)ク-2].....災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）

[2(7)ク-4].....山口県DMA Tに係る協定等

[2(7)ク-6].....災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定

[2(7)ク-10].....山口県における災害支援ナースの派遣に関する協定

[2(7)サ-1].....災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

（警察本部長・西日本旅客鉄道）

[2(7)サ-2].....道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する協定

[2(7)サ-6].....大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

備 考

番号変更

協定締結による資料編の改正に伴う追加

現 行	修 正 案	備 考												
<p>3 民間団体との協定（3-7-7） 【県（関係各課）・市町】</p> <p>(1) 県 資料編 [2(7)エ-1]……<u>災害時における交通誘導業務等に関する協定</u></p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害（3-7-10） 2 災害派遣の範囲 (3) 災害派遣時に実施する活動内容 (2) 災害派遣時に実施する活動内容</p> <table border="1" data-bbox="178 588 1305 850"> <thead> <tr> <th>救 助 活 動 区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省の管理」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3） 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保 第2項 調 達（3-8-6） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>2 日本通運株式会社 (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。 (2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。 ア 組織 県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部</u>を設ける。 イ <u>防災本部間の関連</u> <u>下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。</u> ウ <u>災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</u> <u>(7) 県からの輸送協力要請にあっては、下関特定支店が受理する。</u> <u>(4) 市町等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統」による第1・第2連絡先（最寄りの支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。</u> エ <u>各支店防災本部の連携措置</u> <u>(7) 輸送の要請………関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。</u> <u>(4) 関係支店防災本部………下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。</u> <u>(7) 下関特定支店総括本部……支店防災本部・下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。</u></p>	救 助 活 動 区 分	活 動 内 容	(略)		救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	<p>3 民間団体との協定（3-7-7） 【県（関係各課）・市町】</p> <p>(1) 県 資料編 [2(7)エ-1]……<u>災害時における地域の安全確保のための警備業務に関する協定</u></p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害（3-7-10） 2 災害派遣の範囲 (1) 災害派遣時に実施する活動内容 (2) 災害派遣時に実施する活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1484 588 2611 850"> <thead> <tr> <th>救 助 活 動 区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省所管」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3） 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保 第2項 調 達（3-8-6） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>2 日本通運株式会社 (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。 (2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。 ア 組織 県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関支店に防災本部</u>を設ける。 イ <u>災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</u> <u>県、市町等からの輸送協力要請にあっては、下関支店防災本部が受理する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	救 助 活 動 区 分	活 動 内 容	(略)		救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	<p>再締結に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>機構改正に伴う修正</p>
救 助 活 動 区 分	活 動 内 容													
(略)														
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与													
救 助 活 動 区 分	活 動 内 容													
(略)														
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与													

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制（3-10-2）</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制（3-10-7）</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>2 生活必需品等の確保（3-10-8）</p> <p>(1) 備蓄、調達体制</p> <p>ア 県及び市町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-10-10）</p> <p>【市町・県（厚政課・物品管理課・産業労働部）】</p> <p>4 被服、寝具その他生活必需品の品目</p> <table border="1" data-bbox="172 955 1305 1333"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット・毛布・布団</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服・作業衣・<u>子供服</u></td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ・パンツ等の下着類</td> </tr> <tr> <td>身 回 品</td> <td>タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具</td> <td>炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶わん・皿・箸等の類</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料</td> <td>マッチ・プロパンガス・ローソク等の類</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13章 水防計画</p> <p>第1節 計画の目的及び性格</p> <p><u>第1項</u> 目的（3-13-2）</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第1項 県（法第3条の6）</p> <p>県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、<u>緊急の際の立ち退き</u>の指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</p> <p>第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条）</p> <p>2 指定水防管理団体</p>	品 目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団	外 衣	洋服・作業衣・ <u>子供服</u>	肌 着	シャツ・パンツ等の下着類	身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類	炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類	食 器	茶わん・皿・箸等の類	日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類	光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類	<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制（3-10-2）</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制（3-10-7）</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用する。</p> <p>2 生活必需品等の確保（3-10-8）</p> <p>(1) 備蓄、調達体制</p> <p>ア 県及び市町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとし、<u>その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するもの</u>とする。</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-10-10）</p> <p>【市町・県（厚政課・物品管理課・産業労働部）】</p> <p>4 被服、寝具その他生活必需品の品目</p> <table border="1" data-bbox="1484 955 2617 1333"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット・毛布・布団</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服・作業衣・<u>こども服</u></td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ・パンツ等の下着類</td> </tr> <tr> <td>身 回 品</td> <td>タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具</td> <td>炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶わん・皿・箸等の類</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料</td> <td>マッチ・プロパンガス・ローソク等の類</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13章 水防計画</p> <p>第1節 計画の目的及び性格</p> <p><u>(削除)</u> 目的（3-13-2）</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第1項 県（法第3条の6）</p> <p>県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、<u>本計画に定めるところにより、氾濫等を通知する。併せて、緊急の際の立ち退き等</u>の指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</p> <p>第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条）</p> <p>2 指定水防管理団体 <u>(法第4条)</u></p>	品 目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団	外 衣	洋服・作業衣・ <u>こども服</u>	肌 着	シャツ・パンツ等の下着類	身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類	炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類	食 器	茶わん・皿・箸等の類	日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類	光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類	<p>国システムの名称変更に伴う修正</p> <p>国システムの名称変更に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>字句の整理</p> <p>法改正に伴う記載の追加</p>
品 目	内 容																																					
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団																																					
外 衣	洋服・作業衣・ <u>子供服</u>																																					
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類																																					
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類																																					
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類																																					
食 器	茶わん・皿・箸等の類																																					
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類																																					
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類																																					
品 目	内 容																																					
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団																																					
外 衣	洋服・作業衣・ <u>こども服</u>																																					
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類																																					
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類																																					
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類																																					
食 器	茶わん・皿・箸等の類																																					
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類																																					
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類																																					

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p>都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。<u>(法第4条)</u></p> <p>(2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表 <u>2.8</u> ◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表 <u>2.9</u></p> <p>4 水防計画の策定</p> <p>指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。<u>(法第33条)</u></p> <p>第4項 気象庁下関地方气象台（法第10条、第11条）（3-13-3）</p> <p>気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国 道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水<u>注意報及び警報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別 警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="133 1241 1308 1965"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td><u>大雨注意報</u></td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td><u>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td><u>高潮注意報</u></td> <td>台風や低気圧等による<u>海面の異常な上昇が予想されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td><u>洪水注意報</u></td> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td><u>大雨警報</u></td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td><u>大雨特別警報</u></td> <td><u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報</td> <td><u>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</u></td> </tr> <tr> <td>大津波警報（津波特別警報）</td> <td><u>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 高潮警報</td> <td><u>高潮警報</u></td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td><u>高潮特別警報</u></td> <td><u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td><u>洪水警報</u></td> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	<u>大雨注意報</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	<u>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</u>	水防活動用 高潮注意報	<u>高潮注意報</u>	台風や低気圧等による <u>海面の異常な上昇が予想されたとき</u>	水防活動用 洪水注意報	<u>洪水注意報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u>	水防活動用 気象警報	<u>大雨警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<u>大雨特別警報</u>	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>	水防活動用 津波警報	津波警報	<u>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</u>	大津波警報（津波特別警報）	<u>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</u>	水防活動用 高潮警報	<u>高潮警報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<u>高潮特別警報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>	水防活動用 洪水警報	<u>洪水警報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u>	<p>都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。<u>(削除)</u></p> <p>(2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表 <u>2</u> ◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表 <u>3</u></p> <p>4 水防計画の策定 <u>(法第33条)</u></p> <p>指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。<u>(削除)</u></p> <p>第4項 気象庁下関地方气象台（法第10条、第11条）（3-13-3）</p> <p>気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国 道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水<u>予報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、<u>危険警報</u>及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。</p> <p>水防活動の利用に適合する注意報、警報の<u>名称</u>と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、<u>危険警報</u>、特別警報の<u>名称</u>及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1234 2623 2007"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報等</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td><u>レベル2大雨注意報</u></td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td><u>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td><u>レベル2高潮注意報</u></td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により<u>災害が発生するおそれがあると予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td><u>レベル2氾濫注意報</u></td> <td><u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td><u>レベル3大雨警報</u></td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル4大雨危険警報</u></td> <td><u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 津波警報</td> <td><u>レベル5大雨特別警報</u></td> <td><u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td><u>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 高潮警報</td> <td>大津波警報（津波特別警報）</td> <td><u>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td><u>レベル3高潮警報</u></td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 洪水警報</td> <td><u>レベル4高潮危険警報</u></td> <td><u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u></td> </tr> <tr> <td><u>レベル5高潮特別警報</u></td> <td><u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報等	発表基準	水防活動用 気象注意報	<u>レベル2大雨注意報</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	<u>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用 高潮注意報	<u>レベル2高潮注意報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により <u>災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用 洪水注意報	<u>レベル2氾濫注意報</u>	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用 気象警報	<u>レベル3大雨警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<u>レベル4大雨危険警報</u>	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>	水防活動用 津波警報	<u>レベル5大雨特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>	津波警報	<u>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>	水防活動用 高潮警報	大津波警報（津波特別警報）	<u>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>	<u>レベル3高潮警報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	<u>レベル4高潮危険警報</u>	<u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>	<u>レベル5高潮特別警報</u>	<u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u>	<p>字句の整理</p> <p>付表番号の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>法改正に伴う用語の整理</p> <p>法改正に伴う用語の整理</p>
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準																																																																				
水防活動用 気象注意報	<u>大雨注意報</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
水防活動用 津波注意報	津波注意報	<u>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</u>																																																																				
水防活動用 高潮注意報	<u>高潮注意報</u>	台風や低気圧等による <u>海面の異常な上昇が予想されたとき</u>																																																																				
水防活動用 洪水注意報	<u>洪水注意報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u>																																																																				
水防活動用 気象警報	<u>大雨警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
	<u>大雨特別警報</u>	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 津波警報	津波警報	<u>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</u>																																																																				
	大津波警報（津波特別警報）	<u>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</u>																																																																				
水防活動用 高潮警報	<u>高潮警報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
	<u>高潮特別警報</u>	<u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 洪水警報	<u>洪水警報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき</u>																																																																				
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報等	発表基準																																																																				
水防活動用 気象注意報	<u>レベル2大雨注意報</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
水防活動用 津波注意報	津波注意報	<u>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 高潮注意報	<u>レベル2高潮注意報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により <u>災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 洪水注意報	<u>レベル2氾濫注意報</u>	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 気象警報	<u>レベル3大雨警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
	<u>レベル4大雨危険警報</u>	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 津波警報	<u>レベル5大雨特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合</u>																																																																				
	津波警報	<u>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</u>																																																																				
水防活動用 高潮警報	大津波警報（津波特別警報）	<u>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</u>																																																																				
	<u>レベル3高潮警報</u>	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																				
水防活動用 洪水警報	<u>レベル4高潮危険警報</u>	<u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</u>																																																																				
	<u>レベル5高潮特別警報</u>	<u>台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合</u>																																																																				

現 行	修 正 案			備 考																																															
<p><u>(新設)</u> (3-13-4)</p> <p>第9項 県及び出先機関の水防関係職員の責務 水防関係職員は、大雨、高潮、津波、<u>洪水</u>に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務 第1項 配備体制 水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。 <u>ただし、台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合は、第1警戒体制（警戒配備体制）に準じて配備を命じることとする。</u></p> <p>第2項 第1警戒体制（情報班体制） 1 体制の時期 ア 県内に大雨、<u>洪水の各注意報</u>の一つ以上が発表されたとき。</p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制） 1 体制の時期 ア 県内に大雨、<u>洪水の各注意報</u>の一つ以上が発表され、情報班が本体体制の設置を指示したとき。 イ 県内に大雨、<u>洪水の各注意報</u>の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。 <u>(新設)</u> <u>ウ</u> その他状況により知事が命じたとき。</p> <p>2 配備課所と業務内容 (3-13-5) <u>(1)</u> 第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="163 1612 1202 2011"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th><u>大 雨 注 意 報</u></th> <th><u>洪 水 注 意 報</u></th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>土木建築事務所及びダム管理事務所の警戒配備体制への移行を</td> </tr> <tr> <td>砂 防 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集</td> </tr> <tr> <td>道 路 整 備 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</td> </tr> <tr> <td>土 木 建 築 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。水防管理団体との連絡を確保する。水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。</td> </tr> <tr> <td>ダ ム 管 理 事 務 所</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するととも</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 課 所	<u>大 雨 注 意 報</u>	<u>洪 水 注 意 報</u>	業 務 内 容	河 川 課	○	○	土木建築事務所及びダム管理事務所の警戒配備体制への移行を	砂 防 課	○	○	確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集	道 路 整 備 課	○	○	し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	土 木 建 築 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。水防管理団体との連絡を確保する。水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するととも	<table border="1" data-bbox="1448 138 2626 317"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水防活動用 洪水警報</td> <td><u>レベル3 氾濫警報</u></td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル4 氾濫危険警報</u></td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル5 氾濫特別警報</u></td> <td>台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第9項 河川管理者等（法第24条の2）</u> (3-13-4) <u>河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を知事その他関係者に通報しなければならない。</u></p> <p>第10項 県及び出先機関の水防関係職員の責務 水防関係職員は、大雨、高潮、津波、<u>河川氾濫</u>に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務 第1項 配備体制 水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。 <u>(削除)</u></p> <p>第2項 第1警戒体制（情報班体制） 1 体制の時期 ア 県内に大雨、<u>氾濫のレベル2 注意報</u>の一つ以上が発表されたとき。</p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制） 1 体制の時期 ア 県内に大雨、<u>氾濫のレベル2 注意報</u>の一つ以上が発表され、情報班が本体体制の設置を指示したとき。 イ 県内に大雨、<u>氾濫のレベル2 注意報</u>の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。 <u>ウ</u> 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき。 <u>エ</u> その他状況により知事が命じたとき</p> <p>2 配備課所と業務内容 (3-13-5) <u>(削除)</u> 第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1625 2567 1997"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th><u>レ ベ ル 2 大 雨 注 意 報</u></th> <th><u>レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報</u></th> <th><u>レ ベ ル 3 高 潮 警 報</u></th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河 川 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="3">土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報す</td> </tr> <tr> <td>砂 防 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道 路 整 備 課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水防活動用 洪水警報	<u>レベル3 氾濫警報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき	<u>レベル5 氾濫特別警報</u>	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合	配 備 課 所	<u>レ ベ ル 2 大 雨 注 意 報</u>	<u>レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報</u>	<u>レ ベ ル 3 高 潮 警 報</u>	業 務 内 容	河 川 課	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報す	砂 防 課	○	○		道 路 整 備 課	○	○		<p>法改正に伴う記載の追加</p> <p>項番号の修正 法改正に伴う字句整理</p> <p>配備体制の整理に伴う修正</p> <p>法改正に伴う字句整理</p> <p>法改正に伴う第1警戒体制の変更等</p> <p>法改正に伴う第1警戒体制の変更等</p>
配 備 課 所	<u>大 雨 注 意 報</u>	<u>洪 水 注 意 報</u>	業 務 内 容																																																
河 川 課	○	○	土木建築事務所及びダム管理事務所の警戒配備体制への移行を																																																
砂 防 課	○	○	確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集																																																
道 路 整 備 課	○	○	し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。																																																
土 木 建 築 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。水防管理団体との連絡を確保する。水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。																																																
ダ ム 管 理 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するととも																																																
水防活動用 洪水警報	<u>レベル3 氾濫警報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																	
	<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき																																																	
	<u>レベル5 氾濫特別警報</u>	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合																																																	
配 備 課 所	<u>レ ベ ル 2 大 雨 注 意 報</u>	<u>レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報</u>	<u>レ ベ ル 3 高 潮 警 報</u>	業 務 内 容																																															
河 川 課	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報す																																															
砂 防 課	○	○																																																	
道 路 整 備 課	○	○																																																	

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

に、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。

<u>港 湾 課</u>			○	る。
土木建築事務所	○	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報（所管のダムの状況を含む）の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。
ダム管理事務所	○	○		警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、所管のダムの状況等、水防情報の収集、報告にあたる。
<u>港湾管理事務所</u>			○	<u>警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>
<u>山口宇部空港事務所</u>			○	
<u>農林水産政策課</u>			○	<u>農林水産事務所及び下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</u>
<u>農村整備課</u>			○	
<u>漁港漁場整備課</u>			○	
<u>農林水産事務所</u>			○	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。</u>
<u>下関農林事務所</u>			○	
<u>農林水産事務所</u>			○	
<u>下関水産振興局</u>			○	

(2) 台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。

配 備 課 所	業 務 内 容
河 川 課	<u>土木建築事務所、港湾管理事務所及び山口宇部空港事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</u>
港 湾 課	
土木建築事務所	<u>警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。</u> <u>水防管理団体との連絡を確保する。</u> <u>水防警報を発表する。</u>
港湾管理事務所	<u>警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u> <u>水防警報を発表する。</u>
山口宇部空港事務所	<u>警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>
農林水産政策課 農 村 整 備 課 漁港漁場整備課	<u>農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。</u>
農林水産事務所 下関農林事務所 下関水産振興局	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況など、水防情報の収集、報告にあたる。</u>

第4項 第2警戒体制以上の体制（3-13-6）

1 体制の時期
それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制/警戒体制	① 県内に <u>大雨、洪水、高潮警報</u> 、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ② その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① <u>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。</u> ② 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① <u>大雨、洪水、高潮、大津波警報</u> のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。 ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき

(削除)

第4項 第2警戒体制以上の体制（3-13-6）

1 体制の時期
それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制/警戒体制	① 県内に <u>レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル4高潮危険警報</u> 、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。 ② その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① <u>レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、気象防災速報（記録的短時間大雨）の一つ以上が発表されたとき。</u> ② 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① <u>高潮を除くレベル3警報もしくはレベル4高潮危険警報</u> のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象等に関する特別警報が発表されたとき。

法改正に伴う第1警戒体制の変更等

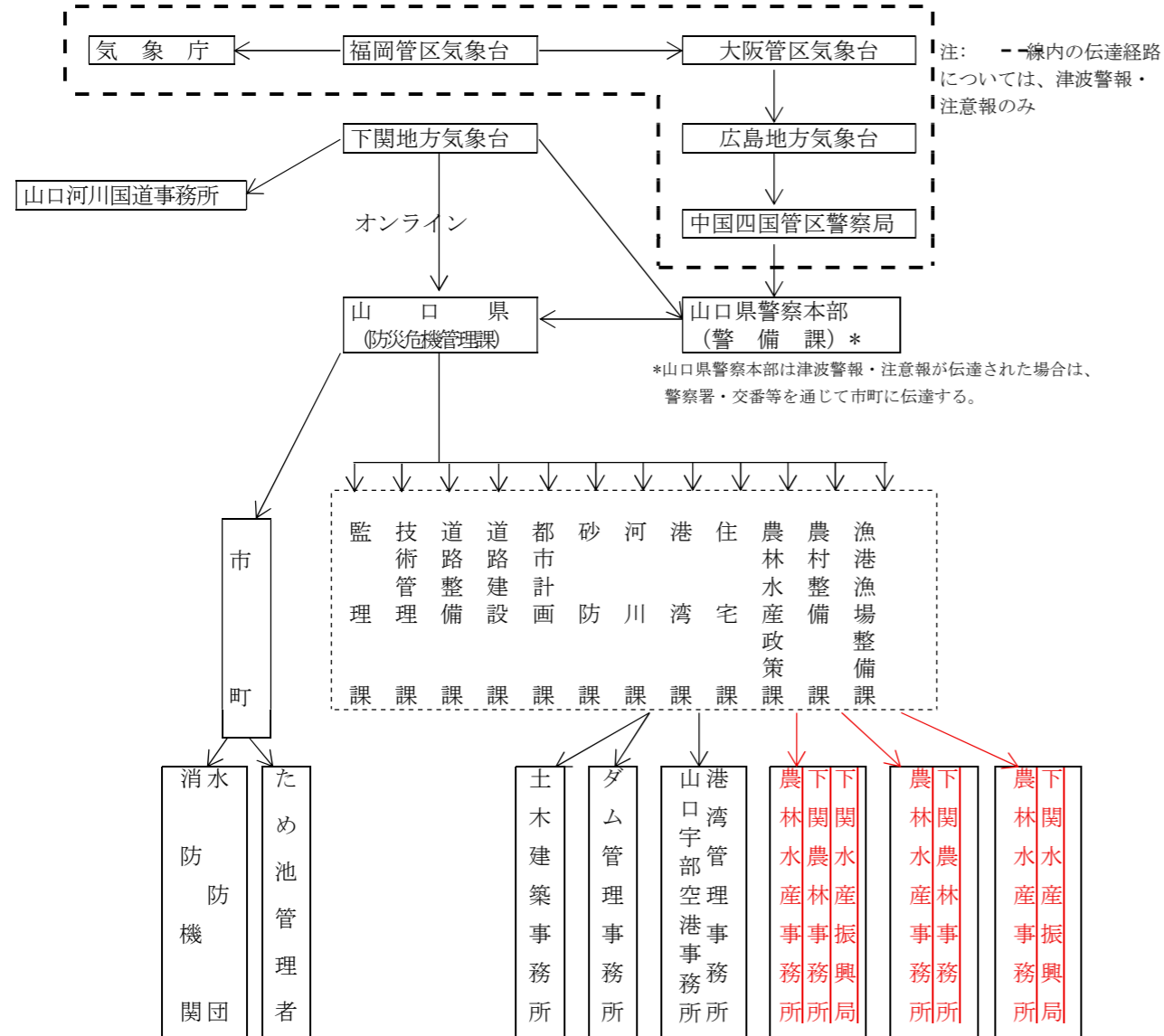
法改正に伴う字句整理等

現 行		修 正 案		備 考
緊急非常体制	又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。 県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。		③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ④ <u>その他知事が特に必要と認めたととき。</u>	
		第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。	
		緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。	法改正に伴う 字句整理等
2 配備課所と業務内容 第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。		2 配備課所と業務内容 第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。		
配備課所	業 務 内 容	配備課所	業 務 内 容	
	(略)		(略)	
河 川 課	① 水防に関する指示の伝達に関する事 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事 ④ 洪水予報の実施、伝達に関する事 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 <u>(新設)</u> ⑥ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事。 ⑦ 土木防災情報システムに関する事。 ⑧ ダムの操作に関する事。 ⑨ その他、河川課所管業務の水防に関する事。	河 川 課	① 水防に関する指示の伝達に関する事。 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事。 ④ 洪水予報の実施、伝達に関する事。 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 ⑥ <u>氾濫等及び堤防等決壊の通知及び周知に関する事。</u> ⑦ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事。 ⑧ 土木防災情報システムに関する事。 ⑨ ダムの操作に関する事。 ⑩ その他、河川課所管業務の水防に関する事。	
	(略)		(略)	
土 木 建 築 事 務 所	① 水防警報の発表及び伝達に関する事。 ② 洪水予報の伝達に関する事。 ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 ④ 潮位の情報収集、通報に関する事。 <u>(新設)</u> ⑤ ダムの操作に関する事。 ⑥ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事 ⑦ 水防資材の融通及び輸送に関する事。 ⑧ 県が管理する道路の通行規制に関する事。	土 木 建 築 事 務 所	① 水防警報の発表及び伝達に関する事。 ② 洪水予報の伝達に関する事。 ③ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 ④ 潮位の情報収集、通報に関する事。 ⑤ <u>氾濫等及び堤防等決壊の通報・通知に関する事。</u> ⑥ ダムの操作に関する事。 ⑦ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事 ⑧ 水防資材の融通及び輸送に関する事。 ⑨ 県が管理する道路の通行規制に関する事。	
ダム管理事務所	ダムの操作に関する事。	ダム管理事務所	ダムの操作に関する事。	
港湾管理事務所	① 所管の海岸に係る水防警報の発表に関する事。 ② 潮位の情報収集、通報に関する事。 <u>(新設)</u> ③ 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事	港湾管理事務所	① 所管の海岸に係る水防警報の発表に関する事。 ② 潮位の情報収集、通報に関する事。 ③ <u>氾濫等の通報に関する事</u> ④ 水門、樋門、陸閘の開閉、排水ポンプ場の操作に関する事	
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関する事。 <u>(新設)</u> ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関する事。	山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関する事。 ② <u>氾濫等の通報に関する事</u> ③ 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関する事。	
農林水産事務所	① 危険ため池に関する事。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。 ③ 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。 <u>(新設)</u>	農林水産事務所	① 危険ため池に関する事。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事。 ③ 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。 ④ <u>氾濫等の通報に関する事</u>	
下関農林事務所	① 危険ため池に関する事。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事 <u>(新設)</u>	下関農林事務所	① 危険ため池に関する事。 ② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関する事 ③ <u>氾濫等の通報に関する事</u>	
下関水産振興局	水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。 <u>(新設)</u>	下関水産振興局	① 水産庁所管海岸保全区域の水防に関する事。 ② <u>氾濫等の通報に関する事</u>	

現 行

第4節 気象状況等の連絡系統

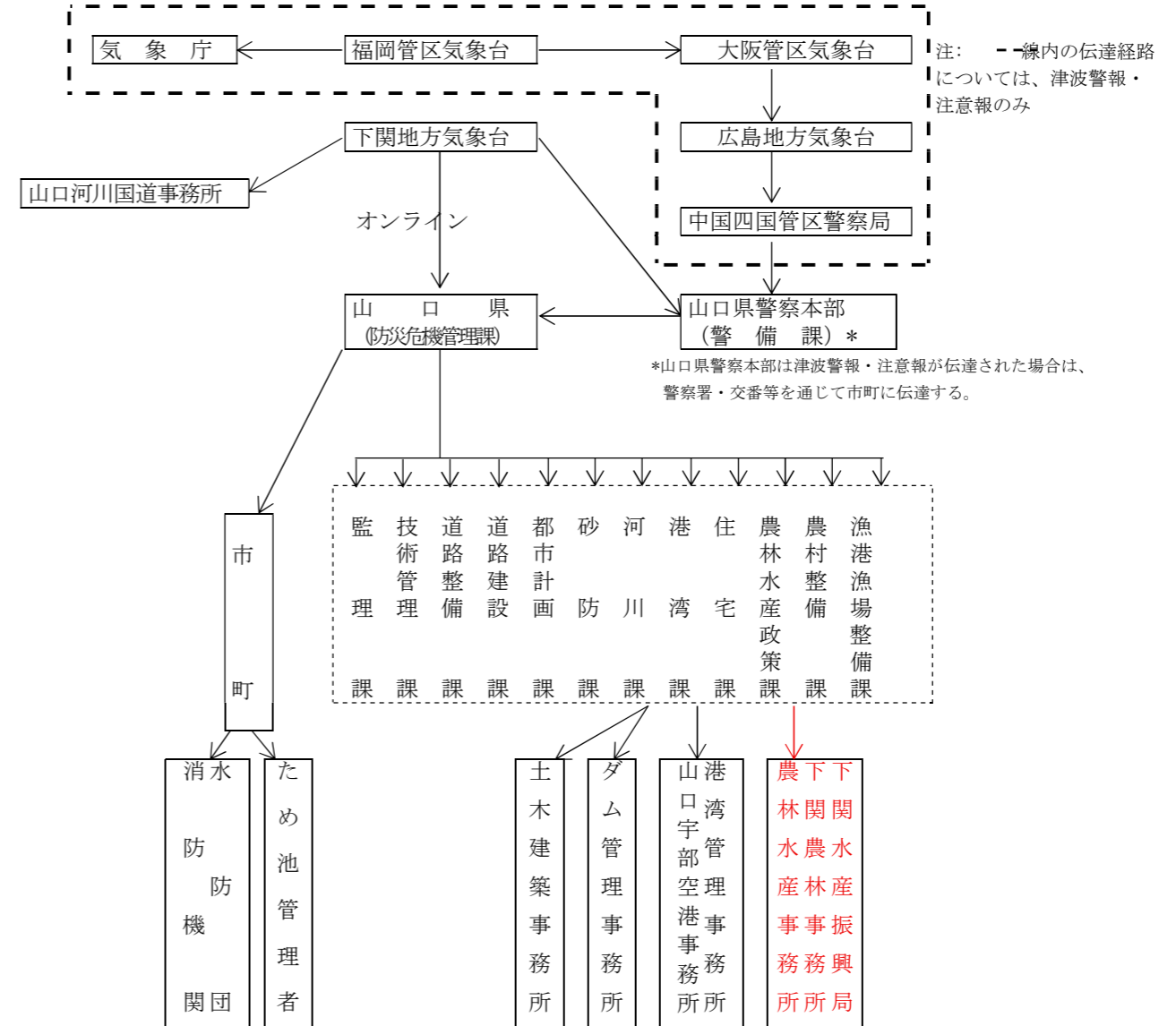
第1項 勤務時間内（3-13-8）



修 正 案

第4節 気象状況等の連絡系統

第1項 勤務時間内（3-13-8）



備 考

連絡系統の整理

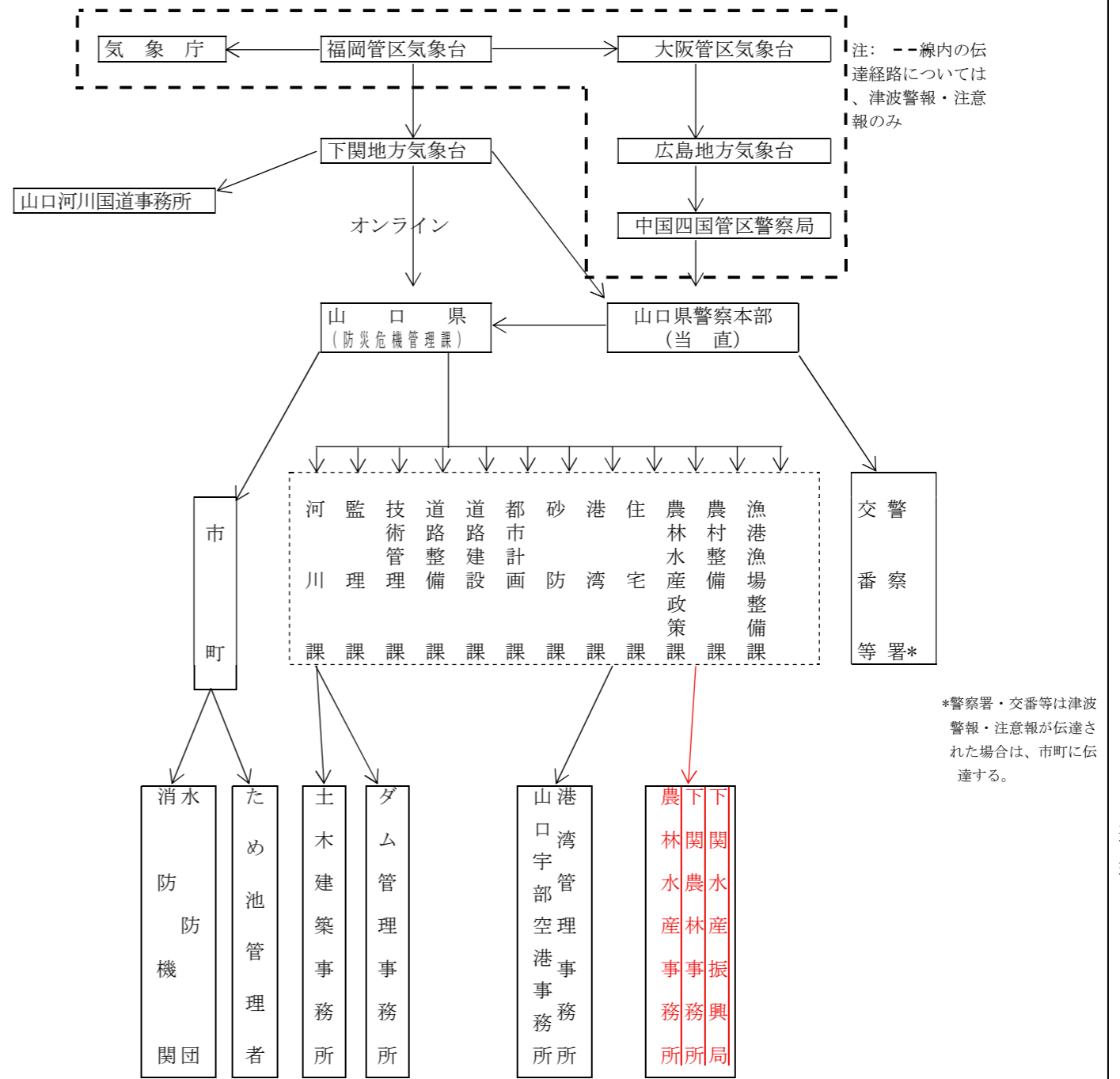
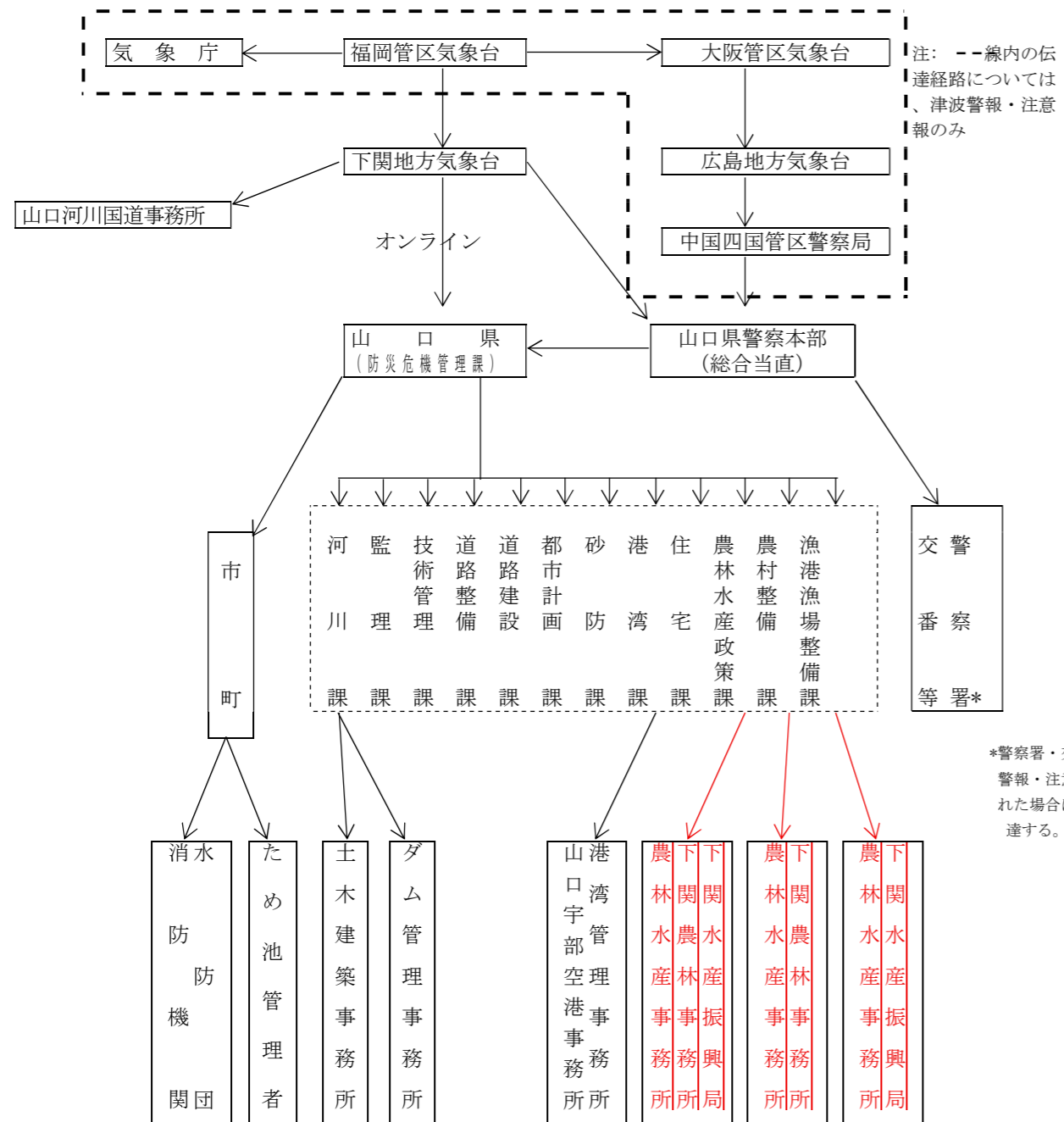
現 行

修 正 案

備 考

第2項 勤務時間外（3-13-9）

第2項 勤務時間外（3-13-9）



連絡系統の整理

現 行

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-10）

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨注意報	洪水注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課			○	○	○	○	○			○
	都市計画課			○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課			○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			○	○	○	○	○	○	○	○
	農村整備課			○	○	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先 機関)	漁港漁場整備課			※	※	○	○	○	○	○	○
	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○	○	○	○	○	○			
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	○	※	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関農林事務所			○	○	○	○	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	○	○	○	○	○	○
水防管理団体(市町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ため池管理者			○	○							

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表7

雨量観測所一覧表 付表8

第2項 潮位の情報収集及び連絡（3-13-11）

2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表9

風速計一覧表 付表11

修 正 案

第3項 気象特別警報・危険警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-10）

水防に係りのある気象警報・注意報等の伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		レベル2大雨注意報	レベル2氾濫注意報	レベル3高潮警報	レベル3大雨警報	レベル3氾濫警報	レベル4高潮危険警報	レベル4大雨危険警報	レベル5大雨特別警報	レベル5氾濫危険警報	レベル5氾濫特別警報	レベル5高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農村整備課				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先 機関)	漁港漁場整備課				○	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○
	土木建築事務所	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○		○	○		○	○	○					
	港湾管理事務所				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所				○	※	※	○	※	※	○	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関農林事務所				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農林水産事務所 下関水産振興局				○	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○
水防管理団体(市町)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ため池管理者				○	○			○	○						

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表4

雨量観測所一覧表 付表5

第2項 潮位の情報収集及び連絡（3-13-11）

2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表6

各港潮位表 付表7

風速計一覧表 付表8

備 考

法改正に伴う
配備体制等の
整理

付表番号の整
理

付表種別、付
表番号の整理

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																										
<p>第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保</p> <p>第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材（3-13-12）</p> <p>1 備蓄器具、資材の使用</p> <p>土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表2のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表2</p> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位の通報及び公表（法第12条）（3-13-13）</p> <p>3 水位の通報方法</p> <p>(2) 都道府県が行う通報及び公表</p> <p>水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）（3-13-14）</p> <p>1 洪水予報の内容</p> <table border="1" data-bbox="160 850 1308 1197"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="160 1304 1308 1514"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (m)</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小瀬川</td> <td>小川津</td> <td>岩国市小瀬字小川津</td> <td>2.60</td> <td>4.00</td> <td>5.70</td> <td>6.20</td> </tr> <tr> <td>両国橋</td> <td>岩国市小瀬字墨屋堂</td> <td>2.80</td> <td>3.90</td> <td>4.40</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐波川</td> <td>新橋</td> <td>防府市新橋町</td> <td>2.70</td> <td>3.40</td> <td>4.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>漆尾</td> <td>山口市徳地伊賀地上沖の原</td> <td>2.30</td> <td>3.40</td> <td>3.60</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>堀</td> <td>山口市徳地堀</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td>3.90</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 洪水予報の発表形式</p> <p>洪水予報の発表形式は、付表2.0のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表2.0</p> <p>(5) 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>洪水予報の伝達経路及び手段は、付表2.1（佐波川洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表2.2（小瀬川水系洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表2.1 小瀬川水系洪水予報実施要領 付表2.2</p>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	氾濫発生情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき	河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	<p>第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保</p> <p>第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材（3-13-12）</p> <p>1 備蓄器具、資材の使用</p> <p>土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表9のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表9</p> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位の通報及び公表（法第12条）（3-13-13）</p> <p>3 水位の通報方法</p> <p>(2) 都道府県が行う通報及び公表</p> <p>水位の連絡系統については、「第5節水位、雨量等の連絡系統」中「第1項水位、雨量の情報収集及び連絡」の「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）（3-13-14）</p> <p>1 洪水予報の内容</p> <table border="1" data-bbox="1478 835 2626 1098"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警報</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生、または、氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">◇参照 洪水予報の基準水位と発表時間 付表1.0</p> <p>2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p> <table border="1" data-bbox="1478 1304 2626 1539"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (m)</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> <th>氾濫発生水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小瀬川</td> <td>小川津</td> <td>岩国市小瀬字小川津</td> <td>2.60</td> <td>4.00</td> <td>5.70</td> <td>6.20</td> <td>7.25</td> </tr> <tr> <td>両国橋</td> <td>岩国市小瀬字墨屋堂</td> <td>2.80</td> <td>3.90</td> <td>4.40</td> <td>4.90</td> <td>6.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐波川</td> <td>新橋</td> <td>防府市新橋町</td> <td>2.70</td> <td>3.40</td> <td>4.20</td> <td>4.60</td> <td>4.97</td> </tr> <tr> <td>漆尾</td> <td>山口市徳地伊賀地上沖の原</td> <td>2.30</td> <td>3.40</td> <td>3.60</td> <td>4.00</td> <td>4.32</td> </tr> <tr> <td>堀</td> <td>山口市徳地堀</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td>3.90</td> <td>4.30</td> <td>4.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 洪水予報の発表形式</p> <p>洪水予報の発表形式は、付表1.1のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表1.1</p> <p>(5) 洪水予報の伝達経路及び手段</p> <p>洪水予報の伝達経路及び手段は、付表1.2（佐波川洪水予報実施要領）、付表1.3（小瀬川水系洪水予報実施要領）のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表1.2 小瀬川水系洪水予報実施要領 付表1.3</p>	種 類	発 表 基 準	レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生、または、氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫発生水位 (m)	小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	7.25	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	6.05	佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	4.97	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	4.32	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	4.92	<p>付表番号の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>法改正に伴う発表基準の整理</p> <p>付表種別の整理</p> <p>「氾濫発生水位」の追加</p> <p>付表番号の整理</p>
種 類	発 表 基 準																																																																																																											
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき																																																																																																											
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																																																																											
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき																																																																																																											
氾濫発生情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）																																																																																																											
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき																																																																																																											
河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																																																																																						
小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20																																																																																																						
	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90																																																																																																						
佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60																																																																																																						
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00																																																																																																						
	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30																																																																																																						
種 類	発 表 基 準																																																																																																											
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																																																																											
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																																																																											
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																																																																																											
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生、または、氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表																																																																																																											
河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫発生水位 (m)																																																																																																					
小瀬川	小川津	岩国市小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	7.25																																																																																																					
	両国橋	岩国市小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	6.05																																																																																																					
佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	4.97																																																																																																					
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	4.32																																																																																																					
	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	4.92																																																																																																					

3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第11条）（3-13-15）

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
錦川	南桑	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1	3.50	4.70	6.00	6.60
	臥龍橋	岩国市錦見3203番地	3.50	4.20	4.80	5.30
榎野川	鱒石	山口市惣太夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60
	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下千坊4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60
厚東川	持世寺	宇部市大字吉見字中野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50
島田川	島田	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表2.0のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表2.0

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表2.3（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表2.4（榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表2.5（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表2.6（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。

(6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表2.0

3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第11条）（3-13-15）

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	氾濫発生水位 (m)
錦川	南桑	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1	3.50	4.70	6.00	6.60	7.30
	臥龍橋	岩国市錦見3203番地	3.50	4.20	4.80	5.30	5.80
榎野川	鱒石	山口市惣太夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60	3.50
	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10	6.70
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下千坊4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60	2.90
厚東川	持世寺	宇部市大字吉見字中野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50	6.80
島田川	島田	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40	5.30

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表1.1のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表1.1

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表1.4（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領）、付表1.5（榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領）、付表1.6（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領、付表1.7（島田川水系島田川の洪水予報実施要領）のとおり定める。

(6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表1.1

第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-16）

3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表1.8

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。

第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-16）

3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

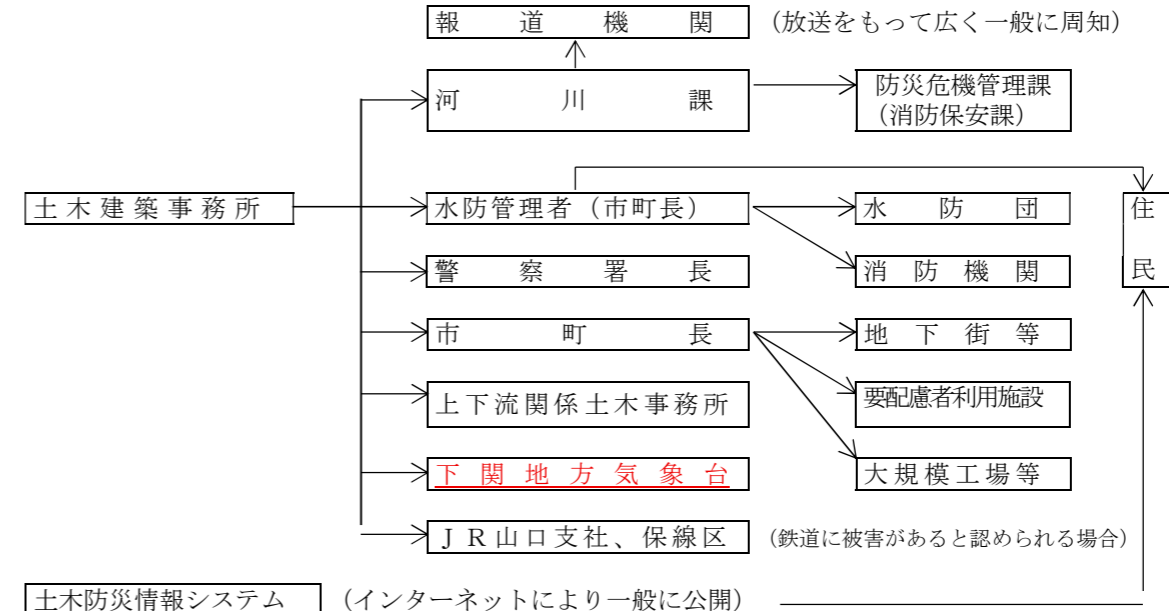
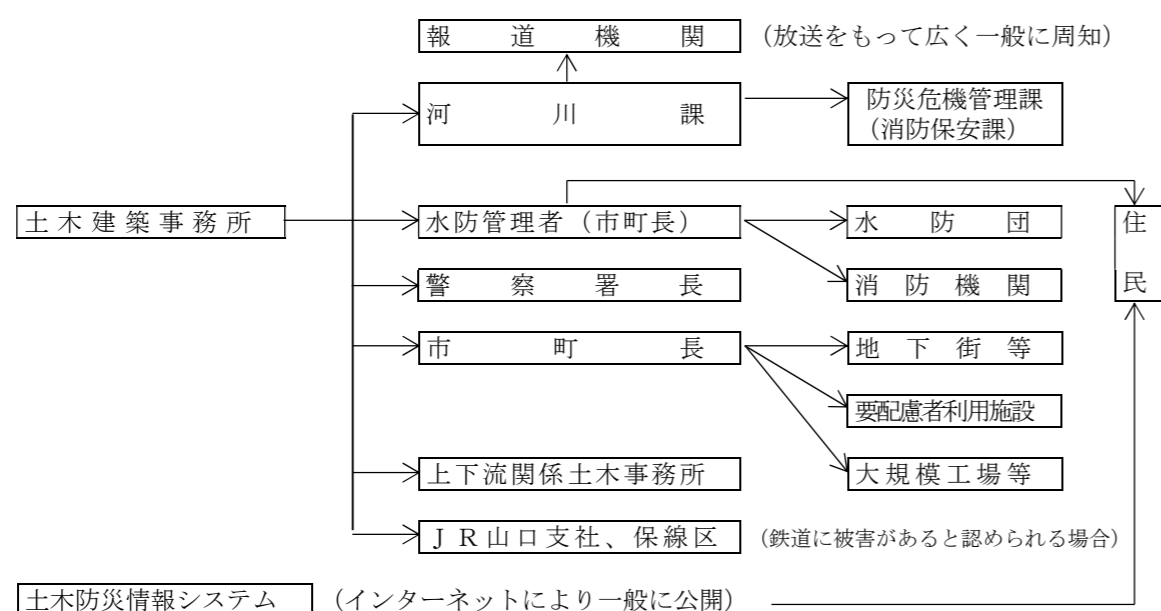
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表5

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



「氾濫発生水位」の追加

付表番号の整理

付表番号の整理

氾濫危険水位情報の連絡系統に下関気象台を追加

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法
 土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表 6-2

第8節 水防警報

1 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）
 防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

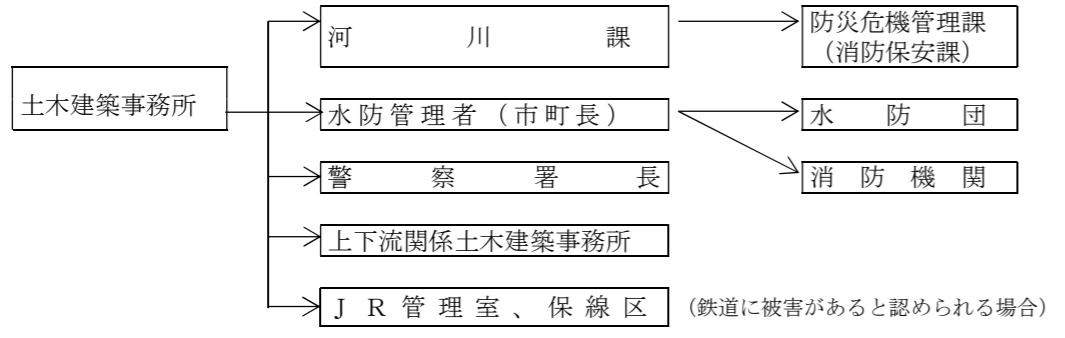
◇参照 国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域 付表 3
 水防警報用紙（国） 付表 4

2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-17）
 知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表 5
 水防警報用紙（県） 付表 6-1

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-13-18）
 海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 <u>高潮警報</u> の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法
 土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表 19

第8節 水防警報

1 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）
 防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

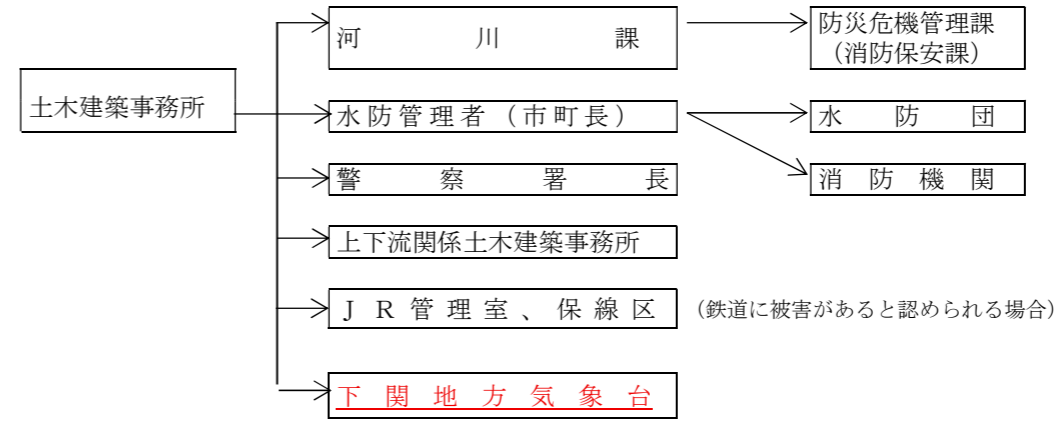
◇参照 国土交通大臣が水防警報を発する指定河川及び区域 付表 20
 水防警報用紙（国） 付表 21

2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-17）
 知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表 18
 水防警報用紙（県） 付表 22

(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-13-18）
 海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 <u>レベル3高潮警報</u> の発表に伴い配備した直後、台風の接近等の理由による水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 <u>レベル4高潮危険警報の発表又は</u> 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

付表番号の整理

付表番号の整理

付表番号の整理

指定河川の水防警報の連絡系統に下関气象台を追加

法改正に伴う発令時期の整理

現 行	修 正 案	備 考
<p>(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条） 水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表7（水位観測所一覧表）のとおり定める。</p> <p>(6) 水防警報の発表形式 （例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表 「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防警報用紙（県） 付表6-1</p>	<p>(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条） 水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表4（水位観測所一覧表）のとおり定める。</p> <p>(6) 水防警報の発表形式 （例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表 「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防警報用紙（県） 付表2.2</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>付表番号の整理</p>
<p>第9節 水防活動 第2項 重要水防箇所 この計画で定める重要水防箇所は、付表1.6のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表1.6 重要水防箇所評定基準（案） 付表1.7</p>	<p>第9節 水防活動 第2項 重要水防箇所 この計画で定める重要水防箇所は、付表2.3のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表2.3 重要水防箇所評定基準（案） 付表2.4</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>付表番号の整理</p>
<p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作</p> <p>2 ダムによる洪水調節 ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>3 防潮水門・排水ポンプ場の運転 防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。 このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導 河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作</p> <p>2 ダムによる洪水調節 ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 主要ダム一覧表 付表2.5</p> <p>3 防潮水門・排水ポンプ場の運転 防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。 このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 排水ポンプ場等一覧表 付表2.6</p> <p>5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導 河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 河川公園一覧表 付表2.7 河川プールの一覧表 付表2.8</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>付表番号の整理</p> <p>付表番号の整理</p>
<p>第4項 水防措置（3-13-19） 2 非常警戒 水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより付表3及び5（水防警報区域）並びに付表1.6（重要水防箇所）に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所に通報するものとする。</p> <p>5 決壊・漏水等の通報 (法第25条) (新設)</p>	<p>第4項 水防措置（3-13-19） 2 非常警戒 水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより付表1.8及び2.0（水防警報区域）並びに付表2.3（重要水防箇所）に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所長に通報するものとする。</p> <p>5 氾濫・決壊・漏水等の通報 (削除) (1) 氾濫等の通報 (法第24条の2) <u>河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。</u> <u>通報を受けた知事（当該通報をしたものが河川管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u> <u>ただし、地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、</u></p>	<p>付表番号の整理</p> <p>法改正に伴う氾濫等の通報基準等の追加</p>

基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定める。

なお、本通報において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(7) 河川管理者（国土交通省）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	
佐波川	区域①	左岸 佐波川 10.5km 金波地先から海まで 右岸 佐波川 10.5km 金波地先から海まで
	区域②	左岸 島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで 右岸 島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで
	区域③	左岸 中国自動車道から島地川合流点まで 右岸 中国自動車道から島地川合流点まで
小瀬川	区域④	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山 650 番の 1 地先から海まで 右岸 山口県岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
佐波川	区域①	新橋水位観測所	防府市	・氾濫発生水位（4.97m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	防府市	山口河川事務所
	区域②	漆尾水位観測所	防府市 山口市	・氾濫発生水位（4.32m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	防府市 山口市	山口河川事務所
	区域③	堀水位観測所	山口市	・氾濫発生水位（4.92m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	山口市	山口河川事務所
小瀬川	区域④	両国橋・小川津水位観測所	岩国市	・氾濫発生水位（両国橋 6.05m、小川津 7.25m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	岩国市 和木町	太田川河川事務所

② 氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	例外的な対応をする区域	
佐波川	防府市人丸地先畑地区	佐波川左岸 8K800 付近～10K400 付近
	山口市徳地地先上佐地区	佐波川右岸 25K100 付近
小瀬川	岩国市小瀬	小瀬川右岸 10k500 付近から 11k900 付近
	岩国市小瀬	小瀬川右岸 12k600 付近から 13k000 付近

③ 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表 1 2（佐波川洪水予報実施要領）、付表 1 3（小瀬川水系洪水予報実施要領）のとおり定める。なお、例外的な対応をする河川における伝達経路は付表 2 9 のとおりとする。

◇参照 例外的な対応をする河川における伝達経路 付表 2 9

④ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表 3 0 - 1 のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（河川） 付表 3 0 - 1

(i) 河川管理者（県）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	
錦川	区域①	岩国市美川町足谷川の合流点から岩国市生見川の合流点まで
	区域②	左岸 岩国市下字井応木 13 番 6 地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清 278 番 2 地先から河口まで
門前川	区域③	岩国市錦川からの分派点から河口まで
島田川	区域④	左岸 周南市大字小松原字筏場 7 番 4 地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山 810 番 2 地先から河口まで
	区域⑤	山口市杖坂川の合流点から河口まで
仁保川	区域⑥	左岸 山口市仁保下郷字長田 1554 番 2 地先から榎野川への合流点まで 右岸 山口市仁保下郷字名字河内 2008 番 3 地先から榎野川への合流点まで
	区域⑦	宇部市厚東川ダムから河口まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
錦川	区域①	南桑水 位局	岩国市美 川町南桑 字滝の上 3452番1	・氾濫発生水位(7.30m)に到達 ・巡視※等により、氾濫発生を確認	岩国市	岩国土木建 築事務所
錦川 門前川	区域② 区域③	臥龍橋 水位局	岩国市錦 見3203番 地	・氾濫発生水位(5.80m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	岩国市	岩国土木建 築事務所
島田川	区域④	島田水 位局	光市三井 8丁目	・氾濫発生水位(5.30m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	光市 周南市	周南土木建 築事務所
榎野川	区域⑤	鱧石水 位局	山口市惣 太夫町 261-2	・氾濫発生水位(3.50m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	山口市	防府土木建 築事務所山 口支所
		朝田水 位局	山口市朝 田2726地 先	・氾濫発生水位(6.70m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建 築事務所山 口支所
仁保川	区域⑥	御堀橋 水位局	山口市大 内御堀字 下千坊 4714-7	・氾濫発生水位(2.90m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建 築事務所山 口支所
厚東川	区域⑦	持世寺 水位局	宇部市大 字吉見字 中野瀬	・氾濫発生水位(6.80m)に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	宇部市	宇部土木建 築事務所

※巡視に当たっては安全を十分に確保した後に行うとともに、緊急安全確保の指示があった場合は、直ちに退避を行い、安全な場所から確認できた場合のみ通報を行う(以下同じ)。

② 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表14(錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領)、付表15(榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領2)、付表16(厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領)、付表17(島田川水系島田川洪水予報実施要領)のとおり定める。

③ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表30-1のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ(河川) 付表30-1

(ウ) 海岸管理者(県)が行う氾濫等の通報

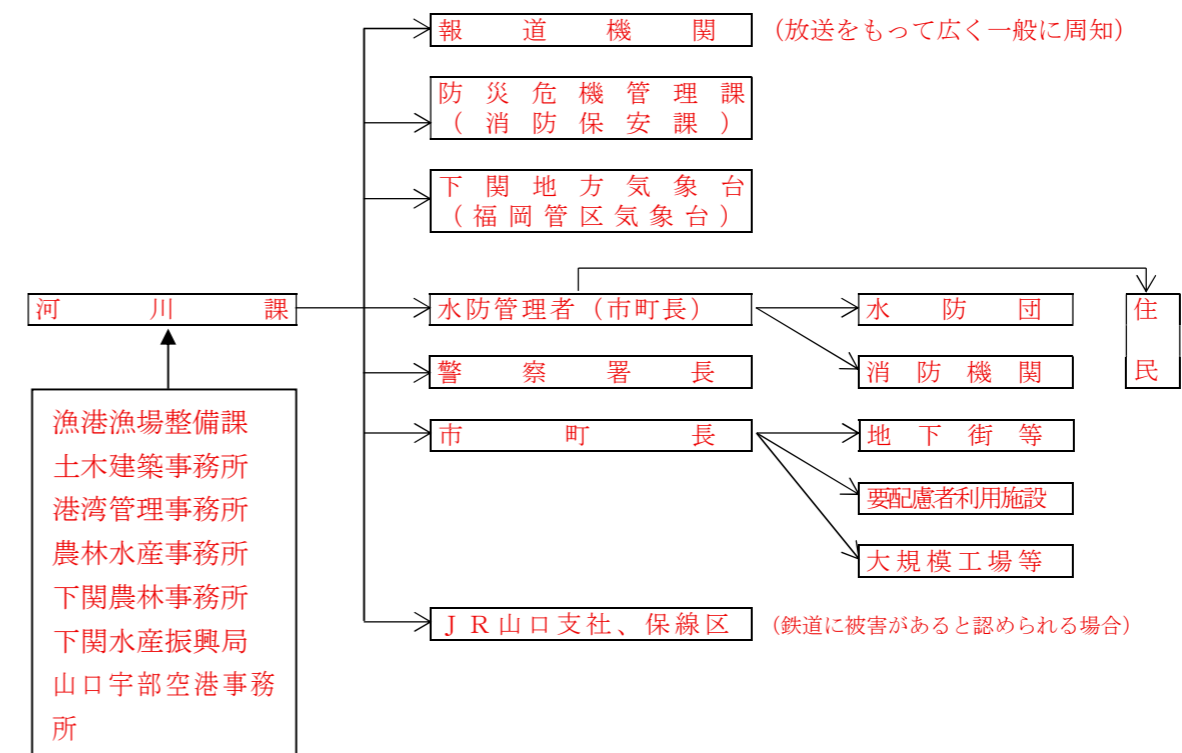
① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

通報を行う海岸名等は付表31のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表31

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



③ 氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、付表30-2の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（海岸） 付表30-2

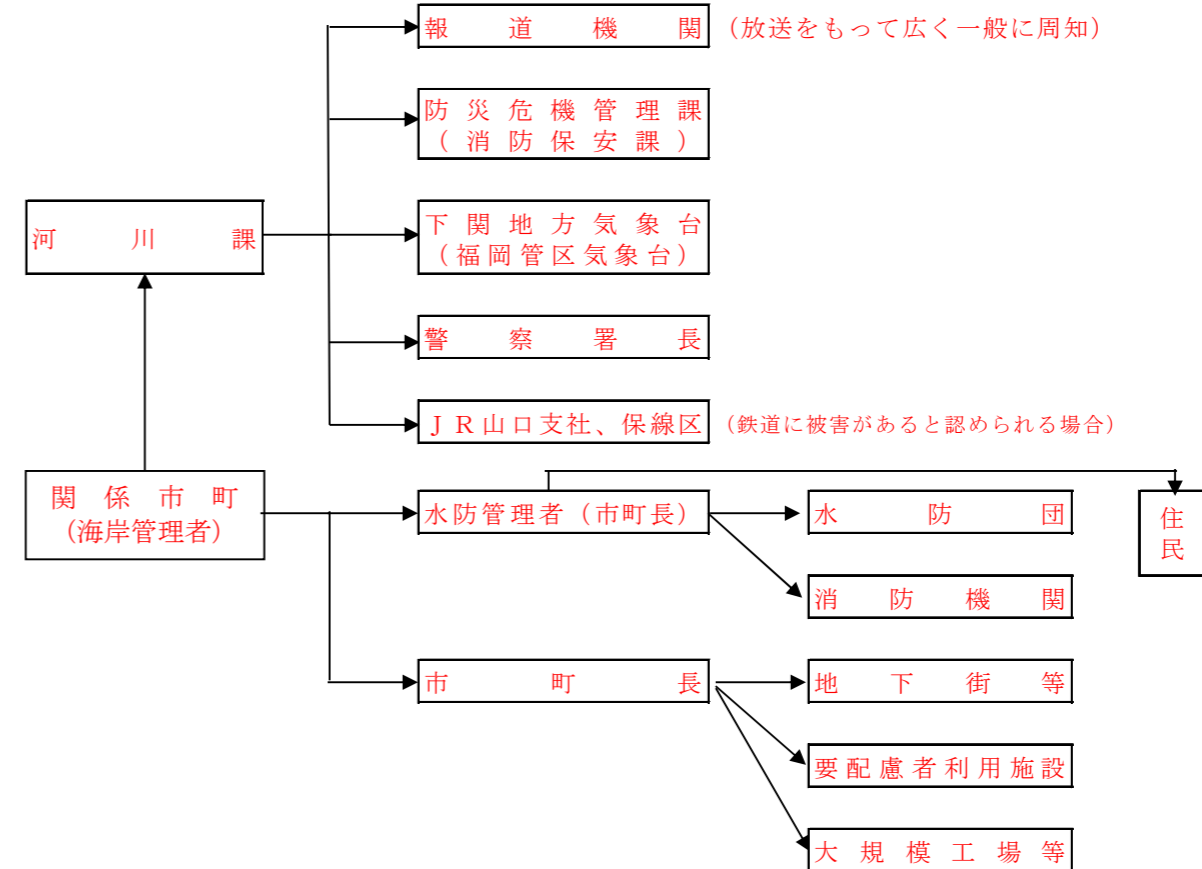
(エ) 海岸管理者（市町）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等
通報を行う海岸名等は付表31のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表31

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。

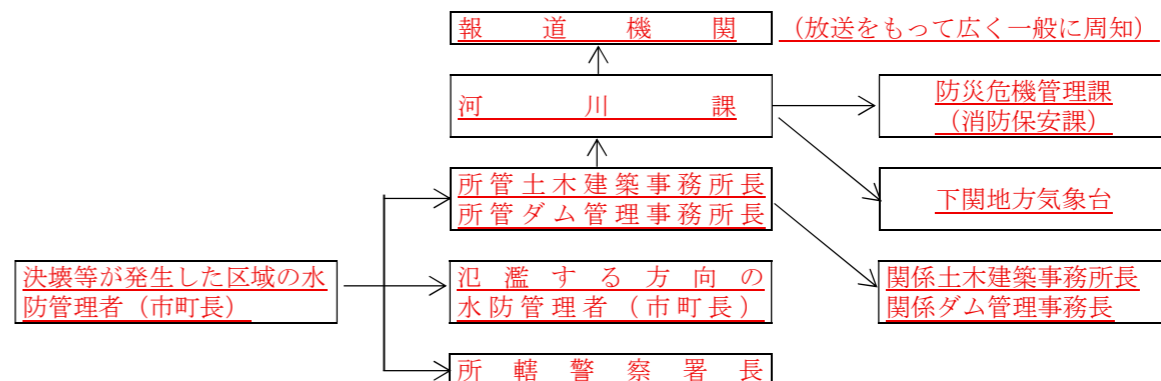


③ 氾濫等の伝達方法

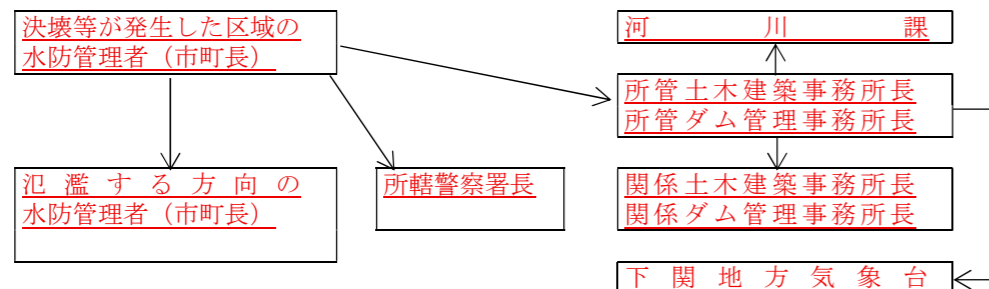
氾濫等を通報・通知するときは、付表30-2の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、関係者に通報するものとする。決壊等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



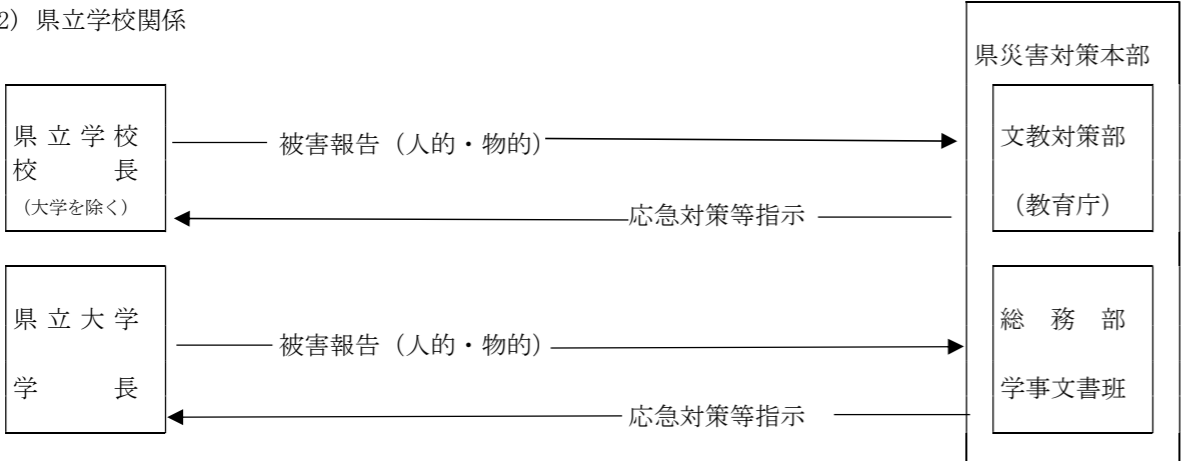
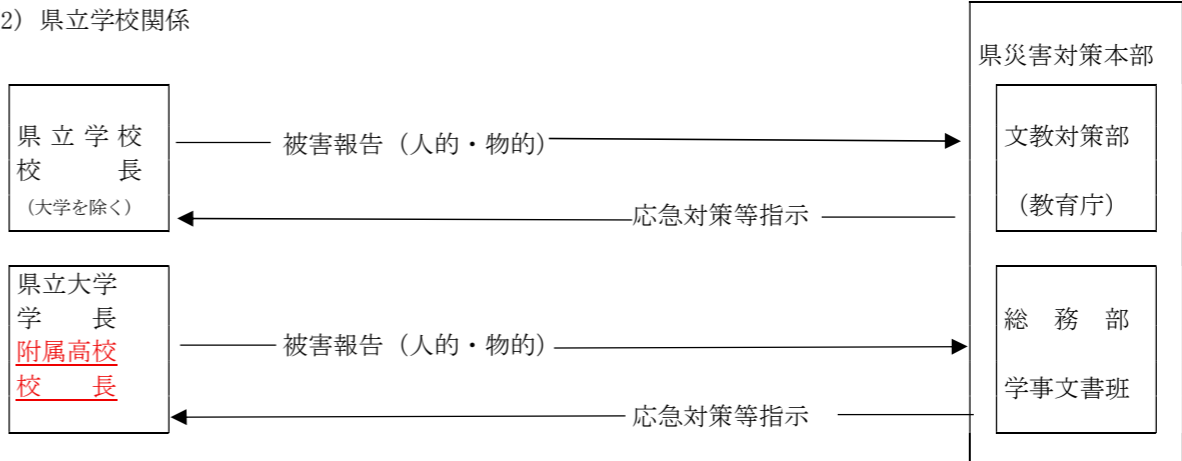
水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。

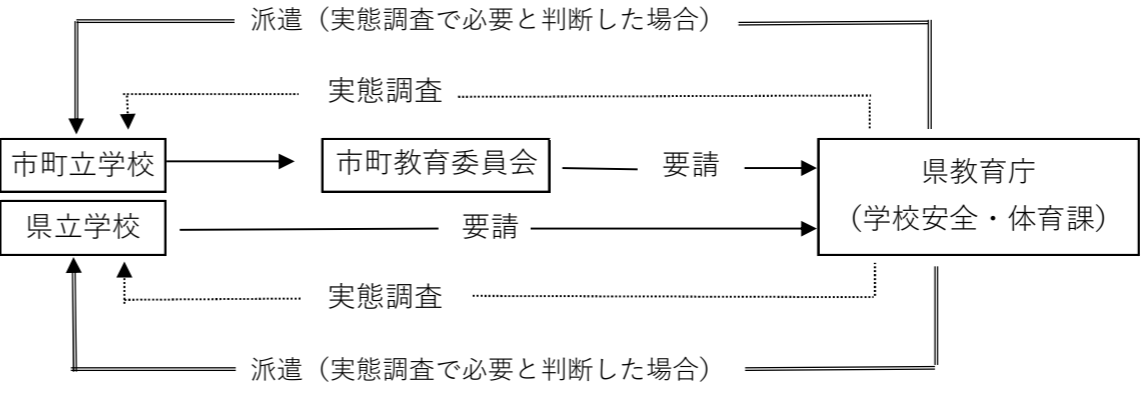


法改正に伴う
氾濫等の通報
基準等の追加

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5項 出動及び水防作業（3-13-20）</p> <p>2 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。</p> <p>その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <p>また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防工法 付表 <u>18</u></p> <p>第7項 水防管理団体等相互の協力</p> <p>1 河川管理者の協力</p> <p><u>②関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）</u></p> <p><u>③</u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p><u>④</u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p><u>⑤</u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2</u> 水防管理団体相互の応援、協力</p> <p>水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 広島県との協力</p> <p>小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。</p> <p>第8項 立退きの指示（3-13-21）</p> <p>1 避難</p> <p>避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表 <u>16</u></p> <p>2 立退きの指示（法第29条）</p> <p>洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退く <u>ことを指示するものとする。</u></p> <p>第9項 輸送</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表 <u>2</u>（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>	<p>第5項 出動及び水防作業（3-13-20）</p> <p>2 水防作業</p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。</p> <p>その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <p>また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防工法 付表 <u>32</u></p> <p>第7項 水防管理団体等相互の協力</p> <p>1 河川管理者の協力</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>②</u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p><u>③</u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</p> <p><u>④</u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p><u>2 海岸管理者の協力</u></p> <p><u>海岸管理者山口県知事及び海岸管理者となる市町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u></p> <p><u>①水防管理団体に対する海岸に関する情報の提供</u></p> <p><u>②水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p><u>③水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、海岸管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u></p> <p><u>④水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u></p> <p><u>3</u> 水防管理団体相互の応援、協力</p> <p>水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 広島県との協力</p> <p>小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。</p> <p>第8項 立退きの指示（3-13-21）</p> <p>1 避難</p> <p>避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表 <u>23</u></p> <p>2 立退き等の指示（法第29条）</p> <p>洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退く <u>べきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。</u></p> <p>第9項 輸送</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表 <u>9</u>（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>法改正（河川管理者等による氾濫等の通報の規定追加）に伴う重複事項の削除及び項ずれ</p> <p>法改正に伴う海岸管理者の水防活動への協力事項の追加</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>
<p>第8項 立退きの指示（3-13-21）</p> <p>1 避難</p> <p>避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表 <u>16</u></p> <p>2 立退きの指示（法第29条）</p> <p>洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退く <u>ことを指示するものとする。</u></p> <p>第9項 輸送</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表 <u>2</u>（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>	<p>第8項 立退きの指示（3-13-21）</p> <p>1 避難</p> <p>避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表 <u>23</u></p> <p>2 立退き等の指示（法第29条）</p> <p>洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退く <u>べきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。</u></p> <p>第9項 輸送</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表 <u>9</u>（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>法改正に伴う水防管理者等の指示内容の追加</p> <p>付表番号の整理</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11項 水防てん末報告</p> <p>1 水防管理団体の報告</p> <p>水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表<u>1.9</u>に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。</p> <p>2 土木建築事務所の報告</p> <p>土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防活動状況報告書 付表<u>1.9</u></p> <p>第14章 災害警備計画</p> <p>第1節 陸上警備対策</p> <p>第1項 警備体制（災害警備実施計画）（3-14-2）</p> <p>2 警備体制の種別</p> <p>(1) 第1次体制</p> <p>大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。</p> <p>(2) 第2次体制</p> <p>大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。</p> <p>3 警備本部の設置</p> <p>県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、<u>実態的な被害</u>の把握に努める。</p> <p>5 交通規制の実施（3-14-3）</p> <p>(3) 緊急交通路等機能の確保</p> <p>イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる<u>ものとする</u>。</p> <p>9 災害情報等の伝達</p> <p>(2) 相談活動の実施</p> <p>被災者の<u>肉親</u>等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。</p> <p>また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。</p>	<p>第11項 水防てん末報告</p> <p>1 水防管理団体の報告</p> <p>水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表<u>3.3</u>に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。</p> <p>2 土木建築事務所の報告</p> <p>土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。</p> <p style="text-align: right;">◇参照 水防活動状況報告書 付表<u>3.3</u></p> <p>第14章 災害警備計画</p> <p>第1節 陸上警備対策</p> <p>第1項 警備体制（災害警備実施計画）（3-14-2）</p> <p>2 警備体制の種別</p> <p>(1) 第1次体制</p> <p>大雨、暴風 (<u>陸上</u>)、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。</p> <p>(2) 第2次体制</p> <p>大雨、暴風 (<u>陸上</u>)、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。</p> <p>3 警備本部<u>等</u>の設置</p> <p>県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部<u>等</u>を設置する。</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、<u>被害実態</u>の把握に努める。</p> <p>5 交通規制の実施（3-14-3）</p> <p>(3) 緊急交通路等機能の確保</p> <p>イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる (<u>削除</u>)。</p> <p>9 災害情報等の伝達</p> <p>(2) 相談活動の実施</p> <p>被災者 (<u>削除</u>) 等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。</p> <p>また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。</p>	<p>付表番号の整理</p> <p>警備計画改正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営（3-15-2）</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や<u>子育て</u>のニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策の実施（3-17-2）</p> <p>(2) 県立学校関係</p>  <p>第2項 児童生徒等の安全対策（3-17-4）</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>学校は、県・市町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までまでに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（<u>県立大学</u>及び私立学校にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p> <p>(イ) <u>県立大学</u>・私立学校</p> <p>(2) 災害時の対応（3-17-5）</p> <p>【校 長】</p> <p>ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</p> <p>なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（<u>県立大学</u>及び私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p>	<p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営（3-15-2）</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や<u>子育て家庭、子ども・若者</u>のニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策の実施（3-17-2）</p> <p>(2) 県立学校関係</p>  <p>第2項 児童生徒等の安全対策（3-17-4）</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>学校は、県・市町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までまでに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（<u>県立大学〈附属高校を含む〉</u>及び私立学校にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p> <p>(イ) <u>県立大学〈附属高校を含む〉</u>・私立学校</p> <p>(2) 災害時の対応（3-17-5）</p> <p>【校 長】</p> <p>ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</p> <p>なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（<u>県立大学〈附属高校を含む〉</u>及び私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p> <p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p> <p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第3項 児童生徒等の援助（3-17-8）</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与 (イ) 県立大学 → 県（学事文書課）</p> <p>(2) 私立高等学校生徒等に対する<u>授業料</u>減免補助（3-17-9） <u>子育て支援のための私立高校生授業料</u>等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法 人が行う<u>授業料</u>軽減措置に対して補助する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3項 児童生徒等の援助（3-17-8）</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与 (イ) <u>県立大学（附属高校を含む）</u> 県立大学 → 県（学事文書課） <u>※附属高校については、公立大学法人を経由して報告するものとする。</u></p> <p>(2) 私立高等学校生徒等に対する<u>入学金</u>減免補助（3-17-9） <u>山口県私立高校生入学金</u>等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法 人が行う<u>入学金</u>軽減措置に対して補助する。</p> <p><u>6 児童生徒等に対する精神的なケア</u> <u>【県（教育庁学校安全・体育課）】</u> <u>被災により、児童生徒等への精神的なケアが必要な場合もしくは必要となることが予測される場合、派遣要請に応じてスクールカウンセラー等の専門家を学校に派遣する。</u></p> <p><u>ア 派遣対象学校</u> <u>公立幼・小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u></p> <p><u>イ 派遣要請から派遣までの流れ</u></p>  <p><u>ウ 専門家支援の内容</u></p> <p><u>(7) 学校の生徒指導・教育相談体制への指導・助言</u> <u>(イ) 幼児児童生徒の安全確保及び保護者への指導・助言</u> <u>(ウ) 幼児児童生徒・保護者等のカウンセリング及び教職員のサポート</u> <u>(エ) 幼児児童生徒・保護者等への心理教育</u> <u>(オ) その他、必要と認められる支援</u></p> <p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画 第1節 電力施設 第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱（3-18-2） 2 災害発生時の防災体制 ア 防災体制の発令の考え方 (<u>中国電力㈱山口支社</u>)</p> <table border="1" data-bbox="1528 1816 2626 2016"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された<u>場合</u> ・非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された <u>場合</u> ・非常体制が発令された事業所がある場合	<p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p> <p>高校無償化に伴う、補助金の名称変更</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p>
区 分	発 令 基 準					
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された <u>場合</u> ・非常体制が発令された事業所がある場合					
<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画 第1節 電力施設 第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱（3-18-2） 2 災害発生時の防災体制 ア 防災体制の発令の考え方 (<u>支社</u>)</p> <table border="1" data-bbox="222 1858 1305 2016"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された<u>場 合</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された <u>場 合</u>	<p>表現の適正化</p> <p>スペースの削除</p>	
区 分	発 令 基 準					
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された <u>場 合</u>					

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常体制が発令された事業所がある場合
非常体制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令された場合、<u>または</u>防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合</u>
非常体制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、<u>防災体制</u>の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

基準の追加
基準の修正

(新設)

イ 防災体制の発令の考え方（中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター）

区 分	発 令 基 準
警 戒 体 制 (災害対策準備本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口統括大の担当区域に一定の被害が予測される場合 ・山口統括大の担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非 常 体 制 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口統括大の担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制 (特別災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・山口統括大の担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

表の追加

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

事 項	対 応 措 置
	(略)
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>気象予警報が発表され</u>、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。</p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>中国電力（株）山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5 1 8 0 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県災害対策本部 (産業労働部) 県庁内線 2 4 5 2 </div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>・時間内</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 (広報) T E L 083-924-9968 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県(産業政策課) T E L 083-933-3125 </div> </div>

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

事 項	対 応 措 置
	(略)
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>中国電力(株)山口支社に防災体制が発令されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>電力供給に関すること。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5 1 8 0 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県災害対策本部 (産業労働部) 県庁内線 2 4 5 2 </div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 (広報) T E L 083-924-9968 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県(産業政策課) T E L 083-933-3125 </div> </div>

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

現 行		修 正 案		備 考										
	<p><u>・休日、時間外</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） T E L <u>090-3744-4960</u></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) T E L 083-933-2390</div> </div>		<p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） T E L <u>083-924-2942</u></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県(防災危機管理課) T E L 083-933-2390</div> </div>	<p>表現の適正化</p> <p>番号修正</p>										
<p>第3項 県営電力施設（3-18-5）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>※生見川発電所については、中国電力ネットワーク(株)広島制御所</u></p>	<p>第3項 県営電力施設（3-18-5）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>連絡先の変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>連絡先の変更</p>										
<p>第3節 水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-18-8）</p> <p>1 動員体制の確立</p> <p>(3) 情報連絡活動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 応急対策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 項 目</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 応急措置</td> <td> <p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対 策 項 目	措 置 内 容	(略)		(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>	<p>第3節 水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-18-8）</p> <p>(3) 情報連絡活動</p> <p><u>ウ 上下水道一体での情報共有・連絡調整が円滑にできるよう、上水・下水の部局間の連携体制を構築する。</u></p> <p>2 応急対策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 策 項 目</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 応急措置</td> <td> <p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 <u>また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u></p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対 策 項 目	措 置 内 容	(略)		(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 <u>また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u></p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>	<p>能登半島地震を踏まえた対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p>
対 策 項 目	措 置 内 容													
(略)														
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>													
対 策 項 目	措 置 内 容													
(略)														
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 <u>また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u></p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>													

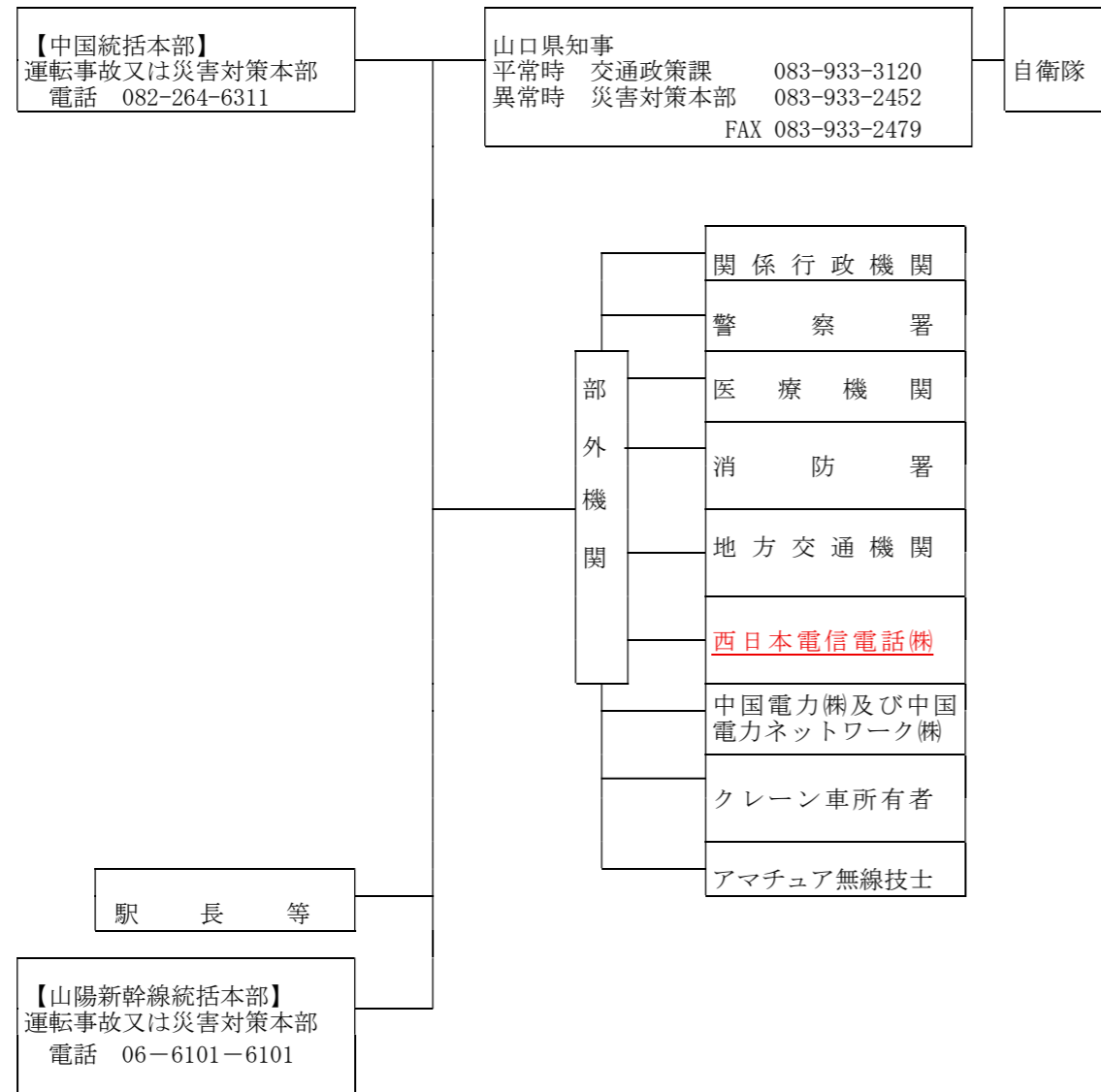
現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 下水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-18-10）</p> <p>3 情報連絡活動 <u>（新設）</u></p> <p>第2項 応急対策（3-18-11）</p> <p>3 応急措置</p> <p>(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>【西日本電信電話株】</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制</p> <p>災害が発生した場合には、<u>西日本電信電話株式会社</u>山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>西日本電信電話株式会社</u>災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認められた時は、<u>西日本電信電話株式会社</u>職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。</p> <p>3 応急対策（3-18-13）</p> <p>(2) <u>特設公衆電話</u>の設置と緊急・非常扱い電報の受付け</p> <p>ア <u>特設公衆電話</u>の開設</p> <p>救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に<u>特設公衆電話</u>を設置する。</p> <p>(4) 応急措置</p> <p>災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。</p> <p>ア 臨時回線の作成</p> <p>イ 中継順路の変更</p> <p>ウ 規制等による疎通確保</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用</p> <p>オ <u>特設公衆電話</u>の設置</p> <p>カ その他必要な措置</p>	<p>第4節 下水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-18-10）</p> <p>3 情報連絡活動 <u>(3) 上下水道一体での情報共有・連絡調整が円滑にできるよう、上水・下水の部局間の連携体制を構築する。</u></p> <p>第2項 応急対策（3-18-11）</p> <p>3 応急措置</p> <p><u>災害発生時において、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。</u></p> <p>(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>【NTT西日本株】</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制</p> <p>災害が発生した場合には、<u>NTT西日本株式会社</u>山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>NTT西日本株式会社</u>災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認められた時は、<u>NTT西日本株式会社</u>職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する</p> <p>3 応急対策（3-18-13）</p> <p>(2) <u>災害時公衆電話</u>の設置と緊急・非常扱い電報の受付け</p> <p>ア <u>災害時公衆電話</u>の開設</p> <p>救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に<u>災害時公衆電話</u>を設置する。</p> <p>(4) 応急措置</p> <p>災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。</p> <p>ア 臨時回線の作成</p> <p>イ 中継順路の変更</p> <p>ウ 規制等による疎通確保</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用</p> <p>オ <u>災害時公衆電話</u>の設置</p> <p>カ その他必要な措置</p>	<p>能登半島地震を踏まえた対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>社名変更</p> <p>名称変更</p>

現 行	修 正 案	備 考																																					
<p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>第2項 災害時の応急活動体制（3-18-14）</p> <p>災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ確に実施し、移動体通信の確保を図る。</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 移動通信サービス復旧順位</p> <p>公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。</p> <p>なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="225 541 1252 844"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th colspan="2">復 旧 サ ー ビ ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td colspan="2"><u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u></td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u></td> <td>重要通信を確保する機関の通話サービス</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td><u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u></td> <td>一般電話サービス</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td colspan="2">第1順位、第2順位、<u>第3順位</u>に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 可搬型無線基地局装置（P-BTS）</u></p> <p><u>可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。</u></p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策（3-19-5）</p> <p>3 港湾・漁港施設【県（港湾課・漁港漁場整備課）・市町・管区海上保安本部・海上保安部署】</p> <p>(1) 応急措置・応急復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="151 1213 1302 2018"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (土木建築部) (農林水産部)</td> <td> <p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	順位	復 旧 サ ー ビ ス		第1順位	<u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u>		第2順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス	第3順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	一般電話サービス	第4順位	第1順位、第2順位、 <u>第3順位</u> に該当しないもの		実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策	県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>	<p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>第2項 災害時の応急活動体制（3-18-14）</p> <p>災害発生に際し、移動通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ確に実施し、移動体通信の確保を図る。</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 移動通信サービス復旧順位</p> <p>公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。</p> <p>なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="1540 499 2567 753"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th colspan="2">復 旧 サ ー ビ ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td><u>携帯電話サービス</u></td> <td>重要通信を確保する機関の通話サービス</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>携帯電話サービス</u></td> <td>一般電話サービス</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td colspan="2">第1順位、第2順位、<u>(削除)</u>に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 移動基地局車/可搬型基地局(P-BTS)</u></p> <p><u>災害により無線基地局に直接的な被害が発生した場合は、移動基地局車や可搬型基地局を設営し重要通信を確保する。</u></p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策（3-19-5）</p> <p>3 港湾・漁港施設【県（港湾課・漁港漁場整備課）・市町・管区海上保安本部・海上保安部署】</p> <p>(1) 応急措置・応急復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="1466 1163 2617 2018"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (土木建築部) (農林水産部)</td> <td> <p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p> </td> </tr> <tr> <td>管区海上保安本</td> <td>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	順位	復 旧 サ ー ビ ス		第1順位	<u>携帯電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス	第2順位	<u>携帯電話サービス</u>	一般電話サービス	第3順位	第1順位、第2順位、 <u>(削除)</u> に該当しないもの		実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策	県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>	管区海上保安本	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。	<p>表現の適正化</p> <p>衛星電話削除</p> <p>表現の適正化</p>
順位	復 旧 サ ー ビ ス																																						
第1順位	<u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u>																																						
第2順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス																																					
第3順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	一般電話サービス																																					
第4順位	第1順位、第2順位、 <u>第3順位</u> に該当しないもの																																						
実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策																																						
県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>																																						
順位	復 旧 サ ー ビ ス																																						
第1順位	<u>携帯電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス																																					
第2順位	<u>携帯電話サービス</u>	一般電話サービス																																					
第3順位	第1順位、第2順位、 <u>(削除)</u> に該当しないもの																																						
実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策																																						
県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>ア 港湾施設</p> <p>港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（管区海上保安本部・海上保安部署、船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設</p> <p>漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港に係る応急工事</p> <p>(ア) 後背地に対する防護</p> <p>高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。</p> <p>(イ) 航路、泊地</p> <p>土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) けい留施設</p> <p>岸壁、荷揚げ場等が決壊した場合は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>																																						
管区海上保安本	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。																																						

現 行		修 正 案		備 考	
管区海上保安本部・海上保安部署	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施</p> <p>イ 被災区域内の交通整理</p> <p>ウ 航路障害物の除去</p> <p>エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達</p> <p>(イ) 船舶在泊状況の把握</p> <p>(ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導</p> <p>(エ) 危険物荷役の中止勧告</p> <p>(オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦</p> <p>(カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止</p> <p>(キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限</p> <p>(ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導</p> <p>(ケ) 海上における流出油等の防除</p> <p>(コ) 船舶火災、海上火災の消火活動</p> <p>(ク) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請</p>	部・海上保安部署	<p>ア 被災区域の交通規制の実施</p> <p>イ 被災区域内の交通整理</p> <p>ウ 航路障害物の除去</p> <p>エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達</p> <p>(イ) 船舶在泊状況の把握</p> <p>(ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導</p> <p>(エ) 危険物荷役の中止勧告</p> <p>(オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦</p> <p>(カ) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止</p> <p>(キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限</p> <p>(ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導</p> <p>(ケ) 海上における流出油等の防除</p> <p>(コ) 船舶火災、海上火災の消火活動</p> <p>(ク) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請</p>		<p>本記載は震災対策編のみに記載されているが、台風等の風水害時にも同様の対応を行うため追加</p>
		<p><u>中国地方整備局</u> <u>(宇部港湾・空港整備事務所)</u> <u>九州地方整備局</u> <u>(下関港湾事務所)</u></p>	<p><u>(1) 災害が発生した場合、県・市と連携し、港湾施設の点検を実施する。</u></p> <p><u>(2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県・市と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。</u></p>		
<p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧（3-19-12）</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。</p> <p>なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておくものとする。</p> <p>ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）</p> <p>イ 警察署</p> <p>ウ 消防署</p> <p>エ 地方交通機関</p> <p>オ <u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>カ 自衛隊</p> <p>キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社</p> <p>ク クレーン車所有者</p> <p>ケ アマチュア無線技士</p>	<p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧（3-19-12）</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。</p> <p>なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておくものとする。</p> <p>ア 関係行政機関（市町及び県・国の機関）</p> <p>イ 警察署</p> <p>ウ 消防署</p> <p>エ 地方交通機関</p> <p>オ <u>NTT 西日本株式会社</u></p> <p>カ 自衛隊</p> <p>キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社</p> <p>ク クレーン車所有者</p> <p>ケ アマチュア無線技士</p>				社名変更

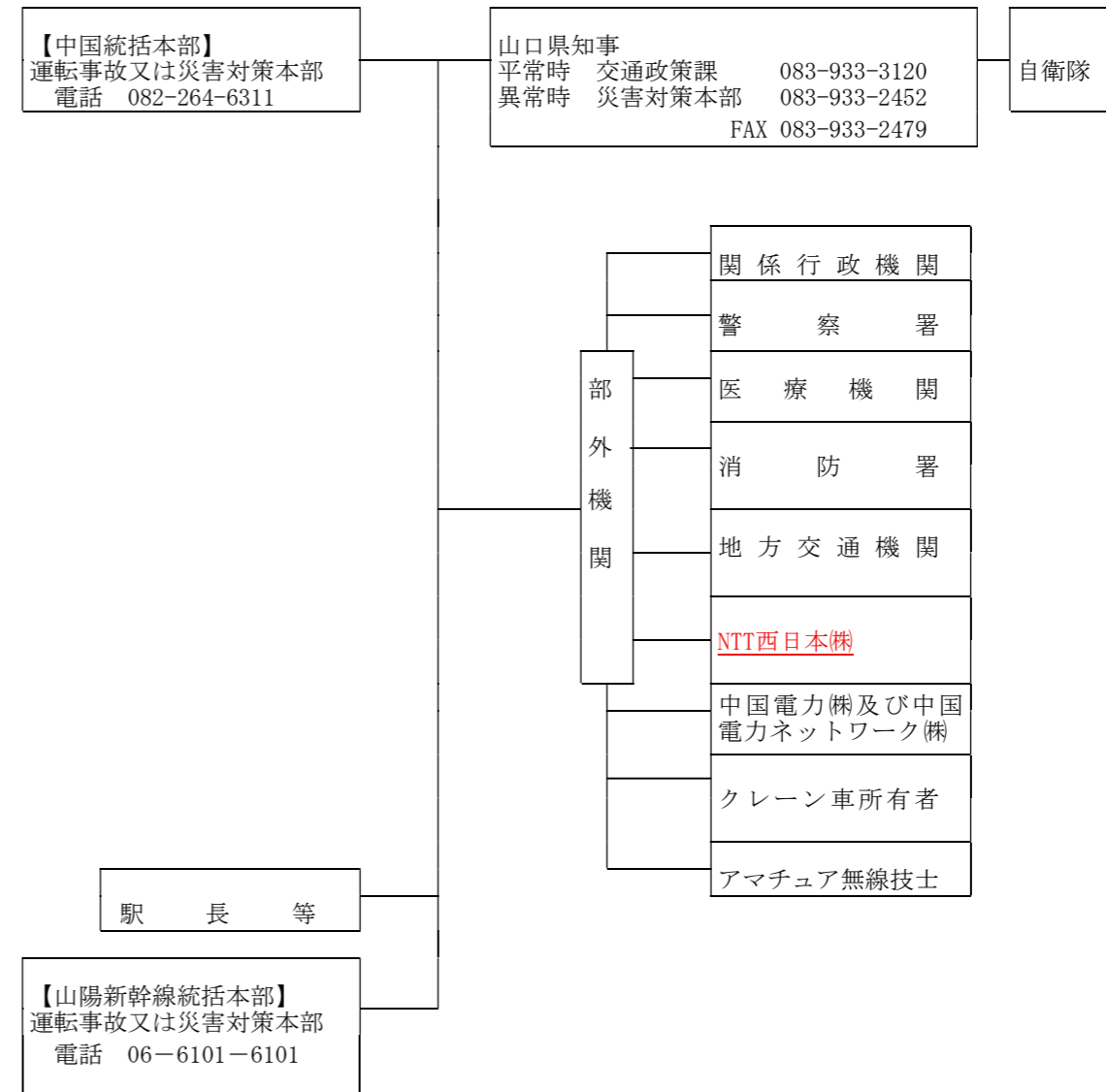
現 行

(4) 部外機関との連絡系統図
【西日本旅客鉄道株式会社】



修 正 案

(4) 部外機関との連絡系統図
【西日本旅客鉄道株式会社】



備 考

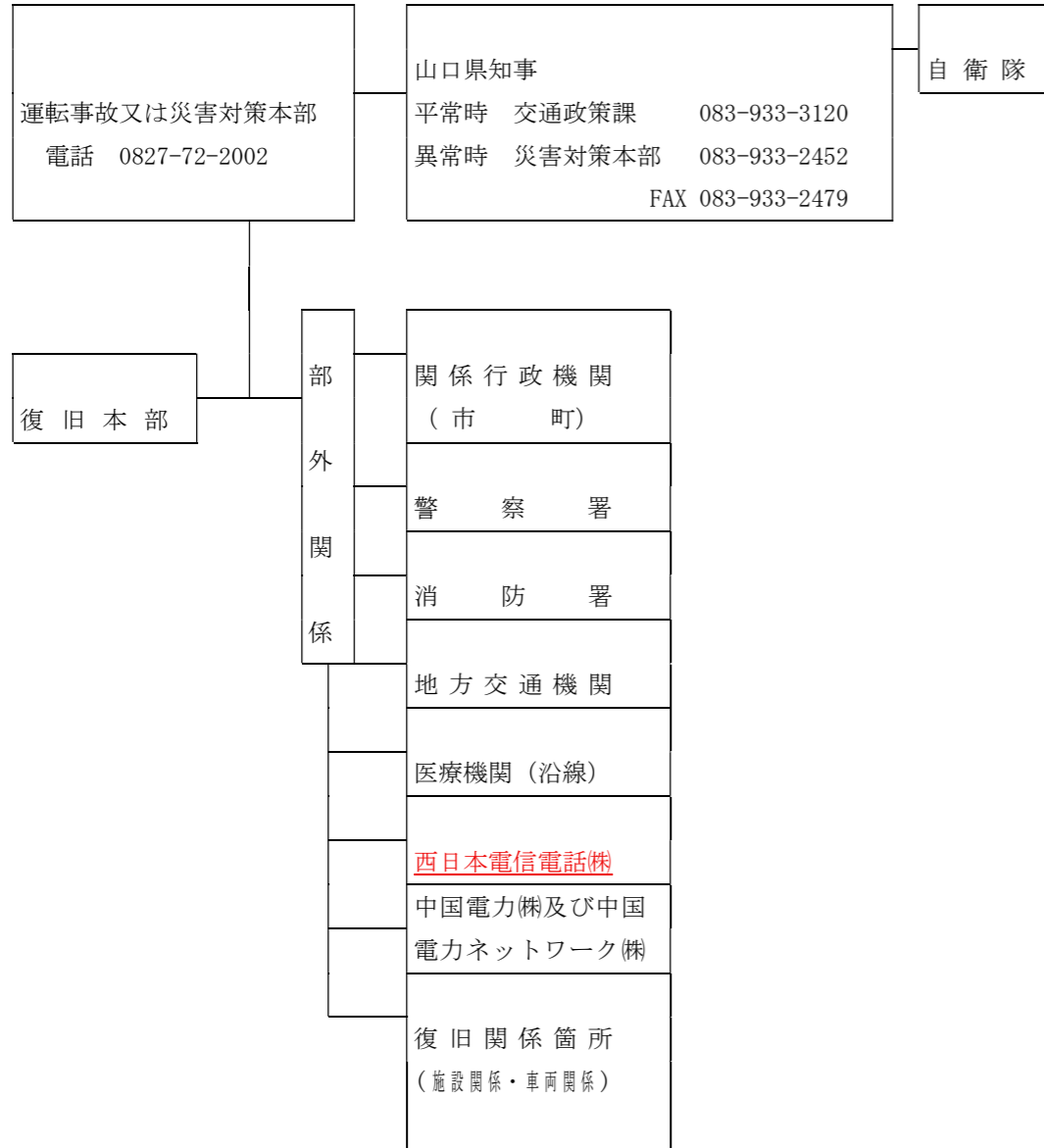
社名変更

現 行

2 錦川鉄道株式会社

西日本旅客鉄道㈱と同様の対策を講じる。

部外関係機関との連絡系統図

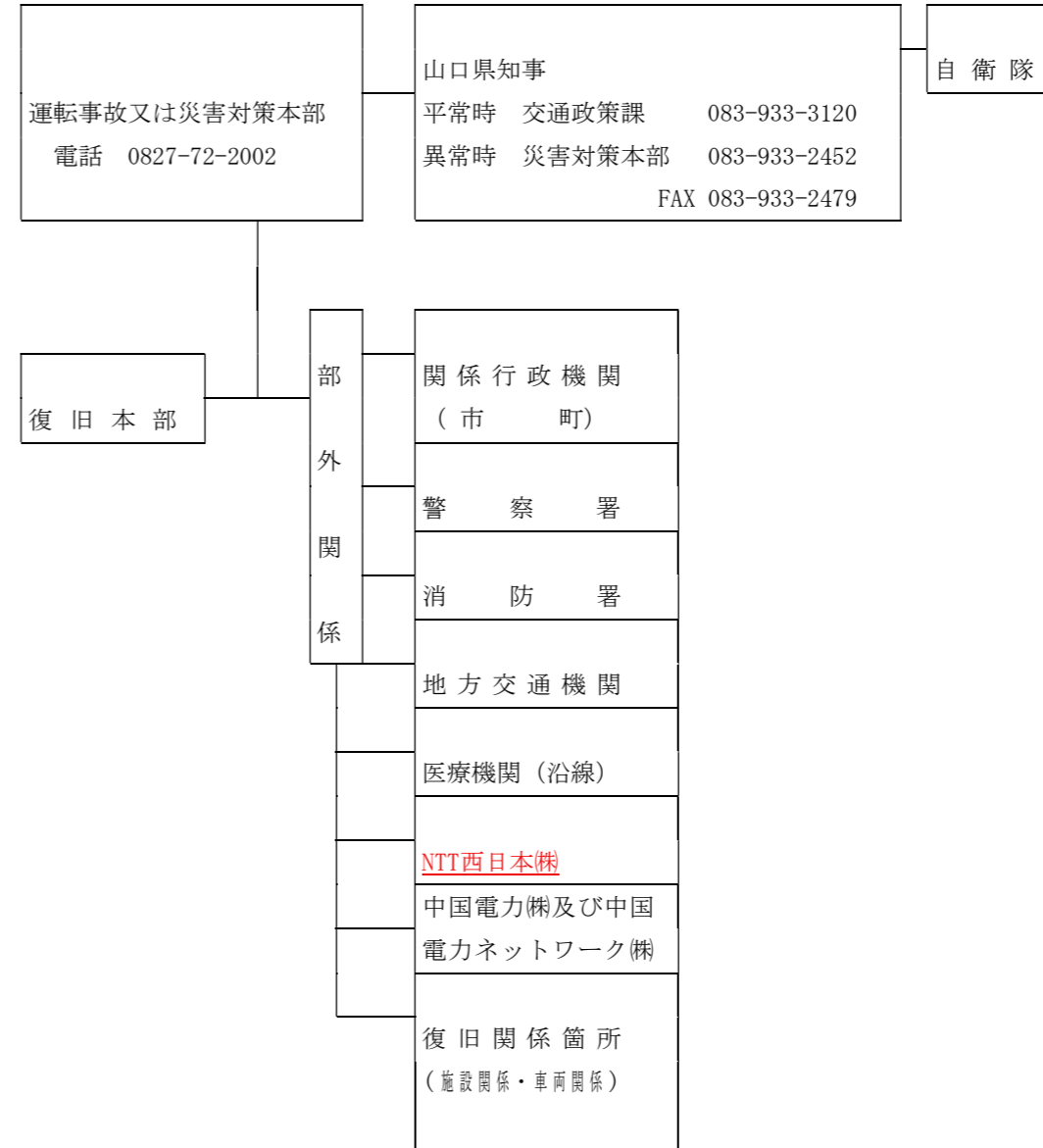


修 正 案

2 錦川鉄道株式会社

西日本旅客鉄道㈱と同様の対策を講じる。

部外関係機関との連絡系統図



備 考

社名変更

現 行	修 正 案	備 考
<p>第21章 火災対策計画（3-21-1）</p> <p>基本的な考え方 火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。</p>	<p>第21章 火災対策計画（3-21-1）</p> <p>基本的な考え方 火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。</p>	<p>火災予防条例の改正に伴う修正</p>

第2節 林野火災対策計画
 第2項 火災気象通報及び**火災警報**の伝達（3-21-8）
 第1節 2項参照

第3項 林野火災に係る消防活動
 1 消防活動の実施機関

(1) 市町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報 の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の召集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ 「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所等(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出 火	1 覚知情報の伝達 2 出 動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消防隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難避示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮 圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎよ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

第2節 林野火災対策計画
 第2項 火災気象通報及び**林野火災警報等**の伝達（3-21-8）
 第1節 2項参照（「火災警報」を「林野火災警報等」と読み替える。）

第3項 林野火災に係る消防活動
 1 消防活動の実施機関

(1) 市町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策、**林野火災注意報並びに林野火災警報の的確な発令**及び消火活動について全力を傾注して実施する。

事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報 の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の召集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ 「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課(農林水産事務所等(森林部)) 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出 火	1 覚知情報の伝達 2 出 動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消防隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難避示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮 圧	1 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎよ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

現 行

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-4）

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
(略)				
総務部	学事文書	学事文書課	14 <u>山口県立大学</u> 及び私立学校等における復旧・復興対策に関すること。 15 災害関係文書の処理に関すること。	
(略)				
土木建築 対策部	都市 施設対策	都市計画課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の <u>都市施設</u> に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域 <u>下水道</u> の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。	

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談（4-2-3）

機関名	措置事項
(略)	
警察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政 機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第6項 生活資金の確保（4-2-6）

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

(3) 利 率 年1.24% (保証料別途)

第12項 その他の生活支援（4-2-11）

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

修 正 案

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-4）

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
(略)				
総務部	学事文書	学事文書課	14 <u>山口県立大学（附属高校を含む）</u> 及び私立学校等における復旧・復興対策に関すること。 15 災害関係文書の処理に関すること。	
(略)				
土木建築 対策部	都市 施設対策	都市計画課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の <u>都市施設</u> に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域 <u>下水道施設</u> の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。	

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談（4-2-3）

機関名	措置事項
(略)	
警察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
<u>中国四国管区行政評価局</u> <u>（山口行政監視行政相談センター）</u>	<u>被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。</u>
指定公共機関 指定地方行政 機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第6項 生活資金の確保（4-2-6）

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

(3) 利 率 年1.32% (保証料別途)

第12項 その他の生活支援（4-2-11）

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（NTT 西日本株式会社）】

備 考

周防大島高校の設置者変更に伴う修正

スペースの削除

表現の適正化

防災基本計画に準拠

利率変更

社名変更